

益田市都市計画マスタープラン

平成 24 年 3 月

益 田 市

目次

第1章 計画策定の主旨及び計画の概要

1-1. 都市計画マスタープランの目的と役割	1
1. 都市計画マスタープラン策定の目的	1
2. 都市計画マスタープランの役割	1
3. 都市計画マスタープランの位置付け	2
4. 都市計画マスタープランの策定体制	3
1-2. 都市計画マスタープランの概要	4
1. 計画期間と目標年次	4
2. 計画の構成	4

第2章 益田市の概況

2-1. 益田市の位置と沿革	7
1. 位置	7
2. 沿革	7
2-2. 益田市の特性	8
1. 人口・世帯数	8
2. 土地利用	9
3. 産業	10
2-3. 益田市の都市計画の状況	14
1. 都市計画区域と用途地域	14
2. 都市計画道路	16
3. 市街地開発事業	17
4. 都市計画公園	18
2-4. アンケートに見る市民の意向	19
1. アンケート調査の概要	19
2. アンケート調査の結果	19

第3章 まちづくりの目標

3-1. まちづくりの基本理念	25
1. まちづくりの基本理念とテーマ	25
3-2. まちづくりの基本方針	26
3-3. 将来目標人口	27
3-4. これからのまちづくりのあり方	28
1. 背景	28
2. これからのまちづくりのあり方	28
3-5. 将来都市構造	30
1. 拠点の位置づけ	30
2. 連携軸の位置づけ	32
3. 土地利用ゾーンの位置づけ	33
4. 将来都市構造図	34

第4章 全体構想

4-1. 土地利用の方針	37
1. 土地利用の方針	37
4-2. 交通施設の整備方針	40
1. 交通体系の基本方針	40
2. 道路の整備方針	41
3. 公共交通施設等の整備方針	42
4-3. 市街地整備の方針	44
1. 市街地整備の基本方針	44
2. 市街地開発事業等の方針	44
4-4. 都市及び自然環境形成の方針	46
1. 都市及び自然環境形成の方針	46
4-5. 景観形成の方針	49
1. 景観形成の方針	49
4-6. 都市防災の方針	52
1. 都市防災の方針	52
4-7. 福祉のまちづくり方針	54
1. 福祉のまちづくり方針	54

第5章 都市計画区域内構想

5-1. 対象地域について	57
5-2. 都市空間の構成方針	57
1. 益田地域の都市計画区域	57
2. 匹見地域の都市計画区域	59
5-3. 土地利用の方針	60
1. 益田地域の都市計画区域	60
2. 匹見地域の都市計画区域	63
5-4. 都市施設の方針	64
1. 道路・交通体系の方針	64
2. 上下水道の方針	72
5-5. 自然的環境及び景観形成の方針	73
1. 自然的環境及び景観形成の方針	73
5-6. 持続可能な都市へ向けて	77
1. 都市機能を集約する	77
2. 都市の魅力を向上させる	79
3. 都市の資産を上手に管理する	80

第6章 地域別構想

6-1. 地域別構想	82
1. 益田地域	84
2. 吉田南地域	86
3. 吉田地域	88
4. 高津地域	90

第7章 都市計画マスタープランの実現に向けて

7-1. 都市計画マスタープランの実現に向けて	94
1. 都市計画マスタープランから具体的なまちづくりへ	94
2. 実現化プログラム	95
3. 都市計画マスタープランの管理と見直し	96

■資料編

資料 1. その他の地域別概要	98
1. 益田東部地域の概要	99
2. 益田西部地域の概要	104
3. 美都地域の概要	109
4. 匹見地域の概要	113
資料 2. 上位・関連計画	117
1. 島根の都市計画区域マスタープラン	117
2. 益田市総合振興計画	117
3. 新市建設計画	117
4. 益田市緑の基本計画	118
5. 益田市中心市街地活性化基本計画	118
6. 益田市国土利用計画	118
資料 3. 都市計画マスタープランの策定経緯	119
資料 4. 都市計画マスタープランの策定体制	120

第 1 章 計画策定の主旨及び計画の概要

1-1 都市計画マスタープランの目的と役割

1. 都市計画マスタープラン策定の目的

まちづくりを行う上では、社会構造の変化や人々の価値観の多様化等に適切に対応しつつ、新市建設計画にあるような「未来にむけ一人ひとりが輝くまち」を実現するための、実現性・実効性の高いまちづくりの指針づくりが必要です。また、益田市では平成9年に都市計画マスタープランが策定されていましたが、平成16年11月1日に旧益田市、旧美都町、旧匹見町の1市2町が合併し、新しい益田市となりました。

このような状況の中、社会情勢の変化などにより、まちづくりの新たな対応が求められており、新市の『益田市都市計画マスタープラン』を策定するものです。

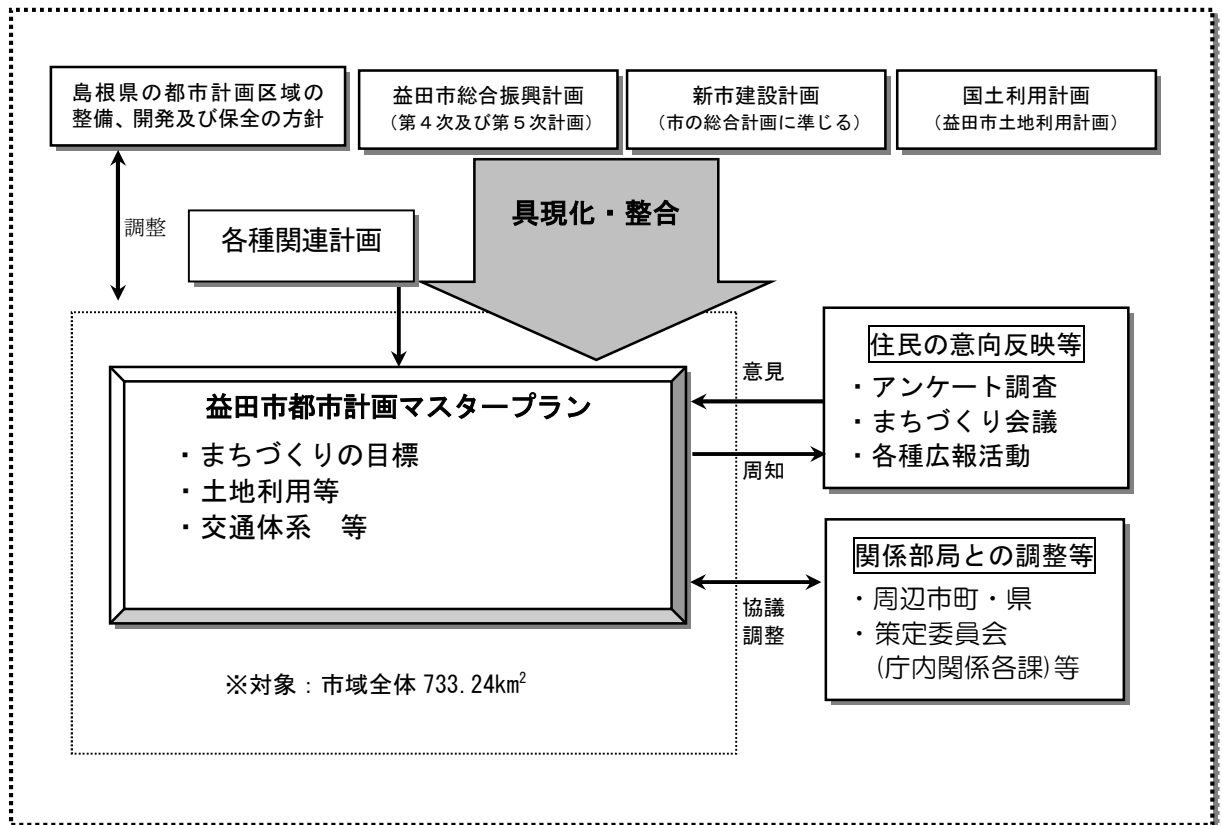
2. 都市計画マスタープランの役割

- 上位計画の将来像や関連計画の検討内容等を踏まえ、都市マスにおいてさらにわかりやすい、特色ある明確な将来ビジョンを設定します。
- 人口や土地利用をはじめとした都市の基本的指標を、都市計画基礎調査等によりの確に捉え、これらをもとにして、市の実態に即応した将来のビジョンを設定します。
- 市町合併に関する取り組み等を踏まえながら、広域的な視点に立った将来のビジョン、及び広域の連携は必要だけでもその中で埋もれることのない「個性」を保持・確立する将来ビジョンを設定します。

3. 都市計画マスタープランの位置付け

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に位置づけられた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、“市町村が定める都市計画は、都市計画マスタープランに即したものでなければならない”（法第18条の2第4項）とされていることから、まちづくり（用途地域などの土地利用、道路・公園・下水道などの都市施設、土地区画整理事業などの市街地開発事業）を推進する場合には、常に立ち返らなければなりません。

■都市計画マスタープランの位置づけ

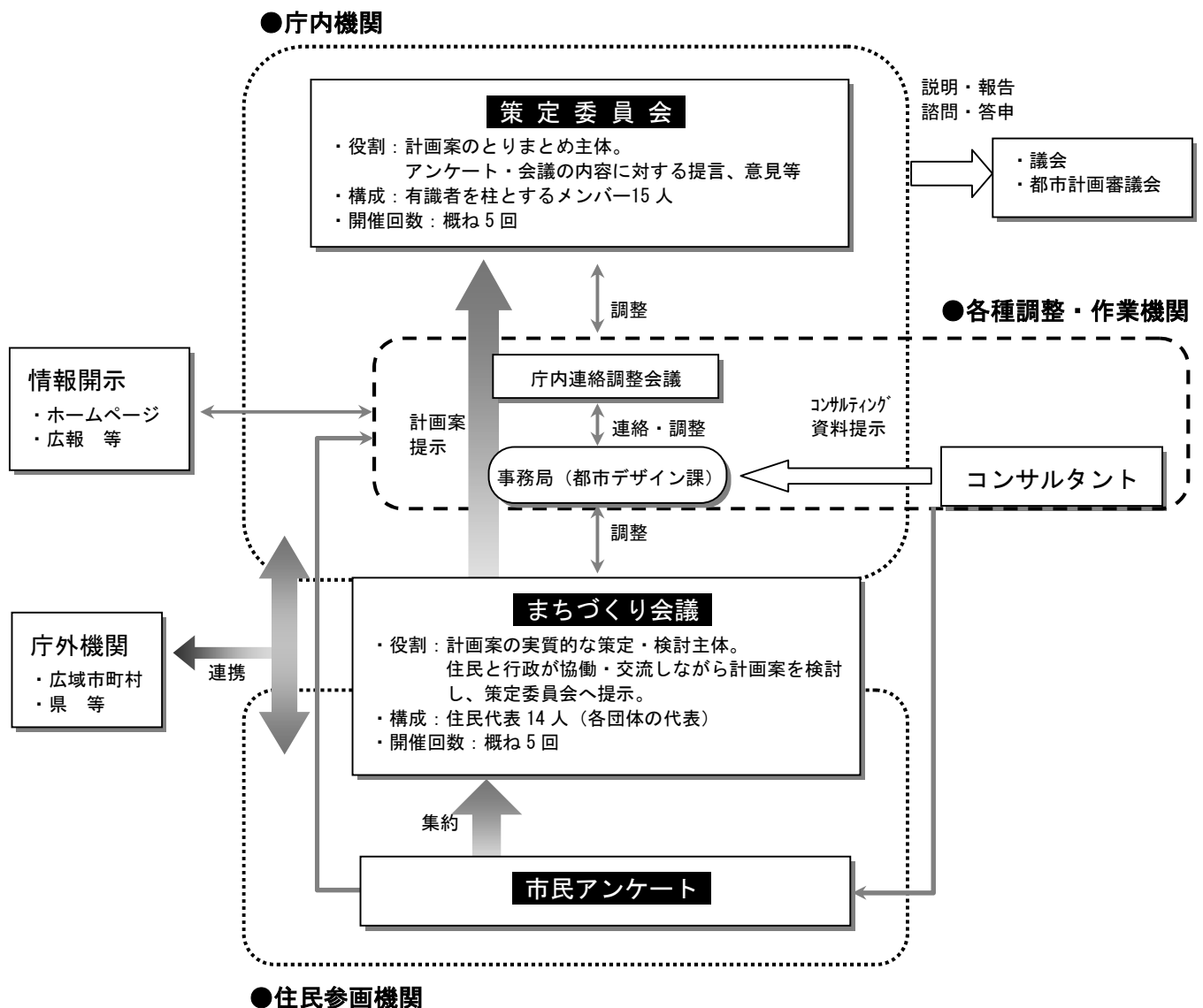


4. 都市計画マスタープランの策定体制

アンケート調査以外の住民参画として、気心の知れた住民同士が一緒になってまちづくりを考える『まちづくり会議』や、住民代表と庁職員というまちづくりの中で密接な関係にある人々が一緒になって有識者の意見を聴きながらまちづくりを考える『策定委員会』を開催します。

こうした会合は開催の回数が限られているため、それぞれの回において、多くの人がまちづくりに対する意識を高め、建設的で有意義な議論ができるようにしていきます。

■都市計画マスタープラン策定体制



1-2 都市計画マスタープランの概要

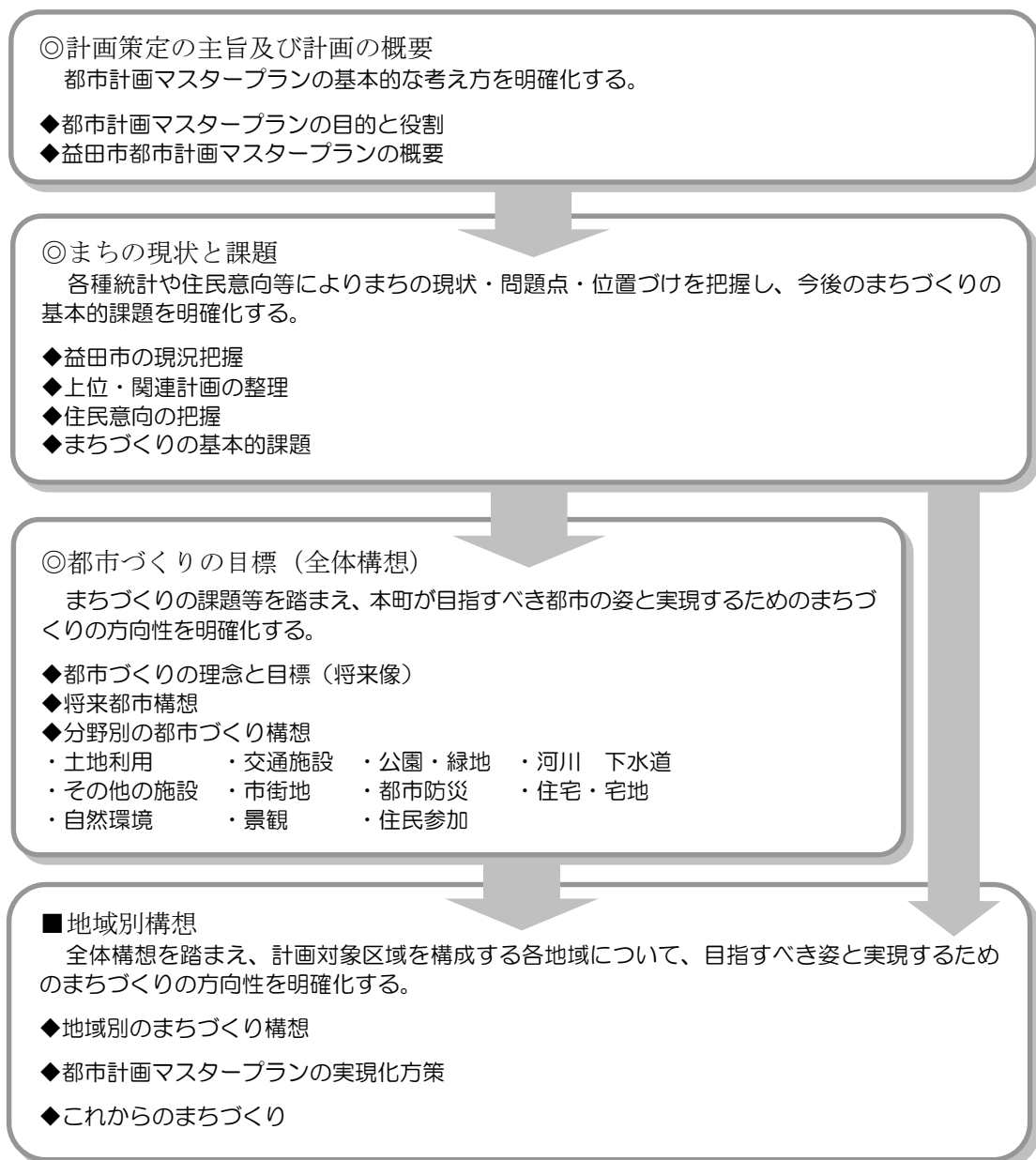
1. 計画期間と目標年次

本計画の計画期間は平成23年度から平成32年度の10年間とし、目標年次は最終年度の平成32年度とします。

2. 計画の構成

本計画の構成は下図に示すとおり、まちづくりの前提条件を示す『まちの現状と課題』からはじまり、都市全体のまちづくりの考え方を示す『全体構想』、及び地域別のまちづくりの考え方を示す『地域別構想』に展開する構成となっています。

■計画の構成



第 2 章 益田市の概況

2-1 益田市の位置と沿革

1. 位置

本市は、平成16年11月1日の益田市、美都町、匹見町の1市2町の合併により、総面積が733.24k㎡となり、島根県の面積の1割強を占めています。

北部は日本海に面し、海岸は白砂青松の石見潟を形成し、南部は中国山地に囲まれ、安蔵寺山等の山々が連なっています。

また、高津川と益田川の下流部に三角州状に広がった益田平野には市街地が広がっています。

2. 沿革

益田市では古代（飛鳥～奈良時代）には、万葉の歌人柿本人麿（660年頃～720年頃）が当地で出生・終焉を迎え、中世には画聖と称えられる雪舟（1420年～1506年）が円熟期と晩年を過ごして万福寺、医光寺の庭園などを遺しており、今日まで広く伝えられる優れた歴史的文化が生まれました。

また、中世の地方豪族益田氏が本拠とした地であり、現在もなお旧七尾城下には益田氏に関わる居館三宅御土居跡をはじめとした史跡、社寺などがまとまって残されています。

近代では、明治22年の町村制の施行の際に、美濃郡の原型となる1町20村が発足し、その後昭和29・30年の合併を経て、益田市、美都町、匹見町の1市2町が発足して、平成16年11月1日に益田市、美都町、匹見町の合併により現在の益田市に至っています。



2-2 益田市の特性

1. 人口・世帯数

本市の人口は、平成17年現在52,368人（国勢調査）となっています。

人口の推移としては、昭和60年に増加したものの、それ以降は減少が続いています。減少率も県全体よりもその割合が大きくなっています。

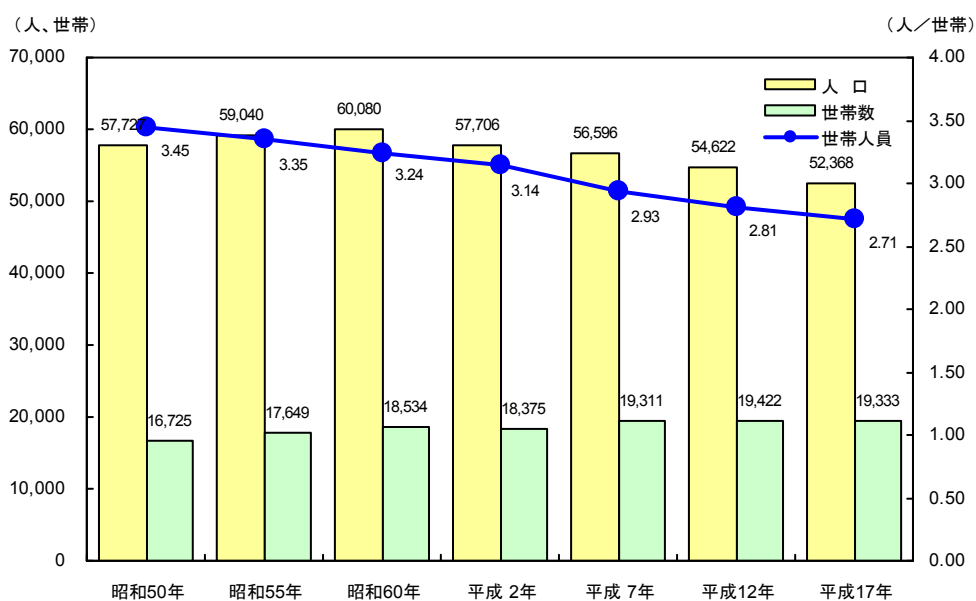
一方、世帯数については増加傾向にあり、平成17年の一世帯当たりの人員は、2.71人であり、年々減少しています。これは、核家族化や一人暮らしの高齢者が増加していることが原因と考えられます。

■人口・世帯数の推移

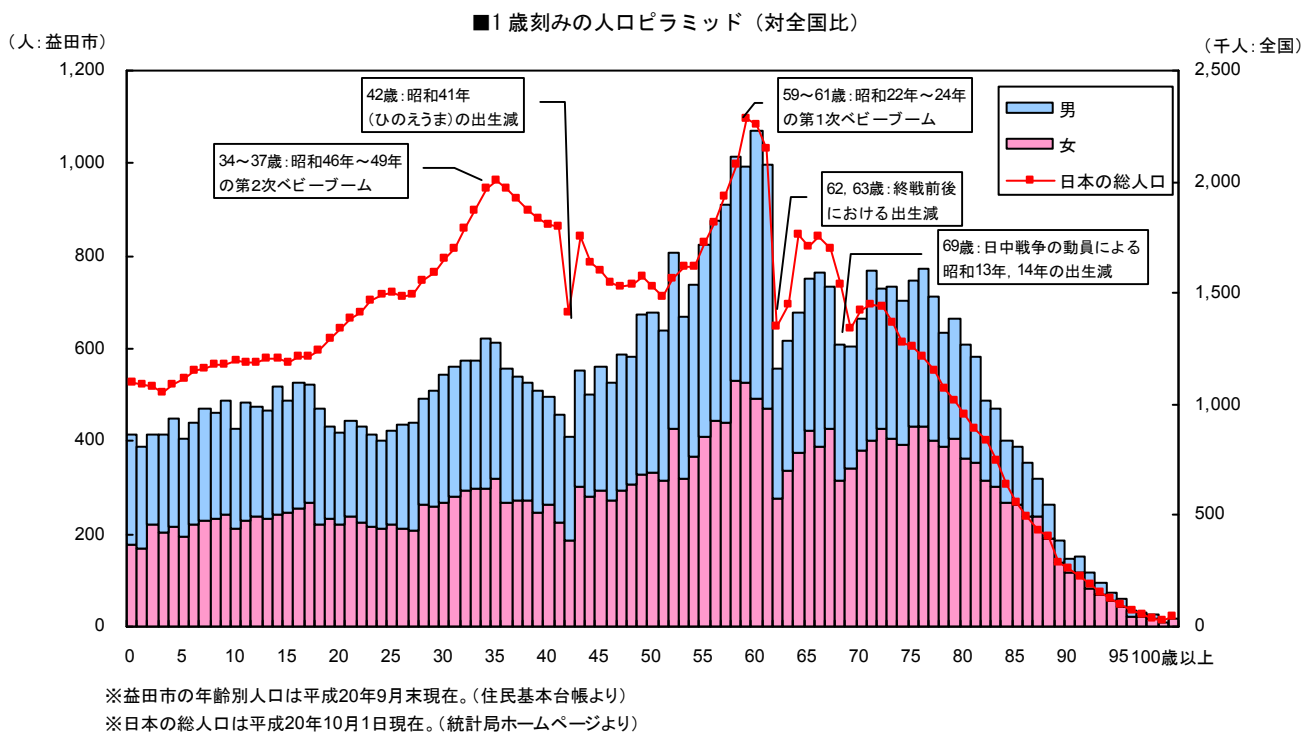
（単位：人、世帯、人／世帯）

年次	人 口				世 帯 数				世帯人員
	益田市	旧益田市	旧美都町	旧匹見町	益田市	旧益田市	旧美都町	旧匹見町	
昭和50年	57,727	50,734	3,809	3,184	16,725	14,561	1,153	1,011	3.45
昭和55年	59,040	52,756	3,551	2,733	17,649	15,569	1,100	980	3.35
昭和60年	60,080	54,049	3,566	2,465	18,534	16,392	1,211	931	3.24
平成2年	57,706	52,412	3,121	2,173	18,375	16,501	996	878	3.14
平成7年	56,596	51,559	2,941	2,096	19,311	17,355	1,023	933	2.93
平成12年	54,622	50,128	2,691	1,803	19,422	17,664	952	806	2.81
平成17年	52,368	—	—	—	19,333	—	—	—	2.71

資料：国勢調査



一方、益田市の1歳刻みの人口ピラミッドを見てみると、働き盛りの世代や子育て世代である20歳代から40歳代までの割合が全国と比較して非常に少なく、70歳以上の人口が多くなっており、全国的に見ても少子高齢化の進行が著しいことが分かります。



2. 土地利用

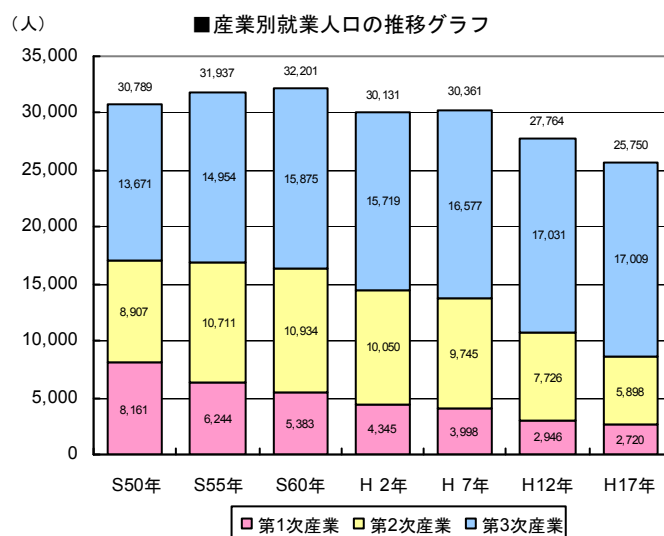
本市の土地利用は、山林が約 80%と大半を占めており、農地（田・畑）が約 13%、宅地が約 3%、原野が約 2%、雑種地が約 1%となっています。

3. 産業

(1) 就業人口

本市の就業人口は、昭和60年をピークに減少傾向にあり、平成17年現在で25,750人となっています。

その構成は、第1次産業10.6%、第2次産業22.9%、第3次産業66.5%となっており、就業人口の推移をみると、第1次及び第2次産業が減少し、第3次産業が増加しています。



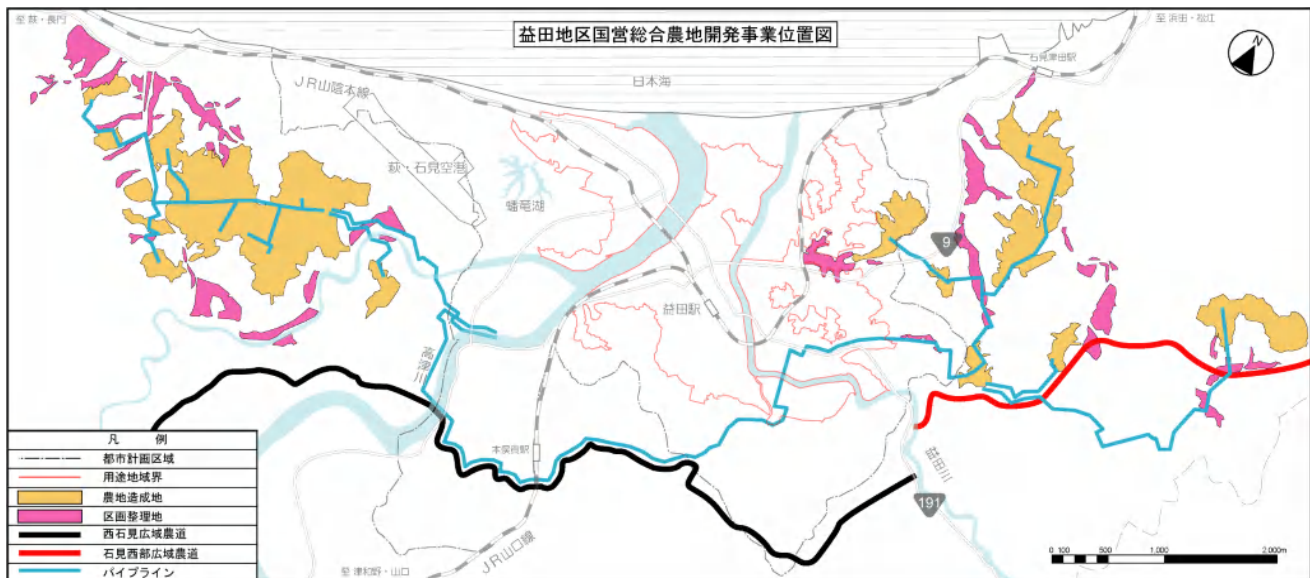
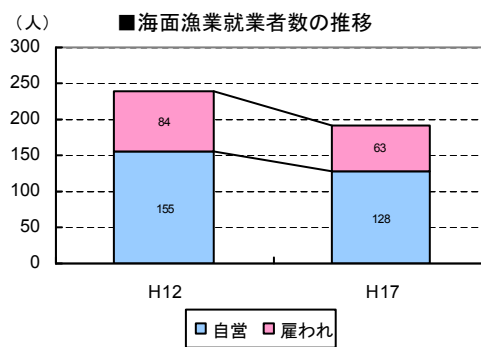
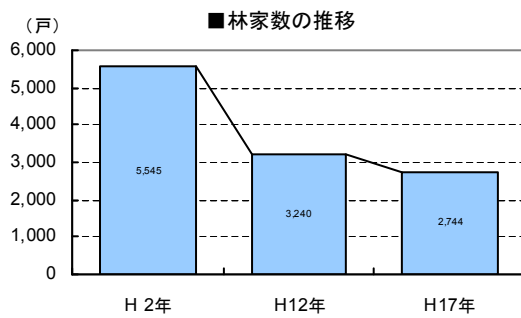
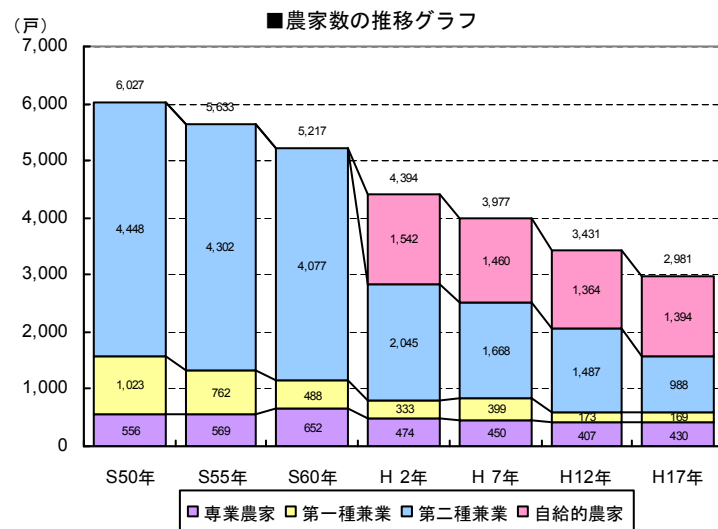
(2) 農林漁業

農業は、恵まれた自然環境の中で、メロン・トマト・イチゴなどの施設園芸をはじめ、水稲、肉用牛、ブドウなどの生産が主なものです。農家数は減少傾向が続いていますが、農業粗生産額は約60億円／年を維持しています。

また、市街地周辺部においては、国営総合農地開発事業（通称「開パイ事業」）が行われ、大規模に農地を造成し、かんがい施設や広域農道等の整備を行うことによって団地化が進み、メロンやトマト等をはじめとした農畜産物の生産性向上と農業経営の安定化が図られています。

林業は、従事者が減少しており、森林の管理・保全が大きな課題となっています。

漁業も就業者が減少しています。

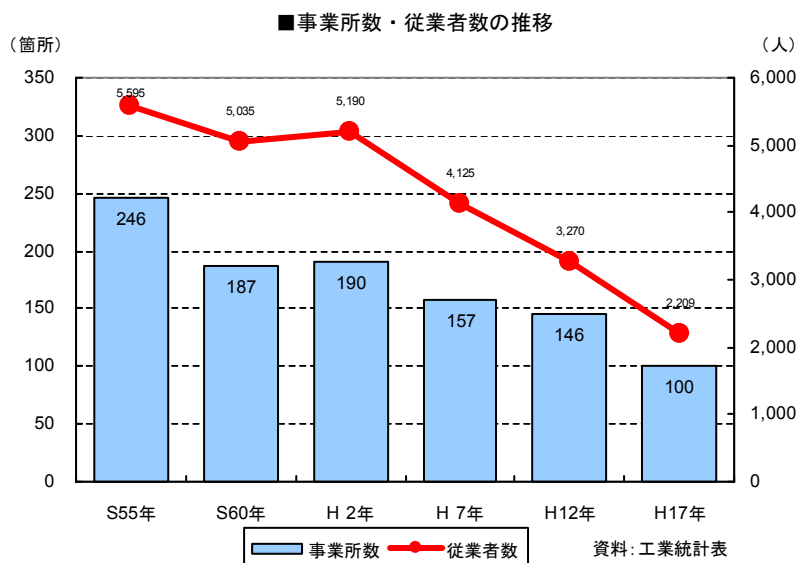


(3) 工業

市の工業の主要な業種は、電子機械部品加工業、繊維製造業、食品加工業などです。

しかし、事業所数、従業者数、製造品出荷額のいずれも減少傾向にあります。

平成9年より石見臨空ファクトリーパークでの企業誘致をすすめています。現時点で6社が参入するも、分譲率は全体の約3割にとどまっています。(7割未分譲)



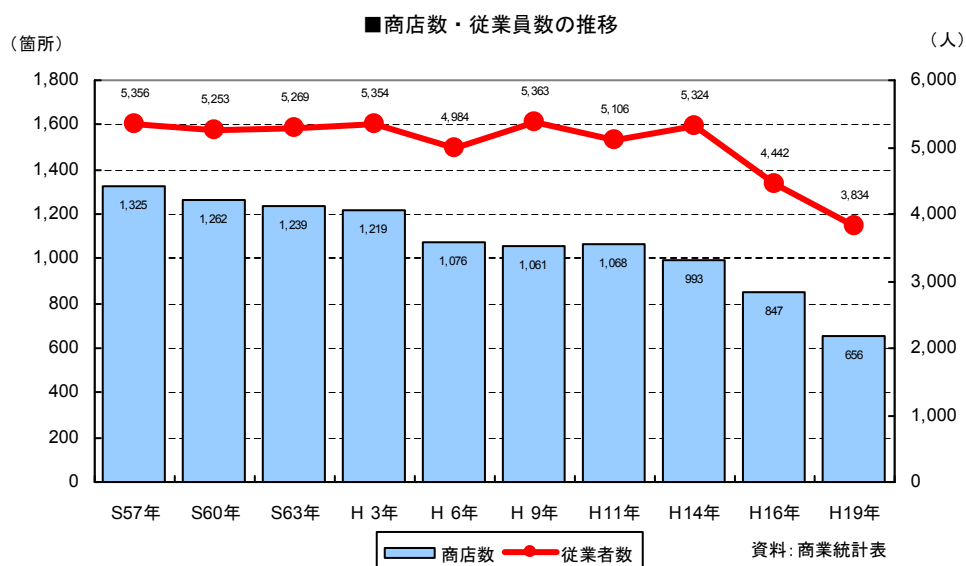
■石見臨空ファクトリーパークの
企業立地状況



(4) 商業

商業は、商店数、従業者数とも年々減少傾向にあります。(年間商品販売額も年々減少)。

スーパーや専門店など大規模小売店舗の主な立地は、益田駅周辺と高津地区に集中しています。

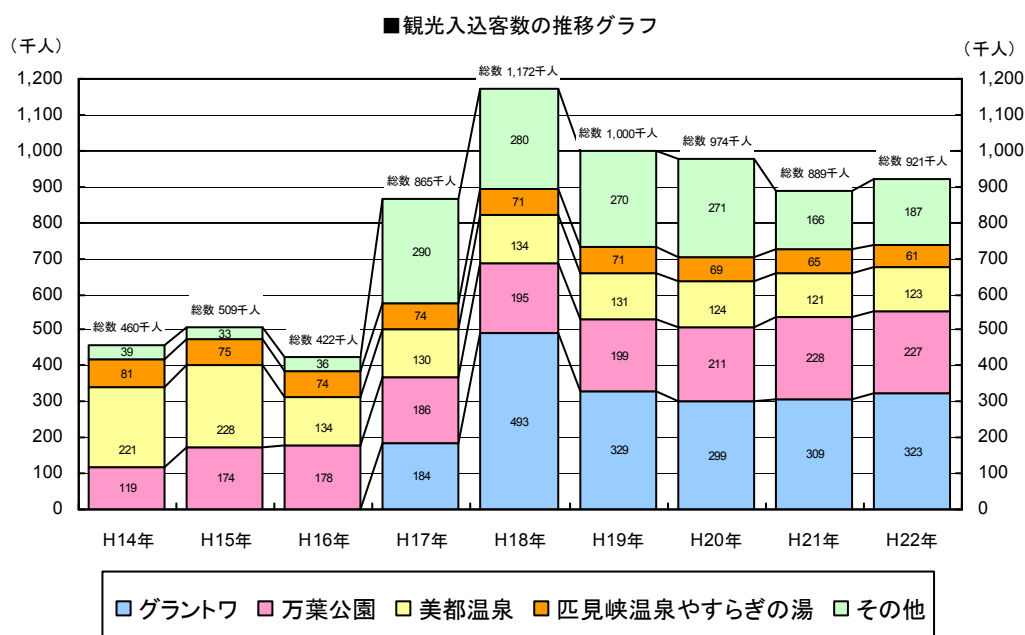


(5) 観光

平成 22 年現在の観光入込客数は約 92 万人。内訳は、入込客の多い順にグラントワ（約 32 万人）、万葉公園（約 23 万人）、美都温泉（約 12 万人）、匹見峡温泉やすらぎの湯（約 6 万人）となっています。

近年の入込客総数の推移は増減を繰り返しながら微減傾向にあるものの、各観光施設の推移は安定しており、万葉公園はむしろ増加傾向にあります。

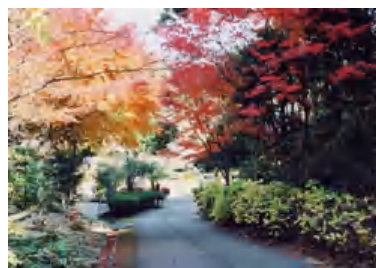
なお、平成 17 年～18 年にかけての大幅な増加要因は平成 17 年 10 月にオープンした島根県芸術文化センター「グラントワ」によるものです。



■島根県芸術文化センター グラントワ



■県立 万葉公園



■美都温泉



■匹見峡温泉やすらぎの湯



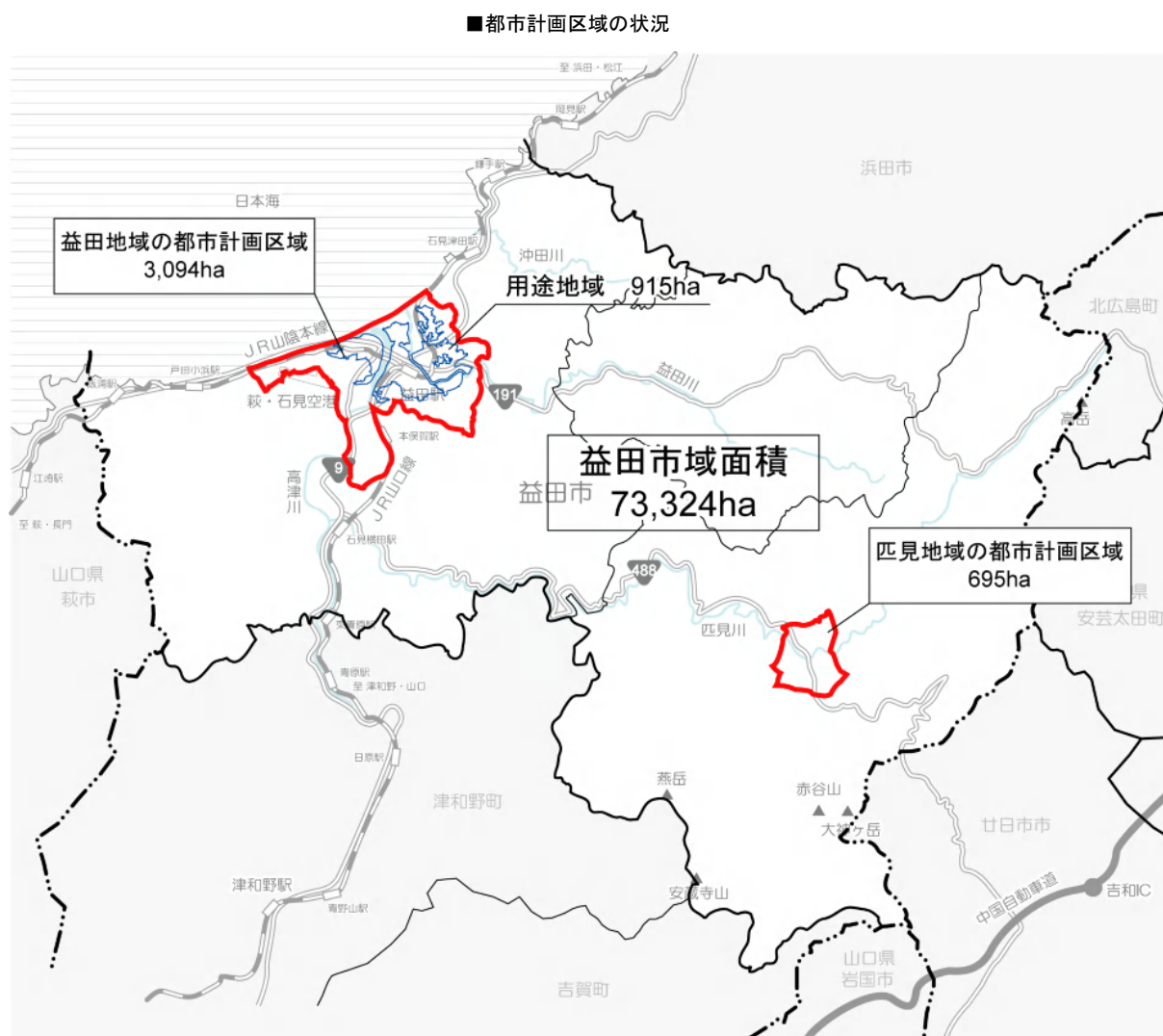
2-3 益田市の都市計画の状況

1. 都市計画区域と用途地域

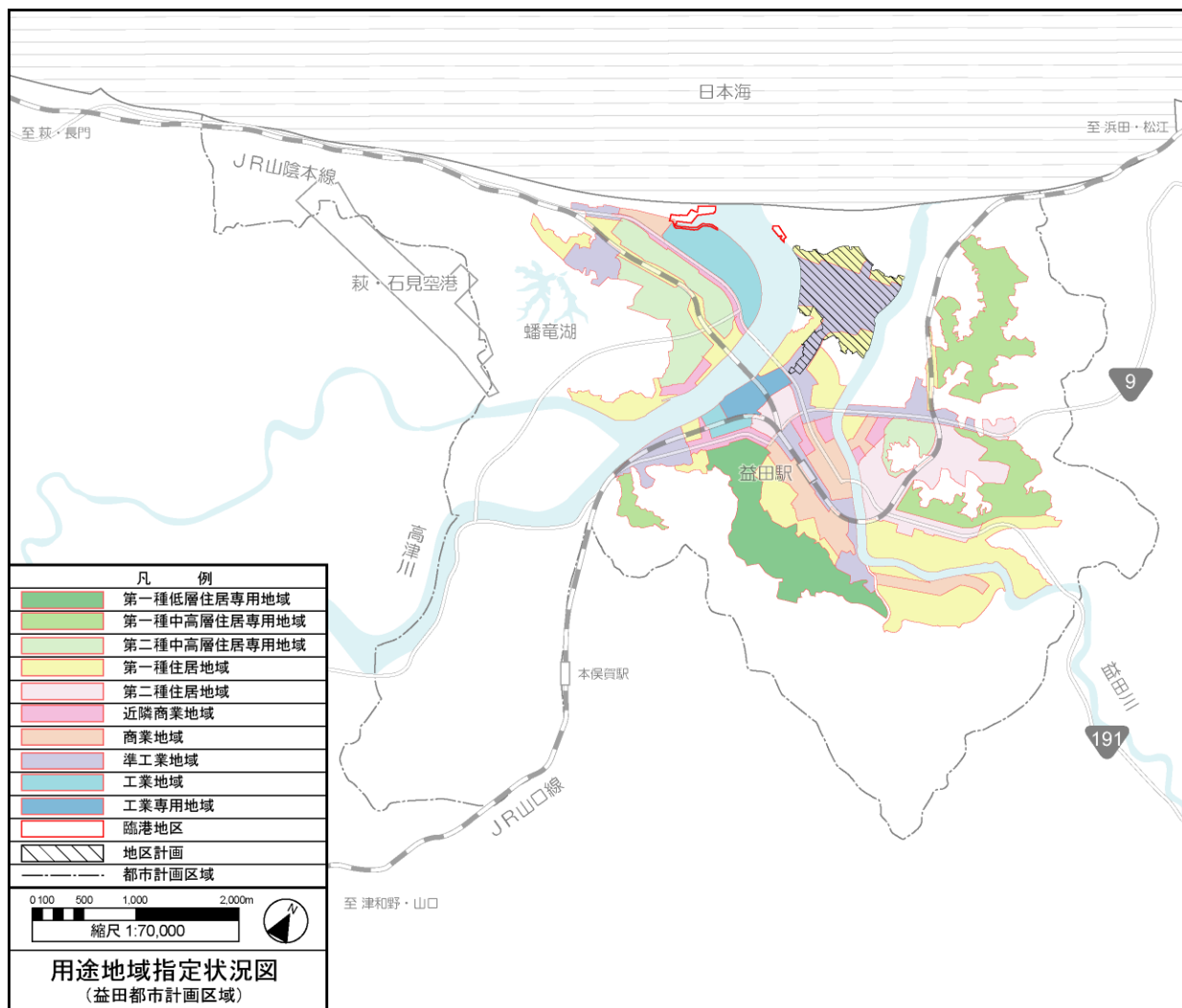
本市では、益田市の中心部と匹見町の一部（市域面積の5%）が、都市計画区域に指定されており、どちらの都市計画区域も市街化区域と市街化調整区域の区域区分（いわゆる「線引き」）は定められていません。

また、用途地域は、益田地域の都市計画区域（3,094ha）内の915haの区域で指定されています。

匹見地域の都市計画区域では用途地域は未指定となっています。



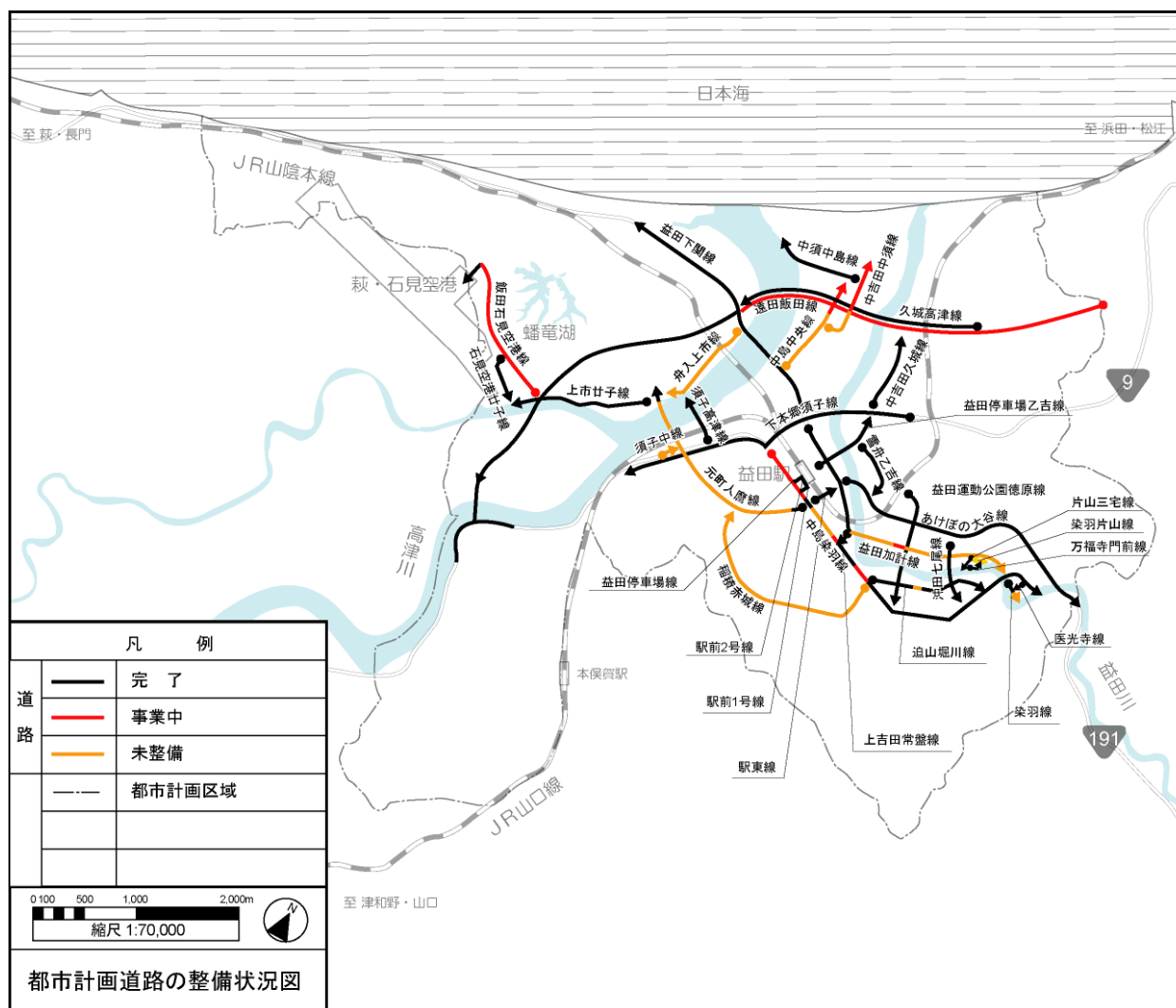
■用途地域の指定状況（益田地域の都市計画区域）



2. 都市計画道路

本市の都市計画道路は、平成22年度末現在、35路線（52,905m）が計画されており、整備済み延長が26,460mで、改良率は約50%となっています。

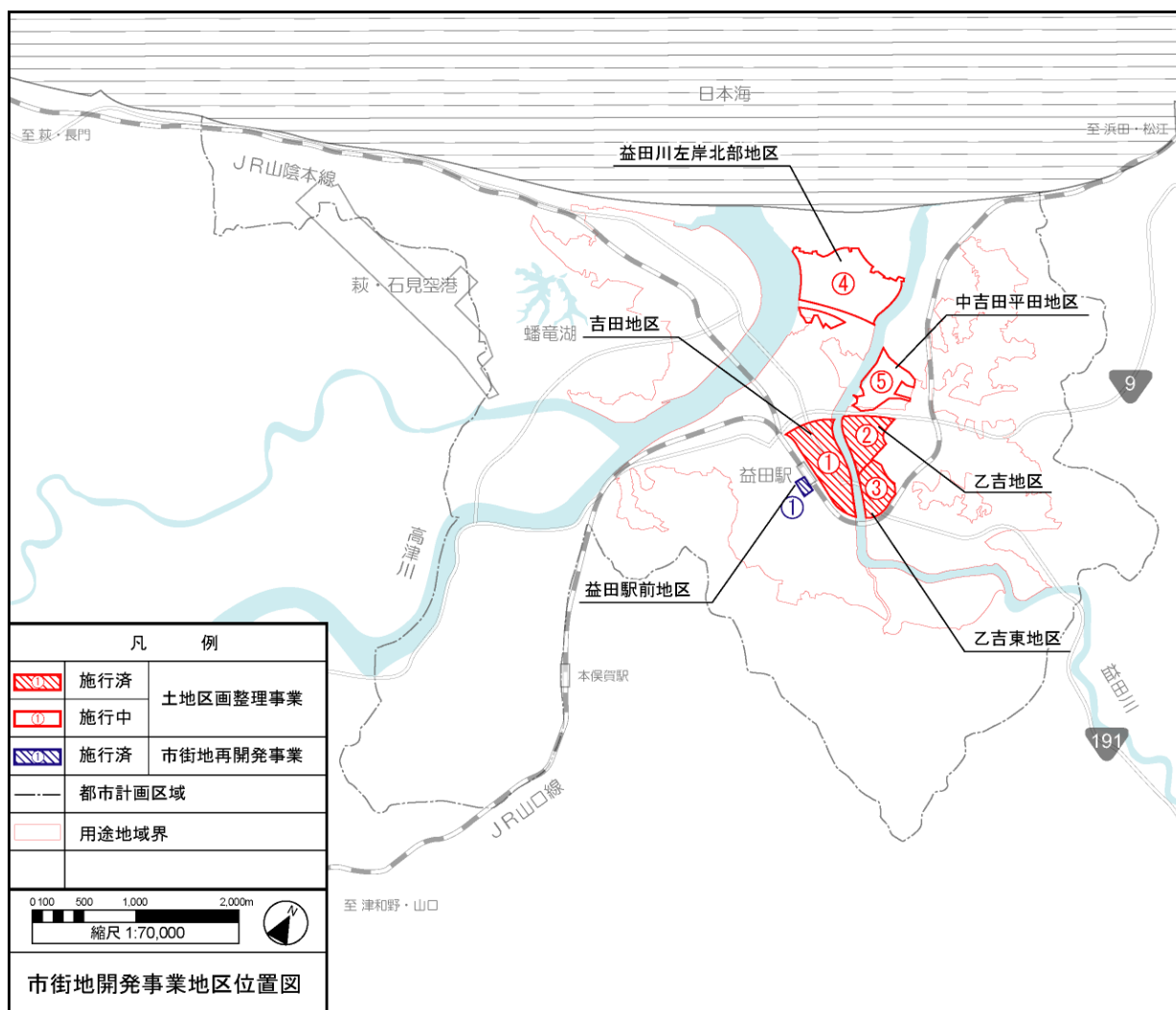
■都市計画道路の整備状況



3. 市街地開発事業

市街地開発事業としては、土地区画整理事業が3箇所で施行され、現在、「益田川左岸北部地区」と「中吉田平田地区」の2箇所で施行中となっています。また、市街地再開発事業が1箇所（益田駅前地区）で施行されています。

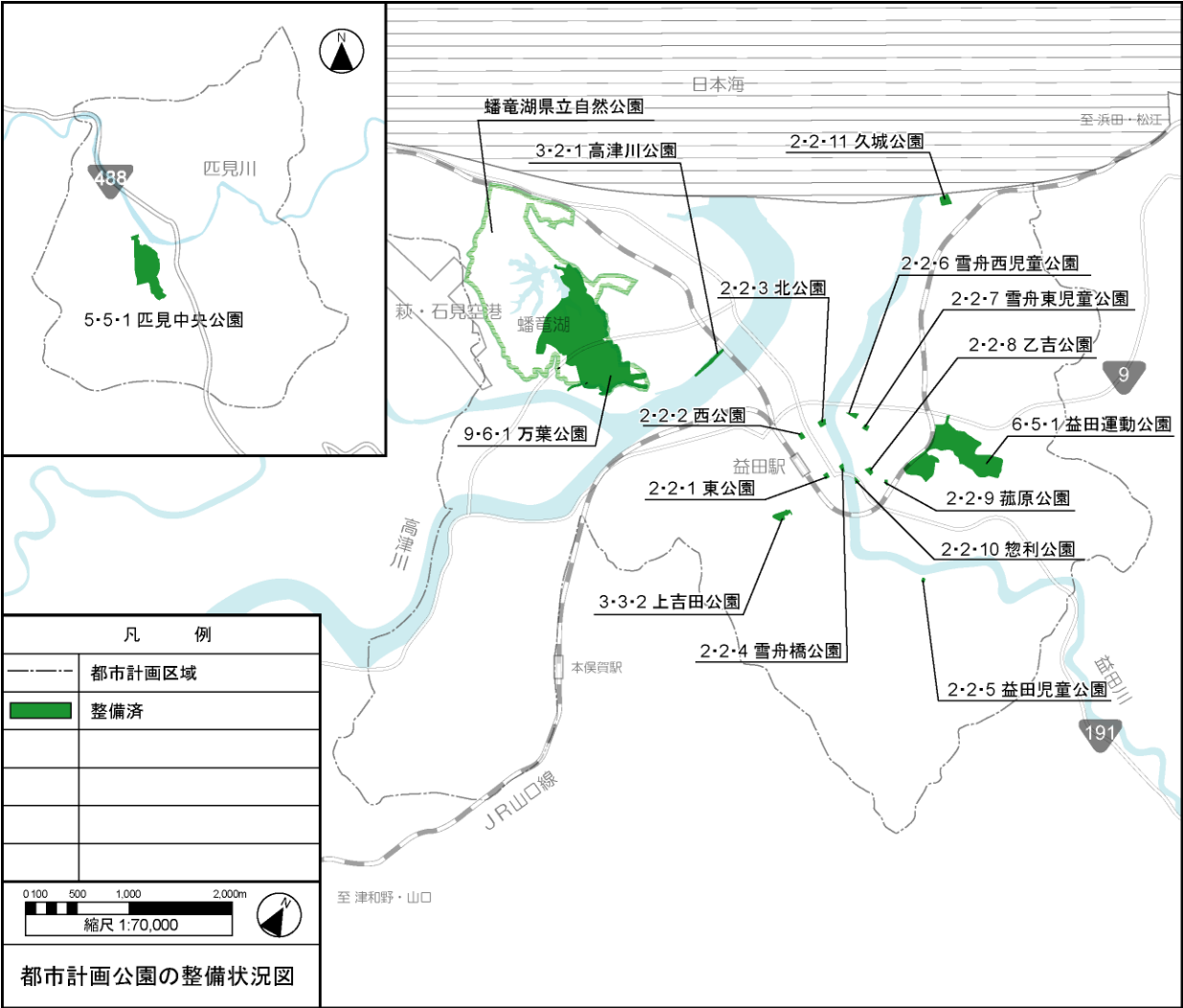
■市街地開発事業の施行状況



4. 都市計画公園

本市の都市計画公園は、万葉公園（県施行）、益田運動公園、匹見中央公園や街区公園がすべて整備完了しており、レクリエーションやスポーツ活動の場、憩いの場として利用されています。

■都市計画公園の整備状況



2-4 アンケートに見る市民の意向

1. アンケート調査の概要

■アンケート実施概要

【調査時期】 平成21年4月～5月

【調査対象】 ①一般（18歳以上）の市民2,000人を無作為抽出
②市内の高等学校4校の全校生徒（1～3年生）1,845人

【有効回収数】 ①一般市民967票

②高校生1,768票

【有効回収率】 ①一般市民48.4%

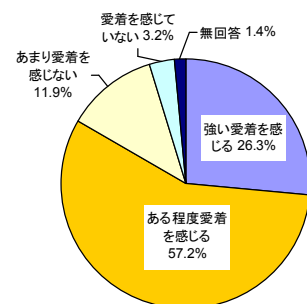
②高校生95.8%

2. アンケート調査の結果

■一般の部

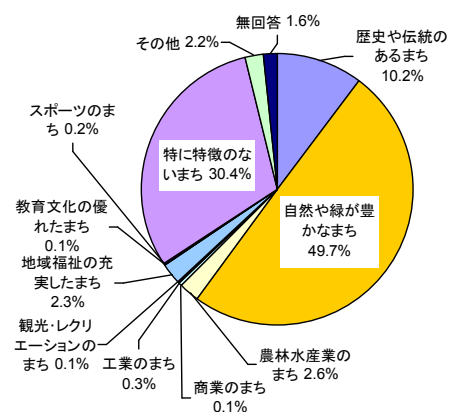
(1) 益田市への愛着度は？ 問10

「強い愛着を感じる」、「ある程度愛着を感じる」を合わせると、愛着を感じる人は83.5%と高い結果となっています。



(2) 益田市の印象は？ 問11

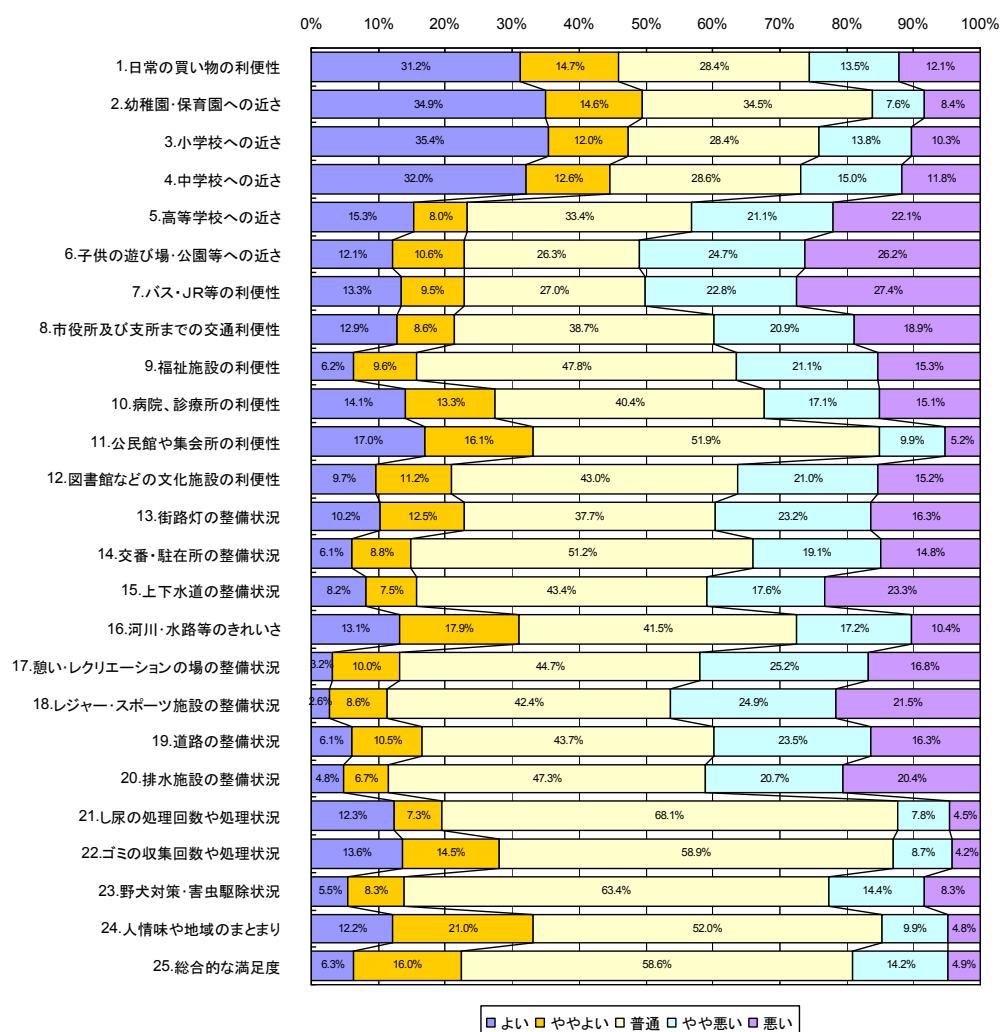
「自然や緑が豊かなまち」が最も多く49.7%を占めています。また第3位に「歴史や伝統のあるまち」が10.2%を占めており、益田氏や雪舟等の歴史的文化遺産や風光明媚な自然環境を印象に持つ人が合わせて59.9%と多い結果となっています。また、同時に「特に特徴のないまち」と答えた人も30.4%いらっしゃいます。またこの結果は、高校生においてもほぼ同様の結果となりました。



(3) 生活環境について 問19

生活環境の評価については、「よい」、「ややよい」の割合が高いものは、「2.幼稚園・保育園への近さ」、「3.小学校への近さ」、「1.日常の買い物の利便性」、「4.中学校への近さ」、「24.人情味や地域のまとまり」、「11.公民館や集会所の利便性」、「16.河川・水路等のきれいさ」の順になっており、通園・通学、買い物へ近さや、公民館等の充実、河川（高津川）などが高い評価を得ています。

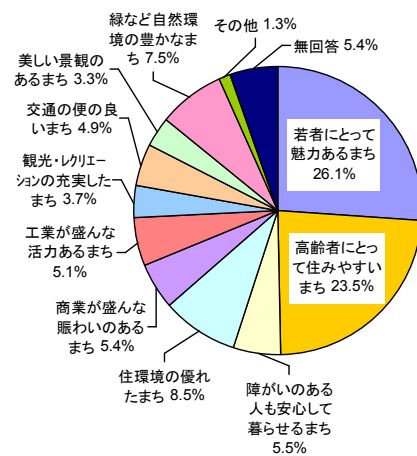
一方、「悪い」、「やや悪い」の割合が高いものは、「6.子供の遊び場・公園等への近さ」、「7.バス・JR等の利便性」、「18.レジャー・スポーツ施設の整備状況」、「5.高等学校への近さ」、「17.憩い・レクリエーションの場の整備状況」、「20.排水施設の整備状況」、「15.上下水道の整備状況」、「19.道路の整備状況」「13.街路灯の整備状況」の順になっており、公園や余暇施設の不足、公共交通機関の不便さ、道路、下水道等インフラ整備の不足などが低い評価となっています。



(4) 将来どんなまちにしたい？ 問20

「若者にとって魅力あるまち」(26.1%)と「高齢者にとって住みやすいまち」(23.5%)で全体の約5割を占め、若者の流出や高齢化問題が切実であることがうかがえます。

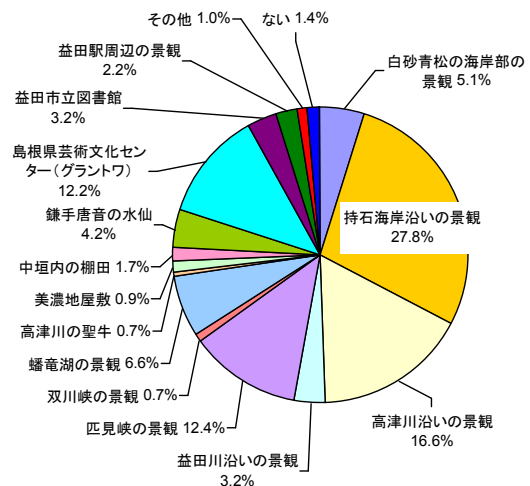
次いで「住環境の優れたまち」(8.5%)、「緑など自然環境の豊かなまち」(7.5%)と続いています。



(5) 将来の子どもたちに残したい景観は？ 問32

「持石海岸沿いの景観」が最も多く 27.8%。次いで「高津川沿いの景観」(16.6%)、「匹見峡の景観」(12.4%)、「グラントワ」(12.2%)、「蟠竜湖の景観」(6.6%)の順で多い結果となっています。ちなみに高校生は、1位「高津川沿いの景観」、2位「グラントワ」、3位「持石海岸沿いの景観」でした。

持石海岸や高津川、匹見峡など海や川の「水辺」の景観を大切に思う意識が高いようです。



(6) 良いところ・自慢できるところは？(自由意見) 問18

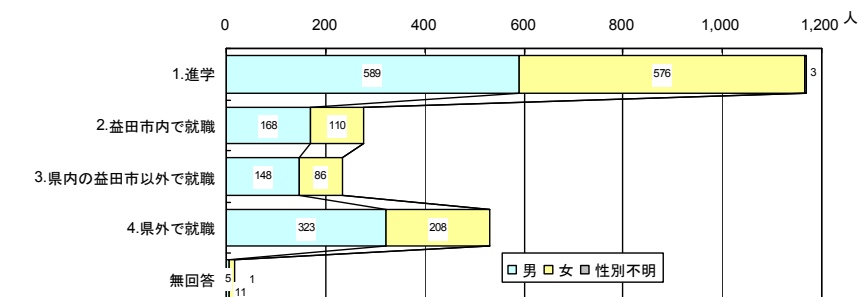
- 自然が豊か。美しい。・・・川(高津川)、海(持石海岸)、山や緑(匹見、美都)
- 気候が良い。(温暖)
- 市民の人柄の良さ(人情味がある。優しい。)
- 治安が良い。
- グラントワ
- 野菜、果物、魚など食べ物がおいしい。
- 歴史や文化・・・神楽、益田氏、雪舟など

■高校生の部

(1) 卒業後の進路は？ 問4

半数以上（52.4％）の生徒は進学希望です。一方、就職希望は46.8％です。女子生徒の方が男子生徒より進学の意向が約1割程強い結果となっています。

市内に大学がないことを考えると、実質市内に残るのは12.5％の生徒と考えられます。



	男	※%	女	※%	性別不明	総計	%	順位
1.進学	589	48%	576	58%	3	1,168	52.4%	1
2.益田市内で就職	168	14%	110	11%		278	12.5%	3
3.県内の益田市以外で就職	148	12%	86	9%		234	10.5%	4
4.県外で就職	323	26%	208	21%		531	23.8%	2
無回答	5	0%	11	1%	1	17	0.8%	5
総計	1,233	100%	991	100%	4	2,228	100.0%	

※複数回答(460)を含む。

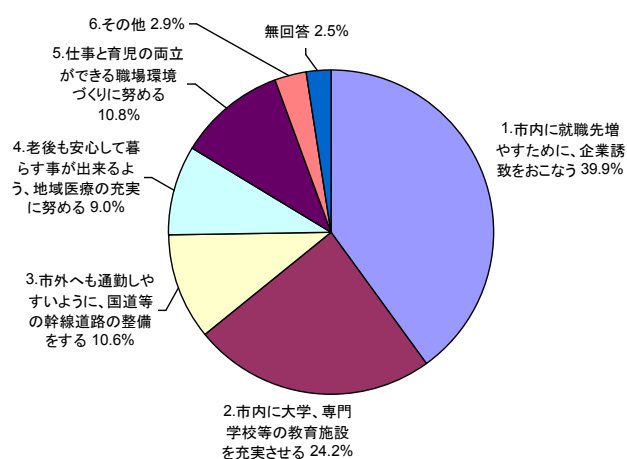
※%は、性別毎の構成比

(2) 高校生の皆さんに、将来も益田市に定住してもらうために重要な取り組みは？ 問12

「市内に就職先増やすために、企業誘致をおこなう」が39.9％と最も多く、次いで「市内に大学、専門学校等の教育施設を充実させる」が24.2％となっており、この2つで全体の64.1％を占めています。

若者定住の取り組みとして高校生が考えるのは、具体的で即効性が高いと考えられる「企業誘致（＝雇用確保）」や「進学校（＝市内から進学が可能）」、「道路整備（＝市内から進学が可能）」であり、「環境づくり」等の抽象的な取り組みよりも多いことが分かります。

その他の理由で多いのは、店舗や娯楽施設等を増やし「都会化」するが多い結果となっています。



第 3 章 まちづくりの目標

3-1 まちづくりの基本理念

益田市の現状と課題や住民の意向を踏まえて、今後のまちづくりを計画する上での根本的な考え方としての基本理念を示します。

1. まちづくりの基本理念とテーマ

本市ではこれまでにさまざまな計画において、益田らしい魅力的で個性的な自然や歴史、伝統文化を大切にしながら、「ひと」が喜びと幸せを感じるような住みよいまちづくりが目標に掲げられ、それに基づいた取り組みがなされてきました。

特に、合併後の新しいまちづくりを進めるために策定された新市建設計画では、「未来にむけ 一人ひとりが輝くまち」というまちづくりの将来像を定めています。

また、平成21年4月から6月にかけて行った「益田市都市計画マスタープラン策定のためのアンケート調査」によって明らかとなった市民のみなさまの本市に対する様々な想いを本計画に反映し、まちづくりのために官民一体となって連携・協力していくことが重要です。

そこで、本計画では、これまでの計画理念を継承し、みなさまのご意見を反映して明るい未来の益田市を目指すとともに、人口減少や少子高齢化、障がい者福祉など社会経済情勢の変化に対応していくための持続可能なまちづくりを推進していくことを基本理念として、目指すべきまちづくりのテーマを、

自然・文化・景観を育み のびやかに人が輝く都市 まち 益田

と定めます。



自然

急峻な中国山地から流れる清らかな川が益田平野を通り、やがて砂浜から見る夕陽の美しい日本海へ流れ込む、豊かで美しい自然に包まれています。

文化

万葉の歌人柿本人麿がこの地で歌を詠み、中世には「画聖」雪舟が優れた庭園や絵画を残し、中世の豪族益田氏がまちの基礎を築きました。平成17年には島根県芸術文化センター「グラントワ」が完成しました。

景観

山や田んぼ、海や川や水路、赤瓦の家々によって特徴づけられる農村や漁村の景観は日本の原風景。ほかにも歴史的な古い建物や橋など、昔から日々の営みの中で素晴らしい景観が醸成されてきました。

ひと

自然と共に生き、文化を継承し、景観を守り育てる。住民一人ひとりが主役となり、夢や生きがいを持ち、共に支えあいながら、「いきいき」と「安心」して暮らせるまちづくりを目指しています。

3-2 まちづくりの基本方針

まちづくりの基本理念とテーマに基づいて、自然や文化的資源を活かしつつ地域連携と協働による一体的なまちづくりを実現することを目指して、基本方針を以下のように設定します。

1. 市町合併を契機とした一体的なまちづくり

地域の個性を大切にしながら、一つのまちとしてまとまりがあり、相互に連携できるようなまちの形成をめざします。

- 都市拠点（中心市街地）と地域拠点の形成と連携
- 市内地域間を連絡し、その一体性を支える幹線道路ネットワークの構築
- 市街地と農村との様々な連携を考慮した都市基盤の構築
- 周辺都市を含めた広域連携による効率的な都市運営

2. 新たな時代に対応した持続可能なまちづくり

身近な暮らしの充実など、市民が永続的に暮らしやすく、かつ、これからの時代に応じた効率的なまちづくりをめざします。

- 無秩序な市街地拡大の抑制と長期的視点に立った計画的な土地利用
- 時代のニーズに応じた市街地の形成
- 生活利便性や交流機会の向上のために必要な都市施設の整備
- 優先順位の高いものから着手する計画的な都市計画施策の展開

3. 資源を活かしたまちづくり

益田市には豊かな自然環境や美しい景観、歴史文化、収穫される特産品など様々な魅力があります。これらを活かしていくことで、個性あるまちづくりと交流人口の拡大をめざします。

- 市民がまちに愛着を持ち続けていけるような地域資源の活用・保全
- 地域資源を活用した観光振興等、交流人口の拡大を支援する都市基盤の整備

4. 市民との協働によるまちづくり

都市計画やまちづくり活動に関する取り組みについて、計画立案の段階から市民や事業者等が参画できる仕組みの構築をめざします。

- まちづくり活動・組織の交流・連携・強化
- 市民が主体となったまちづくり活動の実践に向けた行政支援の充実
- 都市計画に関する市民の意識啓発

3-3 将来目標人口

本計画における将来目標人口は、目標年次を10年後の平成32年（2020年）としており、先行して施行された第5次益田市総合振興計画の目標年次（平成32年）と合致していることから、上位計画である総合振興計画における将来目標人口と同じ46,000人と定めます。

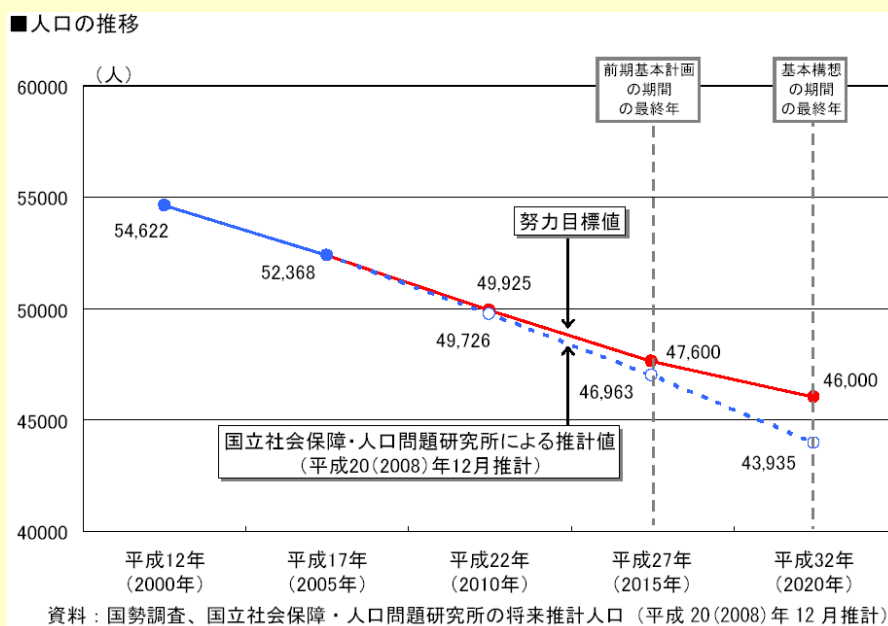
将来目標人口 (目標年次：平成32年)
46,000 人

■第5次益田市総合振興計画より抜粋

3. 将来人口推計

日本全国が人口減少時代を迎える中、本市の人口についても減少していくことが予想されており、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（平成20（2008）年12月推計）によると、基本構想の期間の最終年である平成32（2020）年には、43,935人になる見通しです。

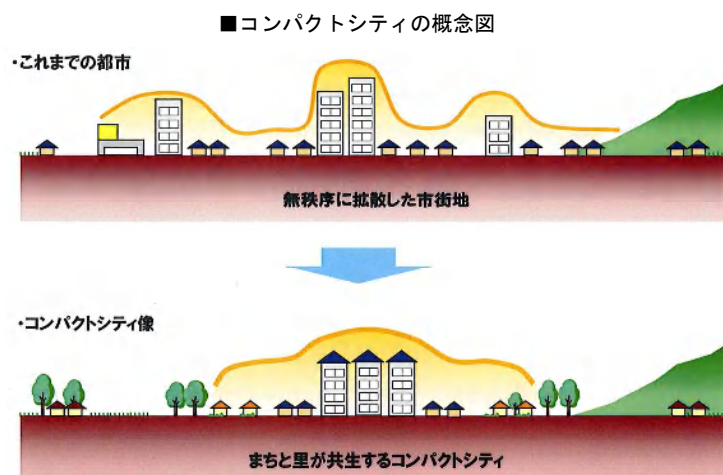
以上の推計を踏まえ、本計画に位置づける分野ごとの施策を着実に実施することにより、あらゆる側面から今後の人口減少を鈍化させ、平成32（2020）年における本市の人口の努力目標として46,000人を掲げ、各施策に取り組みます。



3-4 これからのまちづくりのあり方

人口減少、少子高齢社会の到来や地域コミュニティの維持の重要性、また、都市生活に必要な機能配置のあり方や効率的で質の高い行政サービスのあり方などを踏まえ、今後は、既存の都市機能の有効活用を図りつつ、

生活に必要な都市の機能が中心市街地や地域拠点にコンパクトにまとまった都市機能集約型のまちづくりを目指した「コンパクトシティ」の概念が全国的に定着しています。



1. 背景

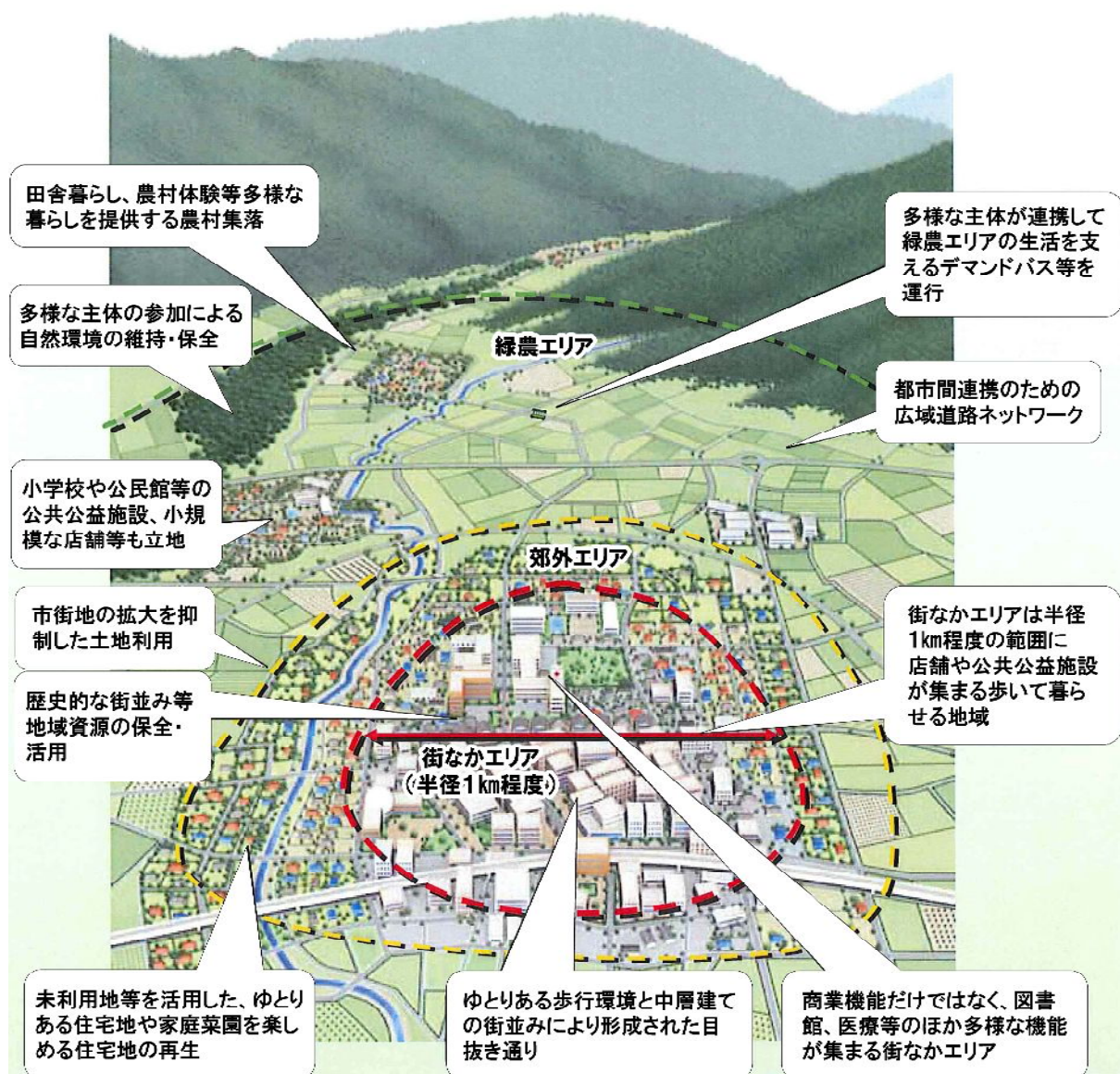
これまでの地方都市では、人口増加と経済成長、モータリゼーションの進展に応じた低密度な都市構造が形成され、さらに大規模小売店や公共公益施設の郊外立地による都市機能の拡散が進んだ結果、中心市街地の空洞化や交通渋滞など様々な問題が生じてきました。

既に拡散した都市構造となっている地方中小都市では、これまで以上に人口減少や少子高齢化が進行することで自治体財政が厳しくなる一方、低密度で採算が取れないバス路線の増加や市街地の道路維持費の増加など都市構造に起因する財政負担が一層増大することが懸念されています。今後は、これらの財政上の課題などに対して、それぞれの市町村が抱えている都市施設の配置や構造について問題点を分析・評価しながら、社会的、環境的、そして経済的に持続する都市を構築していくことが必要となってきています。

2. これからのまちづくりのあり方

これからは、地域固有の歴史や自然環境を活かし、魅力的で持続性があり、誰もが豊かに暮らすことができる「安全・安心、快適で美しいまち」を実現するため、地方都市におけるまちづくりの基本的な考え方として、まち（街なかエリア、郊外エリア）と里（緑農エリア）がそれぞれ発展し、相互に交流を深めて広域的な連携を推進することで、「まちと里が共生するまち」を構築していきます。

■イメージ：これからのまちづくりのあり方（例）



資料：「東北地方の中小都市」のコンパクトシティ提言書より

3-5 将来都市構造

市町合併を契機とした一体的なまちづくりを進めるにあたっては、地域の個性を大切にしながら、一つのまちとしてまとまりがあり、相互に連携できるようなまちの姿を形成していく必要があります。

そのためには、各地域の個性をふまえ、「都市拠点」、「地域拠点」、「生活拠点」等を明確に位置づけるとともに、それらを連携する「軸」によるネットワークを構築し、土地利用ゾーンを位置づけることで、本市の望ましい都市の骨格の形成を図ります。

1. 拠点の位置づけ

(1) 活力ある経済、交流等の市民活動の拠点としての「都市拠点」

都市拠点	益田の市街地
------	--------

- 人口及び都市機能が集積し、交通結節点でもある益田の市街地を「都市拠点」と位置づけ、活力ある経済、交流等の市民活動の拠点とします。
- 市外や県外からの来訪者を迎える本市の玄関口として、魅力的な街並み景観など、「都市の顔」づくりに努めます。
- 本市の拠点として、市内各地域への往来のしやすさを向上するため、市街地周辺における交通機能の強化に努めます。
- 市民等が交流し、にぎわいのあるまちづくりを進めていくため、交流機能の強化に努めます。

(2) 地域の生活圏の中心としての「地域拠点」

地域拠点	美都、匹見の総合支所周辺
------	--------------

- 美都町、匹見町の中心的な役割を果たしてきた旧役場を中心とした地域を「地域拠点」と位置づけ、各地域の生活圏の中心として設定します。
- 「地域の顔」として、行政機能や交通結節機能をはじめ、文化教育、医療・福祉、商業（主に日用品）等の機能を維持、強化します。

(3) 市民生活を支える地区としての「生活拠点」

生活拠点	種、鎌手、安田、小野、中西、美濃、二条、高城、豊田、真砂、北仙道、豊川、東仙道、二川、匹見下、道川
------	---

○公民館や地区振興センター、小学校等の身近な市民生活を支える施設が集積している地区を「生活拠点」と位置づけ、生活道路の整備や公共交通の確保など、地区特性に応じた施設の整備等を進めます。

○防災や子育て、高齢者・障がい者福祉等、地区単位で取り組むまちづくり活動の拠点とします。

○各生活拠点間の連携・交流を深めます。

(4) 産業基盤を育成する地区としての「産業拠点」

産業拠点	石見臨空ファクトリーパーク周辺
------	-----------------

○石見臨空ファクトリーパークを中心とした区域を、本市の産業基盤を育成する地区として「産業拠点」と位置づけ、企業の誘致、集約化など、産業振興の中心的役割を担います。

(5) 益田らしさを演出する地区としての「歴史・文化拠点」

歴史・文化拠点	益田地区周辺
---------	--------

○市内には、“画聖”雪舟の築いた庭園や、“歌聖”柿本人麿の生誕地としてまつられた柿本神社、豪族益田氏の居宅跡である三宅御土居跡など数多くの中世ゆかりの文化遺産が良好な保存状態で現存しています。また、島根県立石見美術館と島根県立いわみ芸術劇場が一体となった、島根県芸術文化センター「グラントワ」が平成17年に完成し、様々な芸術が集い、新しい文化がここから広がっています。

○そこで、これらの歴史・文化資源が特に多く集まる益田地区周辺を「歴史・文化拠点」と位置づけ、保全を図るとともに、観光・集客資源としても積極的に活用することで、他にない“益田らしさ”を広く内外にアピールし、誇りと心の豊かさを持ってこのまちに住み続けることのできる個性的なまちづくりの象徴的な拠点とします。

2. 連携軸の位置づけ

(1) 周辺の都市間を結ぶ「広域連携軸」

広域連携軸	国道 9 号、国道 191 号、国道 488 号、益田道路、三隅・益田道路（山陰道）
-------	--

○周辺都市との広域連携に寄与する基軸として、南北に走る国道 9 号、東西に走る国道 191 号と国道 488 号、広域幹線道路である益田道路、三隅・益田道路（山陰道）を「広域連携軸」と位置づけます。

○これらの道路により、周辺都市との広域連携の実現に加え、交流人口の拡大をめざし、浜田市、津和野町などの県内隣接市町との連携を図るとともに、県境に位置する特性を活かして山口県や広島県等、他県との都市間連携ネットワークの形成を図ります。

(2) 都市内の都市拠点・地域拠点間を結ぶ「都市内連携軸」

都市内連携軸	主要地方道 益田澄川線（県道 54 号線）、一般県道 波佐匹見線（県道 307 号線）、一般県道 美都澄川線（県道 314 号線）
--------	---

○「都市拠点」と各地域の「地域拠点」や「生活拠点」を結び都市内の交流・連携に寄与するために重要なこれらの県道を「都市内連携軸」として位置づけます。

○国道 9 号、国道 191 号、国道 488 号とあわせて、これらの県道により、市内の各拠点を結ぶ「都市内連携軸」を形成し、生活や産業振興に寄与するほか、広域観光にも利用できる周遊ルート「グリーンライン 90^{※1}」の整備を促進します。

※1「グリーンライン 90」とは、国道 9 号、国道 191 号、国道 488 号などの道路網を活かし、本地域を 90 分で周回できる“グリーンライン 90（環状道路）”の整備を促進し、それぞれの地域の特色と役割を発揮できる環境条件を整えることで定住促進、交流人口の拡大、企業誘致などを進めていく計画のことです。

(3) 地域内の地域拠点・生活拠点間を結ぶ「地域内交流軸」

地域内交流軸	主要地方道、一般県道、主な市道
--------	-----------------

○「地域拠点」と「生活拠点」とを結ぶ主要地方道や一般県道、主な市道等の道路を「地域内交流軸」と位置づけます。また、「生活拠点」と散在する集落間を結ぶ主な道路についても同様とします。

○日常の暮らしに密着した道路として、公共交通の確保、自転車や歩行者交通の安全性確保など、地域特性に応じた整備、維持管理を行っていきます。

3. 土地利用ゾーンの位置づけ

同じ方向性を持った土地利用のまとまりを「ゾーン」と定めて位置づけを行います。

(1) まちなかゾーン（中心市街地）

○主要な都市機能が集積し、一定の社会基盤の整備が整っており、周辺地域からの鉄道、バスなどの公共交通機関の活用が可能であることを活かし、本市の中心としての魅力ある都市空間の形成を図るゾーンです。

(2) 周辺市街地ゾーン

○まちなかゾーンを取り囲み、みどりや田園など周辺の自然環境との調和に配慮しながら住宅地・商業・工業等の土地利用バランスのとれた市街地の形成を図るゾーンです。

(3) 田園集落ゾーン

○田園などの自然的な土地利用を主とした市街地周辺のゾーンです。今ある良好な田園環境、自然環境は今後も市民にうおいと安らぎを与えるまちの資源として保全、活用していきます。

(4) 山村集落ゾーン

○みどり豊かな美しい自然環境と生活基盤が共存する環境づくりにより、地域に暮らす価値を創出するゾーンです。また、生活利便施設の整備など、地域コミュニティや活力の維持を図ります。

(5) 森林ゾーン

○市域の大部分を占める良好な山林を位置づけ、水源涵養、自然環境保全等の機能を持った重要な資源として、積極的に保全を図るゾーンです。また、みどり豊かな自然を活かした憩いやレクリエーションの場としても活用が期待されるゾーンです。

(6) 海岸活用ゾーン

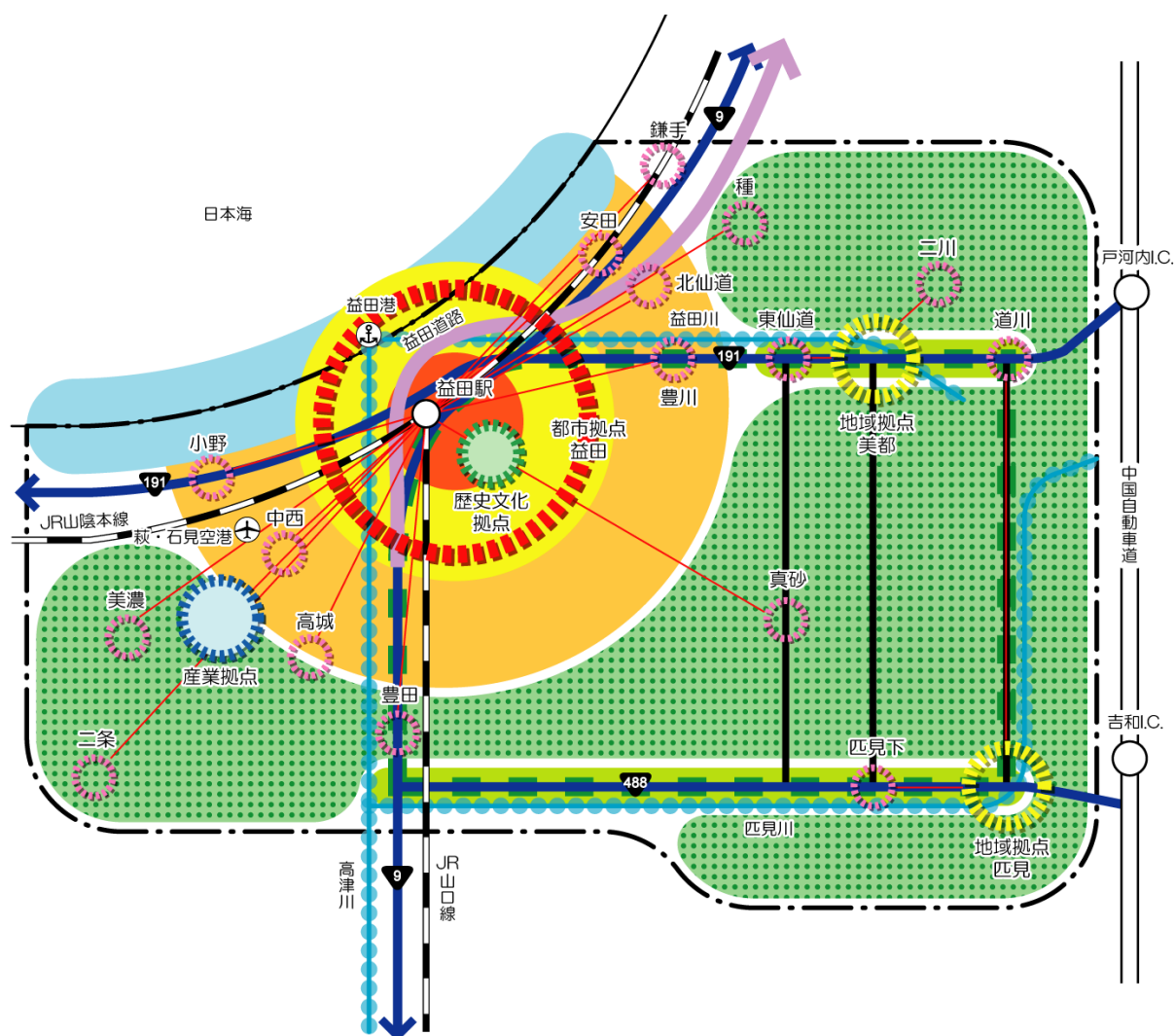
○三里ヶ浜を中心とした美しい海岸沿いの景観を積極的に保全・活用するゾーンとして位置づけ、市民だけでなく市外からの来訪者が海と接し、憩える場としての景観づくりに取り組み、レクリエーション機能の充実を図るゾーンです。

(7) 河川親水ゾーン

○市内を流れる美しい高津川や益田川及び匹見川の河岸については、人のにぎわいと憩いの接点として河川親水ゾーンとして位置づけ、自然環境に配慮した親水空間の形成を図ります。

4. 将来都市構造図

「拠点」、「連携軸」、「土地利用ゾーン」によって、本市の将来都市構造図を表します。



凡 例			
拠 点		都市拠点	連 携 軸
		地域拠点	
		生活拠点	
		産業拠点	
		歴史文化拠点	
		広域連携軸	土 地 利 用 ゾ ン
		益田道路	
		都市内連携軸	
		グリーンライン90	
		地域内交流軸	
		まちなかゾーン(中心市街地)	
		周辺市街地ゾーン	
		田園集落ゾーン	
		山村集落ゾーン	
		森林ゾーン	
		海岸活用ゾーン	
		河川親水ゾーン	

第4章 全体構想

4-1 土地利用の方針

1. 土地利用の方針

益田市は、西方を日本海に面し、市街地は JR 益田駅を中心として半径約 2km 程度の範囲にまとまって形成され、それ以外の市域のほとんどを占める山林や農地に集落が点在しています。また、都市計画としては、益田の市街地を中心に 3,094ha の範囲と、匹見の総合支所周辺に 695ha の範囲の 2 つの都市計画区域が指定されており、それ以外のエリアは都市計画区域外となっている状況です。

一方、我が国では、市街地が拡大する都市化社会の時代から、安定・成熟した都市型社会への移行が進み、さらに人口減少・少子高齢化の時代を迎えて、集約型都市構造への転換による持続可能な都市の構築が求められています。

そこで、土地利用の基本方針については、生活、産業、自然などがバランス良く配置され、それらが有機的に結びつきながら都市が健全に維持・発展するために、益田市土地利用基本計画等の上位計画と整合性を保ちながら、都市計画の地域地区や地区計画等の土地利用制度を活用し、以下の方針に基づいて、あるべき都市像の実現を目指します。

また、2 つの都市計画区域のありかたについては、今後の都市計画に関する全国的な動向を踏まえながら継続的に検討を進めていきます。

●環境負荷の小さいコンパクトなまちづくり

効率的な社会資本投資と環境負荷の小さいまちづくりに向けて、無秩序な市街地の拡大・拡散を抑制するとともに、市街地周辺部においては大規模宅地開発の制限を行います。また、地域コミュニティの活力維持を必要とする既存集落等については、適正な土地利用の規制・誘導方策を検討します。

●地域特性に応じた適正な土地利用の促進

中心市街地から郊外の山間地域に至るまで、地域ごとに異なる成り立ちや特性、役割などに応じ、地域特性を活かした適正な土地利用を促進します。

(1) 中心市街地

○JR 益田駅南側の市役所、グラントワなどの文化施設を含む区域や商業・業務施設が集積している JR 益田駅北側の区域においては、駅周辺の交通結節機能の強化と駅南北の連携強化を図り、都心機能の構築を図ります。また、道路・公園等の公共空地の確保、防災性の向上を図り、市街地の土地の高度利用化を推進し、魅力ある中心市街地の形成を図ります。

(2) 複合型周辺市街地

- 中心市街地を取り囲む周辺地域においては、商業・業務機能や工業系の土地利用と都市型住宅が調和した複合的な利便性の高い市街地の形成を図ります。
- 今後、土地利用の混在化が進み、また今後予想される区域については、本市の良好な市街地環境を考慮して、より望ましい用途地域への見直しや地区計画制度等を活用したきめ細やかな土地利用の規制・誘導を図ります。
- その他、都市計画区域内において新たに都市的土地利用転換が進み、また今後想定される区域等については、無秩序な市街地の拡散を抑制し、良好な市街地環境を形成するために、用途地域や地区計画等の設定等による適切な土地利用の規制・誘導を図ります。

(3) 既存住宅地

- 既存の住宅地では、建物や道路、生活環境の状況など、地域の状況や課題に対応した計画的な市街地整備を推進し、良好な生活環境の維持・増進を図ります。
- その他、一般住宅地においては、地域特性に配慮した望ましい居住水準と質の向上に重点を置いた良好な居住環境の形成を図ります。

(4) 工業地

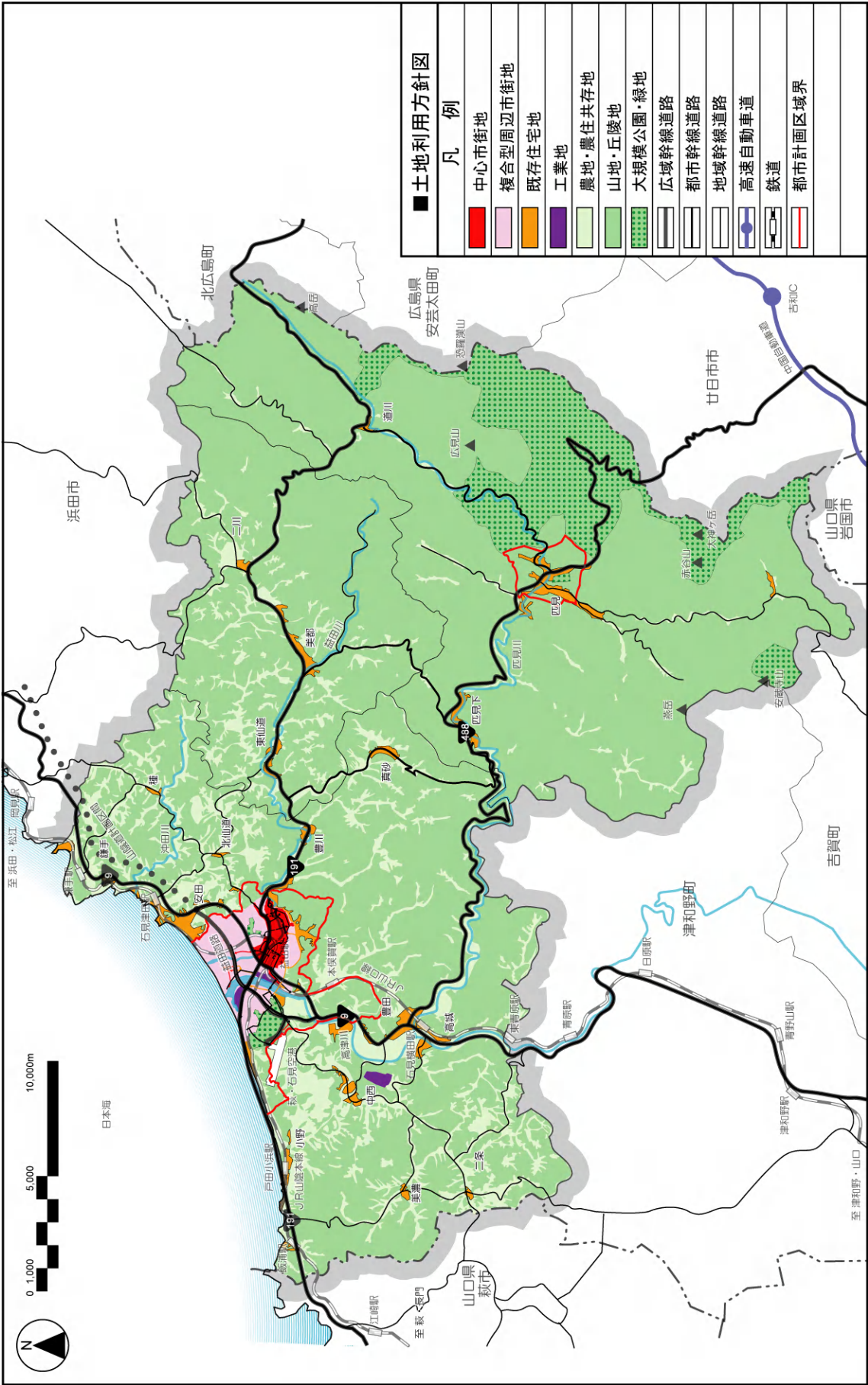
- 石見臨空ファクトリーパークにおいては、空港が立地する特性を活用した産業振興の拠点として新たな産業の誘致をはたらきかけ、土地利用の促進を図ります。
- 住宅地と近接する工業用地については、周辺の住環境や自然環境に配慮した適正な土地利用を図ります。

(5) 農地・農住共存地

- 市街地の周辺に広がる優良な農地については、都市の良好な景観を形成する貴重な資源として、保全を図ります。
- 農村集落においては、生活道路の改善等による集落環境の整備を推進します。
- 幹線道路の整備等に伴い、地域振興のための土地活用が求められる地域については、地域の実情に応じて田園環境と調和した計画的な土地利用の規制・誘導を図ります。

(6) 山地・丘陵地

- 恐羅漢山や安蔵寺山をはじめとした市域の大部分を占める山地については、豊かな自然環境を保全するとともに、自然とふれあうレクリエーションゾーンとしての活用を検討します。
- その他、市街地の背後に広がる丘陵地については、身近に接することができる緑として、また都市の風致を形成するなど都市の良好な環境形成に寄与する緑として保全を図ります。



益田市都市計画マスタープラン

4-2 交通施設の整備方針

1. 交通体系の基本方針

道路や鉄道などの交通施設は、多様な都市活動を支える基盤であることから、道路等の機能的な役割をふまえた適正な配置が重要となっています。

益田市の市街地部では、国道9号と国道191号が都心部を交差して都市の骨格を形成しており、さらに、現在整備が進んでいる益田道路（山陰道）により、新たな本市の骨格道路が構築されようとしています。

また、市の中心部が益田川と高津川に挟まれる格好となっており、河川橋梁も重要な役割を果たしています。

さらに、匹見や美都の住民においては、日常生活における自動車交通への依存度が非常に高い状況にあり、公共交通網の整備とその利用促進が重要な課題となっています。

このような状況をふまえ、円滑な都市活動を支える交通体系を実現するため、以下の方針に基づいて交通施設の整備を図ります。

●都市間連携を強化する広域交通体系の確立

益田市が浜田市等と共に島根県西部の中心都市としての役割を果たすために、主要な拠点都市との連携を強化する陸路や空路の広範な交通施設のネットワーク化とその高速化を促進し、人・モノ・情報の交流・連携を支える総合的な広域交通体系の確立を図ります。

●生活と産業を支える交通ネットワークの構築

市民生活や産業など都市活動を支える基盤として、環状型幹線道路網や公共交通網など交通体系の整備を進めるとともに、円滑な地区間移動の実現を図るために、各拠点への交通のアクセス性を高め、都市拠点と地域拠点や生活拠点間の交通ネットワーク化を図ります。

●公共交通施設等の利便性の向上と利用促進

自動車との適切な役割分担のもとに、都市の基幹交通である鉄道やバスを高速性や利便性に優れた交通システムとして構築するとともに、鉄道駅等の交通結節拠点や公共交通施設の利便性向上と利用促進を図ります。また、人や環境にやさしい交通として自転車などの利用促進を図る取り組みを行います。

●持続可能な都市の構築へ向けた効率的な道路の整備

環境負荷が小さく、効率的な社会資本整備による持続可能な都市を構築するために、長期間未着手となっている都市計画道路については、社会状況やその必要性の変化を踏まえた上で、見直しの検討を行います。

2. 道路の整備方針

(1) 広域幹線道路の整備方針

①益田道路、三隅・益田道路（山陰道）の整備方針

- ・事業主体である国土交通省中国地方整備局との連携を図り、沿道土地利用も含めた都市の骨格形成を推進します。

②国道9号、国道191号、国道488号の整備方針

- ・本市の都心部を縦横に交差して、山口県、広島県等の県外や周辺市町村からのアクセスに寄与し都市の骨格を形成しているこれらの路線は、都心部に一極集中する交通を分散化し、適正に市街地へ誘導するためのネットワーク環境の強化を図ります。

(2) 都市幹線道路の整備方針

①グリーンライン90の整備

- ・本市の都心部と美都、匹見の各地域拠点を結ぶ、国道9号～国道191号～一般県道 波佐匹見線（県道307号線）～国道488号からなる環状道路を基軸とした、市内における交流ネットワーク路線の整備を推進し、交流人口や物流などの拡大を図ります。

②主要地方道 益田澄川線（県道54号線）、一般県道 波佐匹見線（県道307号線）、一般県道 美都澄川線（県道314号線）の整備方針

- ・各地域の「地域拠点」や「生活拠点」を結ぶこれらの県道は、特に市域の南北方向のアクセスに寄与し都市の骨格の一部を形成しており、災害時等の迂回路としても重要な路線であることから、交流・連携等ネットワーク環境の強化を図ります。

(3) 地域幹線道路の整備方針

①主要地方道、一般県道、主な市道の整備

- ・主に小学校区毎に点在する「生活拠点」と「都市拠点」や「地域拠点」とを結ぶ主要地方道や一般県道、主な市道等の地域幹線道路については、日常の暮らしに密着した道路として、公共交通の確保、自転車や歩行者交通の安全性確保など、地域特性に応じた整備、維持管理を行っていきます。

(4) 歩行者系道路の整備方針

- ・特に自動車交通量の多い道路については、歩道や自転車道の設置などにより、歩行者等が安心して通行できる安全な歩行者空間の整備を進め、バリアフリー化についても市民と行政が一体となって推進します。

3. 公共交通施設等の整備方針

(1) 鉄道

- ・JR 益田駅の周辺においては、駅前広場等の交通結節機能の強化や南北通路の整備による市街地の一体化等、利便性の向上とあわせて、魅力的な都市景観の形成を図ります。
- ・その他の駅についても、自家用車と列車の併用などの通勤形態への対応も考慮しながら、交通広場、駐車場、駐輪場等の公共交通結節機能の強化を推進します。

(2) バス等

- ・市民の身近な移動手段となっているバスについては、増便や路線の拡大など利便性の向上策を関係機関との調整を図りながら検討していきます。その他、生活交通手段の不足により、代替交通手段が必要な地域については、引き続き生活バスや乗合タクシー等の交通支援事業により生活路線を確保します。

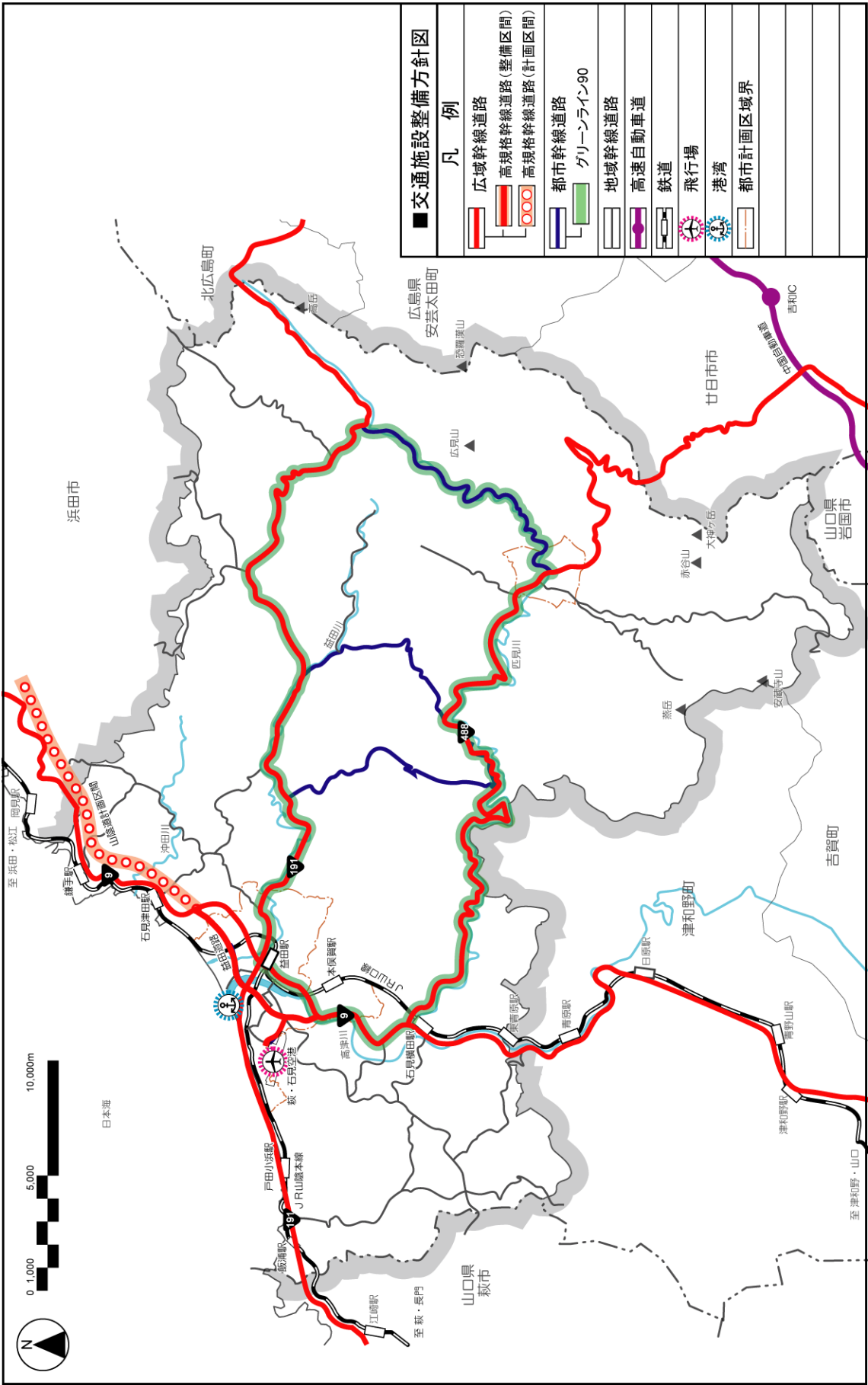
(3) 駐車場・駐輪場

- ・JR 益田駅前に整備された駅前駐車場及び駅前自転車駐車場の活用促進を図ります。その他、中心市街地等において、駐車場や駐輪場の需要が今後予測される地区については、駐車場や駐輪場等の設置を検討し、市内全域において誰もが安全に安心して通行できる歩行環境の形成に努めます。

(4) 空港

- ・島根県西部地域における地方と都市をつなぐ空の玄関口である萩・石見空港については、東京、大阪便の増便を働きかけて高速交通網としての機能の維持、強化を図るとともに、現在行われている萩・石見空港マラソン全国大会をはじめとした、空港施設を活用した地域振興に寄与する企画や方策についても検討します。





益田市都市計画マスタープラン

4-3 市街地整備の方針

1. 市街地整備の基本方針

益田市では現在までに、土地区画整理事業等の面的整備により市街地の中心部が形成されてきましたが、その一方で生活道路等の都市基盤が整っていない旧来からの市街地や、社会経済情勢の変化等により役割や位置づけの見直しが必要な地域も生じています。

このような状況をふまえ、以下の方針に基づいて本市の将来へ向けた良好な市街地形成を図ります。

●市街地における総合的な市街地整備の推進

市街地における都市機能の集積や土地の高度利用、交通アクセスの向上を図るために、街路事業や土地区画整理事業等の一体的な都市基盤整備を推進し、良好な市街地の形成を図ります。また、低・未利用地における土地の有効利用を促進するために、地域住民の意向をふまえながら計画的な市街地形成を推進します。

●地域の特性を活かした市街地整備と住環境の保全

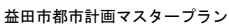
各拠点地区の位置づけや役割にふさわしい都市機能の集積を図るために、地区毎に計画的な市街地整備を推進します。また、既存集落等については、豊かな自然や優良な農地の保全に努めながら、地域コミュニティの維持を図るため、住環境や自然環境の整備・保全の方策について農林関係機関と調整を図りつつ、地域住民と協働して検討を行います。

2. 市街地開発事業等の方針

(1) 計画的な市街地整備の推進

○現在施行中の益田川左岸北部地区と中吉田平田地区の土地区画整理事業については、周辺環境と調和した住宅や商業、流通業務機能等の配置による複合的都市機能を有する健全な市街地の形成を図るとともに、JR 益田駅や市役所を包含する中心市街地との機能的役割分担を明確にし、それぞれが共存して市の発展に寄与するように、今後の全市的な市街化の動向を見極めながら、きめ細かな土地利用の規制・誘導を図ります。

○近年、大規模な商業店舗が集中して立地している高津地区の国道 191 号沿道や、中吉田平田土地区画整理事業地区から益田道路への接合部周辺、益田川左岸北部土地区画整理事業地区南方の国道 191 号までの区域、現在工事が進む益田道路久城 I.C.周辺地区、さらに益田競馬場跡地周辺等については開発ポテンシャルが高く、今後、無秩序な市街化の進行や土地利用の混在化が予想される区域であることから、都市計画区域の拡大や用途地域の設定・見直しを含む適正な市街地形成を図るための規制・誘導策の検討を行います。



4-4 都市及び自然環境形成の方針

1. 都市及び自然環境形成の方針

益田市は、緑豊かな山々に包まれ、豊かで清らかな水を湛える高津川や益田川、匹見川などの河川に抱かれ、北には美しい日本海が広がるなど、豊富な自然環境に恵まれた都市です。

この恵まれた自然を貴重な環境として守り、育むとともに、市民や都市を訪れる多くの人々に潤いと安らぎを与える交流空間として活用していくために、以下の2つの視点に基づき、6つの基本方針に沿って各方針毎に具体的な整備方針を設定することにより、自然環境の保全・活用・創出に積極的に取り組んでいきます。

なお、公園・緑地整備計画の具体的内容については、『益田市緑の基本計画』において定めることとします。

●豊かな自然環境の保全

恐羅漢山や安蔵寺山をはじめとした市西部の大部分を占める中国山地の緑豊かな山々や高津川、益田川などの河川については、様々な面から都市の環境を維持する重要な要素であることから、積極的に保全を図ります。

●多様なレクリエーション空間の活用

市民の多様なレクリエーションに応えるため、山地や河川などの豊かな自然を活用するとともに、万葉公園、益田運動公園、匹見中央公園等の地区の核となる主要な公園がレクリエーションやスポーツ活動の場として、また、四季折々の自然との交流の場として、市内外の多くの人に利用されていることから、これらの積極的な活用を図ります。

(1) 街なかの緑を創る

- 都市計画公園（街区公園、近隣公園等）は、市街地及びその周辺部においては整備が比較的充実しています。今後は、市民の余暇活動ニーズに対応した整備を図っていくことを基本方針として、レクリエーション機能などに配慮した公園の緑化推進、整備・拡充を図ります。
- 公園や道路、住宅地等における緑化を推進し、花と緑で鮮やかに彩られた市街地の形成を目指します。その他、街なかの緑を創出していくためには、学校や市役所等、公共公益施設の敷地内緑化も積極的に推進します。
- 住民の緑化に対する意識向上を働きかけ、住宅地内において、緑豊かでうるおいのある街並みの創出・保全を図ります。

(2) 山の緑を守る

- 水源涵養、土砂崩壊防止、保水など、治水や防災上重要な機能を担う森林を保全します。
- 山地部の豊かな自然を享受できる森林公園やハイキングコースなど、レクリエーション機能の充実を図ります。
- 市街地に隣接する身近な丘陵地の自然環境や、寺社の境内林等については、都市の風致を形成する重要な緑であることから、保全を図ります。

(3) 水辺の緑を活かす

- 河川は多くの動植物の生息地であり、水とふれあうレクリエーションの場としても活用されていることから、今後も、さまざまな魅力と役割を持つ水辺の緑空間として保全・整備を図ります。
- 日本海岸の親水空間を活かし、海水浴場や休憩所、展望所等の充実による海浜・海洋性レクリエーション機能の拠点形成を進めます。

(4) 歴史の緑を残す

- 市内に点在する豊富な中世の文化遺産を活用して、「歴史を活かしたまちづくり“中世文化の薫るまち”」を目指した取り組みが実践されており、これと協調する形で都市と歴史、自然の接点の場として、市民が自然と気軽にふれあえるような環境づくりを推進します。
- 特に、七尾城跡、三宅御土居跡、医光寺、萬福寺などが位置する益田地区を中心とした歴史・文化的な特性の強い地域については、本市の貴重な歴史的遺産を積極的に保全していきます。
- 他にも市街地内には寺社の境内林と一体となった樹林地や貴重な樹木等が分布しています。これらの都市内緑地については、身近な緑として維持・保全を図るとともに、市民の憩いの場としての活用を検討します。

(5) 農地の緑を残す

- 農地は、農産物生産地としての他に、水環境保全機能や、田園風景に象徴される景観保全機能などを有しています。今後、都市的土地利用との調整や、農家の営農意向等に基づく全市的な土地利用方針を踏まえた上で、これら優良農地の積極的な保全を図ります。
- また、休耕地については、住民や学生などの農業との接触機会や余暇活動の一環として市民農園等の活用を検討します。

(6) 緑をつなぐ

- 山地、丘陵地や公園、緑地を街路樹や河川の緑などでつなぎ、益田市全体で緑のネットワーク形成を図ります。
- 河川沿いの遊歩道や自転車道の整備などにより、休息や健康づくりにも利用される緑のネットワーク形成を図ります。
- また、主要な公共公益施設等をつなぐネットワーク上に、公園やポケットパーク、広場等を設けるなど、高齢者や障がい者が休憩施設として利用でき、子供達にとっても楽しい通学路となる、人にやさしい快適な道づくりを推進します。



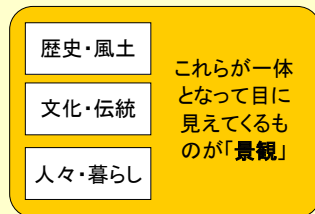
4-5 景観形成の方針

1. 景観形成の方針

優れた都市景観としての街並みは、単に見て楽しい、心地良いということだけではなく、そこに居住する人々の暮らしやすさや、安全性を含めたまちの質の豊かさであることを基本的な視点として、地域に暮らす人々が協調してまちを創っていくためのルールづくりを行い、良好な街並みの形成を図ります。

「景観」とは・・・

- 「景観」は、それぞれの地域ごとの歴史、地勢や生態系などの風土、文化や伝統、私達一人ひとりの暮らしや経済活動等と、技術の進歩や法律等の制度などが背景となってつくられるものです。
- 良好な「景観」は、地域の個性や特色をわかりやすく特徴づけるものであり、人々の地域に対する愛着やふさと意識を育みます。
- 身の回りの「景観」のよさは、潤いある魅力的で豊かな生活環境の創出に貢献します。
- 美しく個性的な「景観」は、観光をはじめ、国内や世界各地との交流を活発にする役割を担います。



(1) 地域資源を活かした景観の保全・形成

- 歴史的な史跡等が多く残る地区では、歴史的な趣のある美しいまちなみ景観の保全・形成を図ります。
- 清流高津川の河口部などの集落では、島根県の石見地方で生産されている「石州瓦」で葺いた建物が集まり、海や川、田園の風景と調和した素晴らしい「赤瓦の景観」を形成しています。このような“益田らしい”都市景観については積極的に保全を図ります。
- 市街地やその周辺に位置し、都市の風致を形成している豊かな緑は、地域の風致を形成している美しい景観として、景観の保全・形成を推進します。
- 高津川、益田川、匹見川の河川沿いでは、水辺を活かした親水空間の整備などにより、水と緑からなる美しい水辺景観の形成を図ります。
- 平野部に広がる優良な農地や水路、農家住宅等からなる美しい田園景観の保全を図ります。
- 中国山地の緑豊かな山地や溪谷からなる美しい景観は、今後も積極的に保全していきます。

(2) 公共空間における景観形成

- 景観形成が必要な地区における道路等の公共施設については、街路樹等による植栽の整備、適正な舗装、電線の地中化などにより、周囲の景観に配慮した道路空間の整備を推進します。また、市外からの訪問者にも分かりやすく、景観に配慮した統一性のある道路案内標識やサイン等を都市景観の構成要素としてデザインに配慮しつつ整備を行い、美しい道路景観の形成を図ります。
- 各種公共施設について、建物デザインや色彩をはじめとする景観上の配慮を行い、魅力ある都市景観形成の先導的役割を果たしていきます。
- 商業地域におけるにぎわいの演出や、幹線沿道地域における調和のとれた通り景観の形成、閑静な住宅地のまちなみ形成など、それぞれの地域の特性に応じて、周辺地域との調和に配慮した色彩や形態・意匠等の誘導を図るとともに、屋外広告物等の規制・誘導を行い、美しい地域景観の形成を図ります。
- 公園や緑地では、地域の特性や周囲の景観に配慮した整備を進めるとともに、適正な維持・管理を行い、美しい公園・緑地景観の形成を図ります。

(3) 景観形成を促進する取り組み等

- 都市の美しさや魅力づくり、アイデンティティ（特性・個性）の形成につながる景観形成について、行政内部はもとより、広範囲な住民の参加と協力を得て総合的に取り組める組織体制の確立を図ります。
- 本市は、平成23年8月1日に景観行政団体^{※1}となりました。今後の取り組みとしては、引き続き「景観計画」を策定し、景観計画区域及び景観計画区域における良好な景観形成に関する方針等を定め、官民一体となった良好な景観形成へ向けて積極的に取り組んでいきます。

※1「景観行政団体」とは、景観法に基づく地域の景観づくりの担い手で、良好な景観形成を推進するための具体的な施策（建築物や工作物の高さ、デザイン・色彩等の基準の設定や行為の制限など）を自ら行なうことができる地方公共団体のことです。



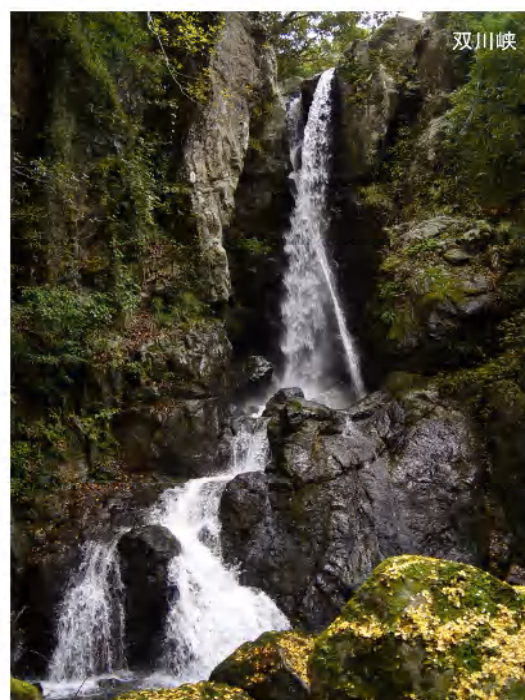
島根県芸術文化センター「グラントワ」



高津川と鮎漁



三里ヶ浜の夕日と観音岩



双川峡



医光寺の雪舟庭園



中垣内の棚田



唐音水仙公園



表匹見峡一屏風ヶ表

4-6 都市防災の方針

1. 都市防災の方針

自然災害や、大火等の発生を未然に防止し、または被害を最小限に抑制するために、「益田市地域防災計画」に基づき、以下の方針に沿って災害に強い都市づくりを推進します。

●災害に強い市街地の整備促進

地震や火災の発生による被害を最小限に抑えるため、建築物の不燃化や耐震化、木造密集市街地の改善、防火区画の整備などを推進し、災害に強い市街地の形成を図ります。

●災害の発生を未然に防ぐ事業等の推進

地震や大雨による土砂の流出や河川からの浸水などを未然に防止するため、急傾斜地の崩壊防止対策事業や砂防事業の推進、河川改修、保水機能を有する森林の保全を図ります。

●避難体制の確立と情報システムの強化

災害時に迅速かつ安全に避難できるよう、避難地や避難路等の整備を行うとともに、市民の防災意識の向上と地域レベルの避難・救急体制の確立を推進します。

また、避難時に必要な情報を適時伝達できるネットワークや、被害を受けたライフラインの早期復旧を可能にする情報システムの構築を図ります。

特に、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、巨大地震と大津波、さらに福島第一原発事故により東北地方を中心として未曾有の被害をもたらしました。このことを踏まえて今後のまちづくりは、防災だけでなく、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方が重要となります。そのためには、防災構造物に頼るハード面を中心とした防御から、逃げることを優先する防災教育やハザードマップの整備、さらには、これまで以上に人と人の結びつきを大切にしたコミュニティの育成といったソフト面を重視した施策を併用することにより、安全・安心なまちを構築していくこととします。

(1) 避難地・避難路の確保

- 狭隘道路や行き止まり道路の解消など、避難や消火活動、救助活動のためのルートの確保に向けた道路整備を推進します。
- 身近な避難場所として必要な、公園等の整備を推進します。
- 避難拠点と延焼遮断帯が連携した防災整備を図り、安全な避難体系の確立を推進します。
- 地区レベルでの避難地の確保と防災拠点の整備を進めます。

(2) まちの防災性の向上

- 老朽住宅や狭小住宅が密集している地区では、道路及び公園等の公共空地の整備のほかに、建築物の不燃化を推進し、都市防災機能の強化を図ります。
- 火災時における延焼防止のため、防火・準防火地域の指定等により、建築物等の不燃化を推進します。
- 延焼遮断帯となる緑地や幹線道路等について適正な配置整備、街路樹の整備などを推進します。
- その他、防災上重要な公共施設及びその周辺の建築物の不燃化を促進します。

(3) 都市機能の確保

- 上水道、電気、ガスや通信等の日常生活を送る上で欠かせない施設の安全性と信頼性の向上を図り、防災機能の向上などを検討します。

(4) 土砂災害の防止

- 急傾斜地崩壊防止対策事業や砂防事業等の推進により、土石流やがけ崩れなどの未然防止や被害の抑制に努めます。
- 土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制などを推進します。

(5) 水害の防止

- 低地における内水被害を防止するため、河川の堤防の強化や、河道の浚渫などを推進します。
- 集中豪雨における雨水排水機能向上のため、下水道の整備や機能強化を推進します。
- 山地・丘陵地の保水能力確保のため、保安林などの保全を図ります。
- 宅地開発における雨水流出量の増加に対応するため、雨水調整池の整備を徹底します。

(6) 防災体制の確立・強化

- ハザードマップの活用や自治会活動を通して、災害危険箇所や避難場所・避難路の周知を図るとともに、防災意識の啓発や自主防災組織の育成に努めます。

4-7 福祉のまちづくり方針

1. 福祉のまちづくり方針

すべての人々がひとりの人間として個人の尊重が重んじられ、障がいのある人もない人も住み慣れた地域や家庭で生活し活動する社会をめざすノーマライゼーション※¹の理念を基本に、高齢者、障がい者の方々をはじめ、誰にとっても住みよい安全で快適な人にやさしい都市環境の形成を図るために、すべての人が使いやすい「ユニバーサルデザイン※²」を視点に整備を行っていきます。

●ユニバーサルデザインを基本とした公共公益施設等の整備

21世紀の本格的な高齢社会を、いきいきとした福祉社会に創り上げるために、行政、市民及び事業者等が一体となって、ユニバーサルデザインを基本とした公共公益施設等の整備に努めます。

※1「ノーマライゼーション」とは、障がいのある人を遠ざけて特別な扱いをする社会ではなく、同じ人間として、高齢者も障がい者も若者もすべての人々が社会の構成員として共に暮らし、共に生きることが出来る社会こそが本来あるべき形（ノーマル）であって、その実現を目指すことです。

※2「ユニバーサルデザイン」とは、高齢であることや障がいの有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすることです。その7原則は、(1)だれにでも公平に利用できること。(2)使う上で自由度が高いこと。(3)使い方が簡単ですぐわかること。(4)必要な情報がすぐに理解できること。(5)うっかりミスが危険につながらないデザインであること。(6)無理な姿勢を取ることなく、少ない力でも楽に使用できること。(7)近づいたり利用したりするための空間と大きさを確保すること。

(1) 公共公益施設等の整備方針

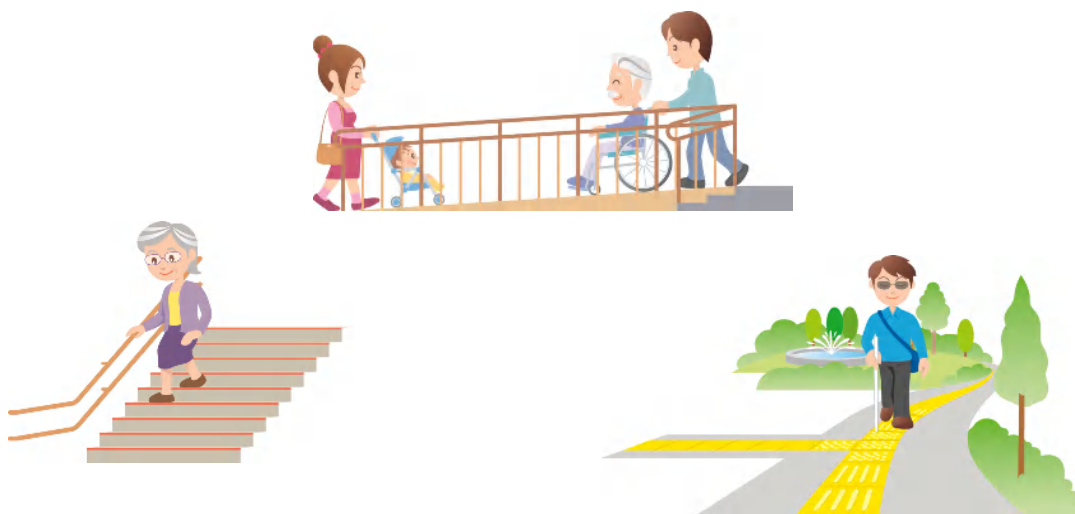
- 道路整備に際しては、歩道などの幅員を十分確保し、歩車道境界の段差の解消、誘導用ブロックの設置のほか、わかりやすい目標標識（サイン）、音声誘導等の設置を推進し、バリアフリー※³化を図ります。
- 広域救急医療を支える広域幹線道路等の整備を図ります。
- 駅前広場等の交通結節点付近には、すべての人が使いやすいデザイン（ユニバーサルデザイン）による整備を推進します。

- 公園の出入口、園路、駐車場等を障がい者や高齢者、児童等に配慮した構造とします。
- 公共公益施設等の新築または大規模な改築にあたっては、道路や駐車場から施設入口への段差解消、施設内におけるスロープ、車いす使用者にも配慮したトイレやエレベーター等の施設整備を図ります。
- 「益田市障害者基本計画」や「益田市老人保健福祉計画」等を基本とした整備を推進し、福祉のまちづくりを積極的に図ります。

※3「バリアフリー」とは、障がい者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方で、道や床の段差をなくしたり、階段のかわりにゆるやかな坂道を作ったりするのがその例です。

(2) 福祉のネットワークづくり

- 行政と住民が一体となって地域福祉活動の推進に取り組めるように、地域振興センター等を拠点とした地域福祉活動と、公的サービス活動のネットワーク化の推進を図ります。



第 5 章 都市計画区域内構想

5-1 対象地域について

第4章の全体構想までは、1市2町が合併して初めての益田市都市計画マスタープラン見直しであることを踏まえ、市域内でバランスの取れた構想とするため、対象地域を「益田市全域」としていました。

この第5章では、本計画が“都市計画”のマスタープランであり、都市計画に関する基本的な方針を策定するものであることから、対象地域を「都市計画区域」として、都市計画区域内における都市空間の構成や土地利用、都市施設、自然的環境及び景観形成の方針を定めます。

5-2 都市空間の構成方針

本市に指定されている2つの都市計画区域について、都市空間の構成を整理します。

1. 益田地域の都市計画区域 面積：3,094ha

(1) 中心市街地（にぎわいの軸）

JR 益田駅を中心として市役所や図書館、グラントワや既存の商業・業務など都市機能が（都）中島染羽線沿いに集積した本市の中心部です。

(2) 歴史・文化ゾーン

益田地区の医光寺、七尾城跡、三宅御土居跡など歴史的資源が集積する個性的で趣のある街並みの区域です。

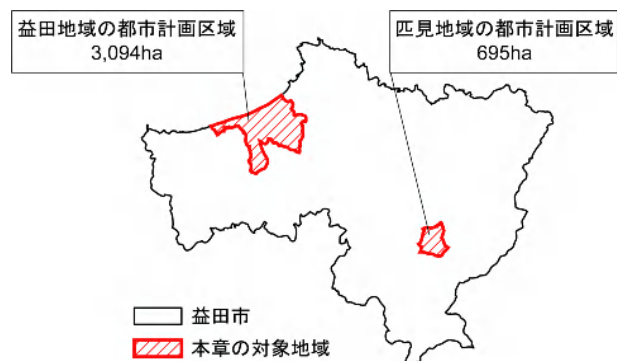
(3) 自然・レクリエーションゾーン

高津柿本神社や万葉公園、蟠竜湖など大規模な県立自然公園を中心とした、雅（みやび）でゆとりのある豊かな自然環境の市民憩いの区域です。

(4) 複合都市機能ゾーン

高津地区の大規模商業施設が集積し、流通業務や工業地など複合的な機能を持つ区域で、国道191号と益田道路が交差する交通の要衝でもあります。

以上（1）から（4）までのゾーンが相互に連携しながらまちの魅力を高めるような連続性をもった「交流都市軸」を形成します。



(5) その他

1) ゆとりの居住ゾーン

中島町・中須町の益田川左岸北部地区や中吉田平田地区において区画整理事業により形成されゆったりとした新しい環境良好な住宅地で、周辺の農地と調和するゾーンです。

2) 緑豊かな居住ゾーン

益田道路の久城 I.C. 周辺や下本郷、中心市街地南側などの既存丘陵住宅地です。

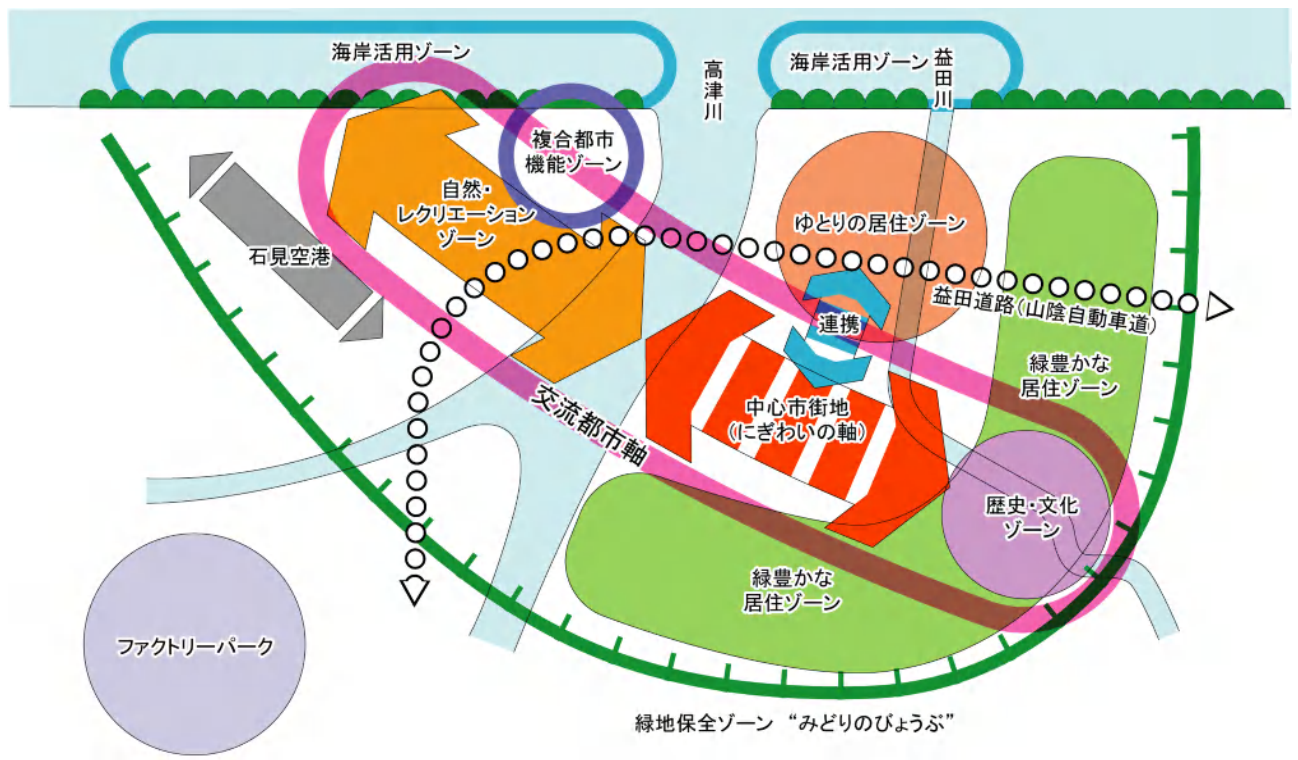
3) 海岸活用ゾーン

三里ヶ浜に代表される美しい日本海沿岸の資源を観光や景観、憩いの場等様々な活用するゾーンです。

4) 緑地保全ゾーン

市街地外周部を広範に包みこむ後背緑地＝“みどりのびょうぶ” ※

※“みどりのびょうぶ”とは、市街地を囲むように広がる樹林地のことで、平成9年3月に策定された「益田市緑の基本計画」の中で位置づけられたもの。都市の景観・環境上きわめて重要な役割を持つとされています。



2. 匹見地域の都市計画区域 面積：695ha

(1) 中心部

匹見総合支所を中心とした都市機能が集まる区域です。

(2) 観光・レクリエーションゾーン

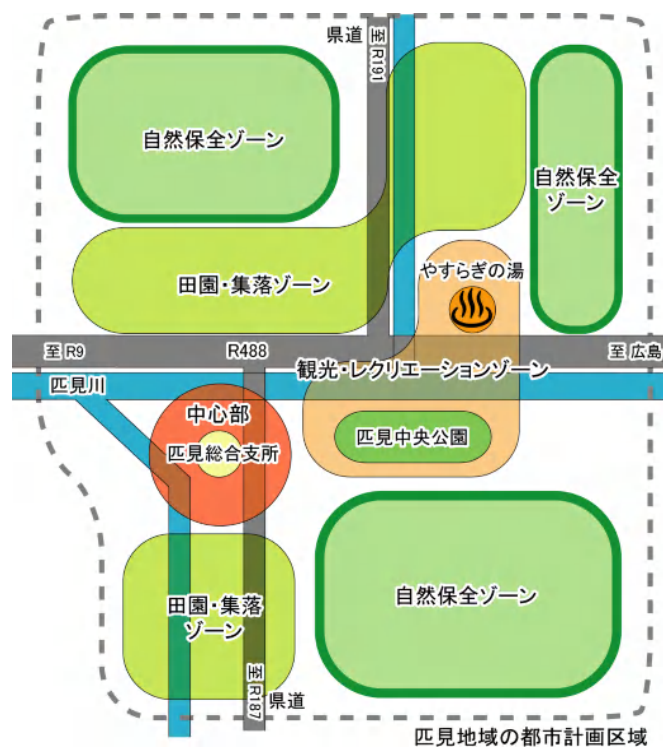
匹見中央公園や匹見峡温泉「やすらぎの湯」、ウッドパーク（匹見上地区振興センター）など観光やレクリエーション機能が集まる区域です。

(3) 田園・集落ゾーン

平野部において、美しい山村風景を形成している低層住宅と田園が広がる生活環境区域です。

(4) 自然保全ゾーン

周辺の緑豊かな森林で積極的に自然環境を保全する地域です。



5-3 土地利用の方針

第3章では市全域を対象に将来都市空間を形成する“ゾーン”として概念的に位置付け、第4章ではそのゾーンを具体的に地図上に示して土地利用毎の方針を定めています。この第5章では、都市計画としての具体的な方向性を示すために、対象地域を都市計画区域として細かく土地利用の方針を定めることにより、良好な都市環境の維持・形成を図ります。

1. 益田地域の都市計画区域

(1) 中心市街地の土地利用 「中心市街地」

中心市街地は、JR益田駅を中心に広がる商業・業務系施設の集積しているエリアで、県西部の中核都市として都市機能の集積を図ります。

特に駅南側においては、拡幅整備中の（都）中島染羽線を中心として、完成した駅前再開発と島根県芸術文化センターとあわせて“益田市中心市街地の顔”として、都市の魅力向上を図ります。

□含まれる用途地域：商業地域、近隣商業地域、準工業地域、第二種住居地域

(2) 住宅系の土地利用

1) 中心市街地周辺部 「住宅地」「工業地」「複合都市機能ゾーン」「沿道サービスゾーン」「ゆとりの住宅ゾーン」

中心市街地の周辺部については、住居系土地利用を中心としつつ、日常生活の利便に供する小規模な店舗や事業所等、ある程度用途の混在を許容することで住民の暮らしやすい生活環境を確保していきます。

また、土地区画整理事業により計画的に住宅地として整備された地区については、周辺の農地と調和を図りながら質の高い住宅地としての環境保全を図ります。

□含まれる用途地域：商業地域、近隣商業地域、工業専用地域、工業地域、準工業地域、第一種住居地域、第二種住居地域、第二種中高層住居専用地域など

2) 市街地周辺の丘陵地 「緑豊かな居住ゾーン」

市街地周辺の丘陵地における既存の緑豊かな住宅地については、その良好な住環境の維持を図ります。

また、急傾斜地崩壊危険区域や地すべり防止区域においては災害防止の観点から原則的に市街化の抑制を図ります。

□含まれる用途地域：第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域など

3) 市街地郊外部 ※用途地域の縁辺部と用途地域外のいわゆる“白地地域”

市街地郊外部については、益田らしい自然と共存する住宅地としての土地利用を中心とした良好な居住環境の保全や形成を図ります。

用途地域内の宅地化については計画的な整備を誘導し、良好な居住環境を有する住宅地の形成を図ります。

都市計画区域内の用途地域外（いわゆる“白地地域”）については、農地や森林等の法規制に十分に配慮して、無秩序な市街化を抑制するための方策を検討します。

(3) 臨海部の土地利用 「海岸活用ゾーン」「港湾施設」

海浜部と沿岸樹林地は、都市を高潮や波浪から守る役割を果たしていることから保全を図り、同時に良好な海辺の景観を形成していることからレクリエーション機能としての活用を図ります。また、高津川河口部の益田港周辺については護岸部の保全を図ります。

(4) 自然・レクリエーション系の土地利用 「県立自然公園」「スポーツ・レクリエーション拠点」

自然・レクリエーション系の土地利用としては、高津地域の大規模な県立自然公園（蟠竜湖、高津柿本神社、万葉公園等）を中心としたエリアと吉田地域の益田運動公園周辺エリアを核として、周辺自然環境の保全を図るとともに住民の健康維持、増進、余暇活動の充実など積極的な活用を図ります。

□含まれる都市施設：万葉公園（広域公園）、益田運動公園（運動公園） ※いずれも整備済

(5) 歴史・文化系の土地利用 「歴史・文化ゾーン」「歴史・文化拠点」

益田地区は、史跡や文化財など数多くの歴史的資源を有しており、個性的で趣のある市街地を形成しています。また、“中世文化の薫るまち”をめざして「歴史を活かしたまちづくり」の取り組みが行なわれていることから、今後も歴史的な資源を活かした益田市らしい個性的なまちづくりを推進していきます。

(6) 緑地系の土地利用 「みどりのびょうぶ」

市街地を囲む丘陵樹林地は“石見青垣”とも呼ばれており、前段の「都市構成の方針」における『みどりのびょうぶ』に対応する土地利用で、都市部を緑豊かにつつみ、都市の品格、高雅さ、やさしさ等の趣を高める要素として維持・保全を図ります。

(7) 河川沿いの土地利用と修景 ※高津川や益田川の河岸

清流高津川や益田川は市街地内を流れ、市民にうるおいを与える身近な資源として重要な役割を果たしています。これら河川沿いの環境を保全し、周辺の市街地環境と調和した住民の憩いの場となるような親水空間の形成を図ります。

また、これらの河川沿いは、水防上の役割のほか、火災・地すべり・地震、その他災害に対する防災帯（遮断帯・避難地・避難路・また活動拠点）としての役割も考慮します。

益田市都市計画
マスタープラン

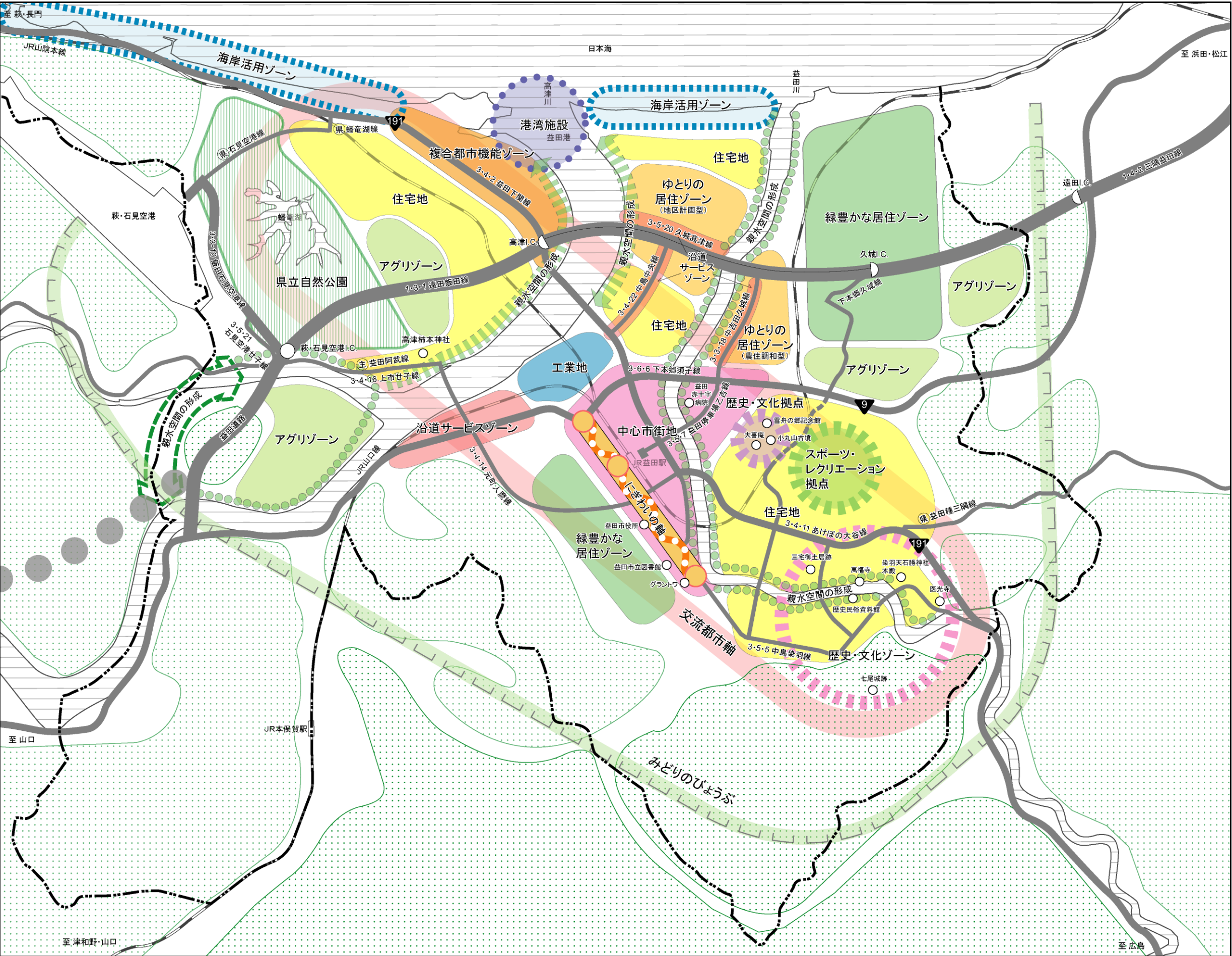
凡 例

--- 都市計画区域

土地利用計画図



0 100 500 1,000m



2. 匹見地域の都市計画区域

(1) 中心部

匹見町の中心的な役割を果たしてきた匹見総合支所の周辺は、今後も「地域拠点」として行政や地域交流、文化・教育などの機能維持を図ります。

(2) 観光・レクリエーションゾーン

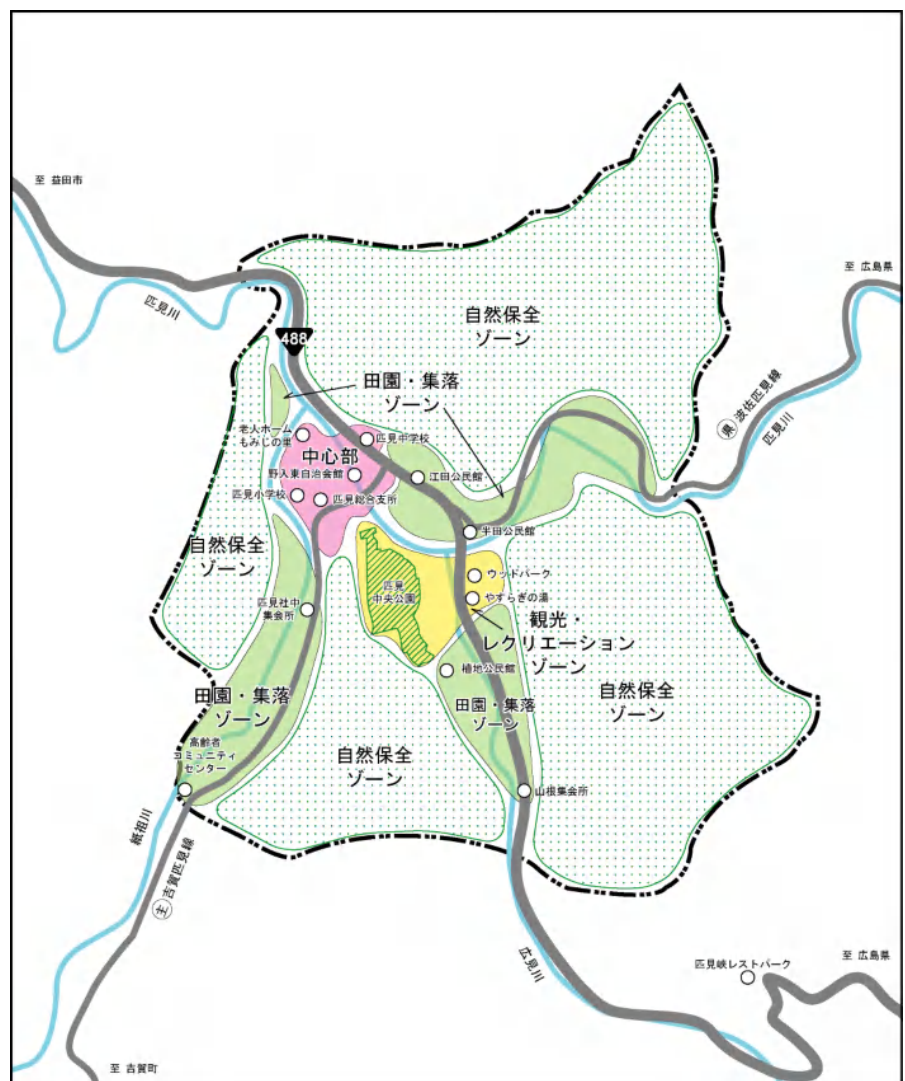
匹見中央公園や匹見峡温泉「やすらぎの湯」、ウッドパークなどのレクリエーション施設が集まる区域は、施設の連携強化に努め、交流・観光の場として集客力の増加を図ります。

(3) 田園・集落ゾーン

田園や里山、民家が織りなす美しい農山村の風景は、一体的な維持・保全に努め、定住促進を図ります。

(4) 自然保全ゾーン

本都市計画区域の大部分を占める周辺部の森林地域については、優れた自然環境や水源涵養機能を有していることから、維持・保全を図ります。



5-4 都市施設の方針

1. 道路・交通体系の方針

(1) 道路の機能分類

道路の機能分類は、自動車専用道路と一般道路の大区分の中で、一般道路は主要幹線、幹線、補助幹線といった段階構成に応じた機能を持つ路線として分類されます。

■道路の機能分類と都市計画道路の種別との対応表

道路の機能分類		都市計画における種別	内 容 等
①自動車専用道路		自動車専用道路	○都市高速道路、都市間高速道路、一般自動車道路等、専ら自動車の交通の用に供する道路
一般道路	②主要幹線道路	幹線街路	○都市の主要な骨格をなす道路で、都市に出入する交通及び都市の住宅地、工業地、業務地等の相互間の交通を主として受け持ち、近隣住区等の地区の外郭を形成する道路又は近隣住区等の地区における主要な道路で、当該地区の発生又は集中する交通を当該地区の外郭を形成する道路に連結する。
	③幹線道路		
	④補助幹線道路		
	⑥区画道路	区画街路	○近隣住区等の地区における宅地の利用に供するための道路
	⑥特殊道路	特殊街路	○専ら歩行者、自転車又は自転車及び歩行者のそれぞれの交通の用に供する道路・専ら都市モノレール等の交通の用に供する道路

昭和44年 建設省郡市局長通達

■都市計画道路についている番号には意味があります。

都市計画道路の名称のつけかたは都市計画法によって決まっています。例えば県道益田澄川線の場合「3・5・5 中島染羽線」という名称です。この頭にある三つの数字は以下のような意味をもっています。

(1) 区分

1. 自動車専用道路
3. 幹線街路
7. 区画街路
8. 特殊街路のうち歩行者、自転車又は歩行者及び自転車専用道
9. 特殊街路のうち都市モノレール専用道等
10. 特殊街路のうち路面電车道

(2) 規模

1. $40\text{m} \leq W$
2. $30\text{m} \leq W < 40\text{m}$
3. $22\text{m} \leq W < 30\text{m}$
4. $16\text{m} \leq W < 22\text{m}$
5. $12\text{m} \leq W < 16\text{m}$
6. $8\text{m} \leq W < 12\text{m}$
7. $W < 8\text{m}$

(W：道路幅員)

(3) 一連番号

都市ごと付ける一連番号

(2) 主要幹線道路

主要幹線道路の役割を担う路線として、以下の①及び②の観点から設定します。

①県最西部の益田圏域における中心都市として周辺市町村とのネットワークを構成する路線であること。

②広域交通拠点である萩・石見空港と山陰道や市内とのアクセスを可能にする路線

▼主要幹線道路

①周辺市町村とのネットワークを構成

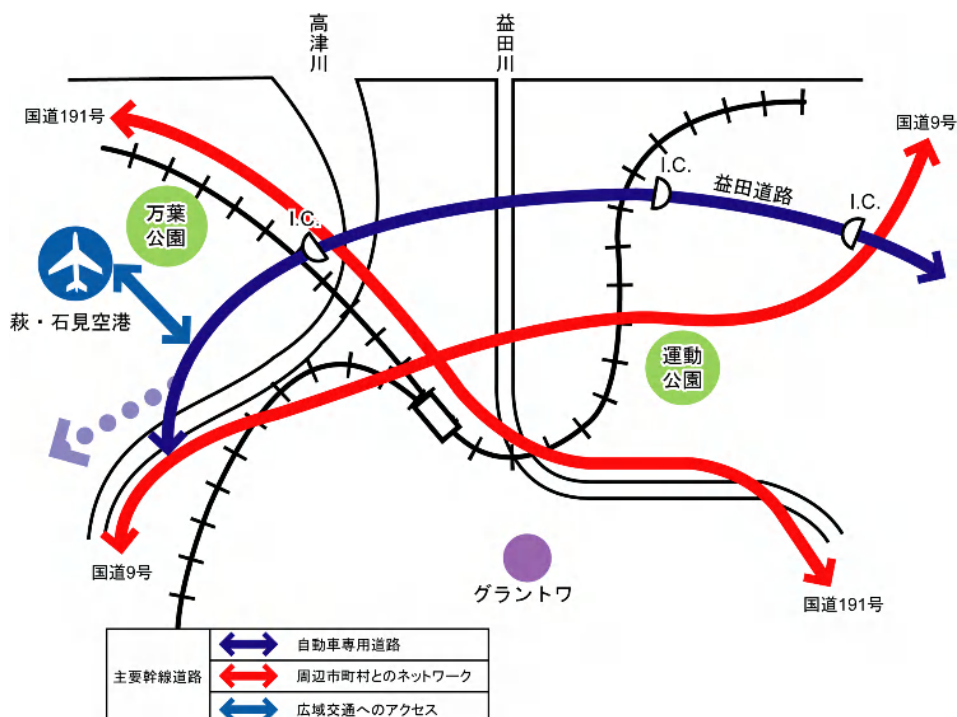
■山陰自動車（1・3・1 遠田飯田線、1・4・2 三隅益田線）

■国道9号（3・6・6 下本郷須子線）

■国道191号（3・4・2 益田下関線、3・5・8 益田加計線、3・4・11 あけぼの大谷線）

②広域交通へのアクセス

■3・3・19 飯田石見空港線



(3) 幹線道路

幹線道路の役割を担う路線として、以下の①～③の観点から設定します。

- ①益田都市計画を構成する4つの地域（益田、吉田南、吉田、高津）を結び、大きな地域ネットワークを構成する路線。（外環状路線）
- ②主要幹線道路間を連結して市街地内をコンパクトに循環する路線。（内環状路線）
- ③市街地の広がりから見て外郭を形成し、周辺地域との連絡を担う路線。

▼幹線道路

①地域ネットワークを構成

【外環状道路】

- 3・4・14 元町人麿線
- 3・4・16 上市甘子線
- 3・5・21 石見空港甘子線
- 県道 石見空港線
- 県道 蟠竜湖線
- 3・5・20 久城高津線
- 市道 下本郷久城線
- 3・5・9 益田運動公園徳原線
- 3・5・5 中島染羽線

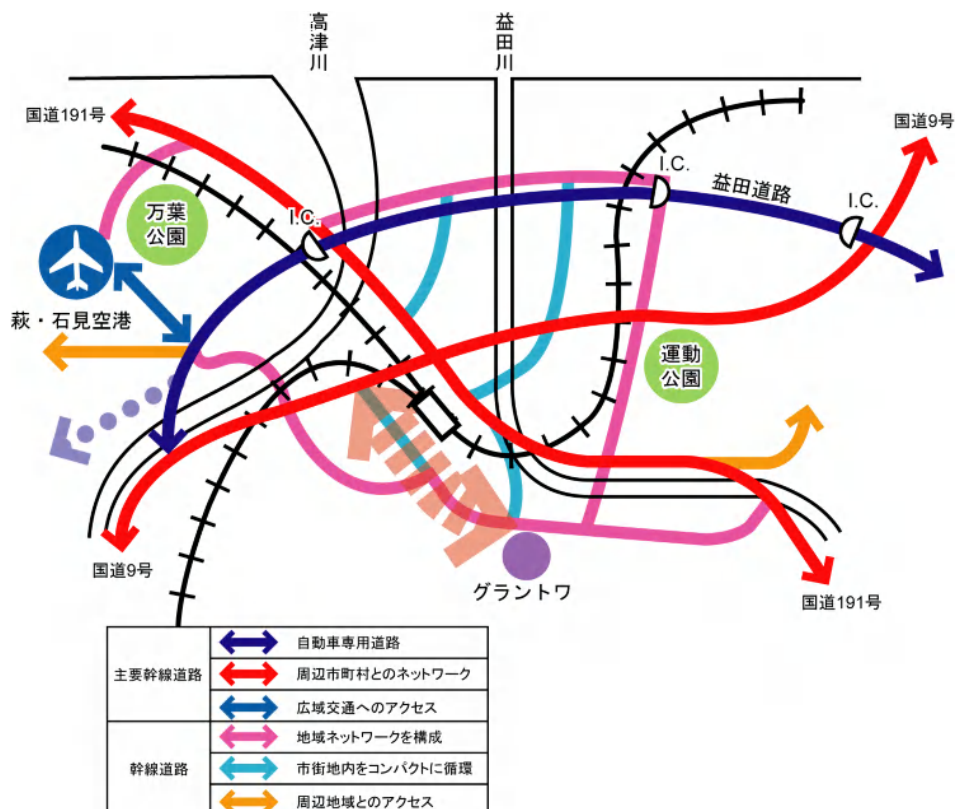
②市街地内をコンパクトに循環

【内環状道路】

- 3・5・5 中島染羽線
- 3・4・22 中島中央線
- 3・3・18 中吉田久城線
- 3・5・7 益田停車場乙吉線
- 3・4・4 上吉田常盤線

③周辺地域とのアクセス

- 県道 益田種三隅線
- 主要地方道 益田阿武線



(4) 補助幹線道路

補助幹線道路の役割を担う路線として、以下の観点から設定します。

①区画道路（生活道路）からの交通を安全に集散して幹線道路へ接続する路線。

▼補助幹線道路

- 3・4・23 中須中島線
- 3・4・24 中吉田中須線
- 3・5・12 雪舟乙吉線
- 3・5・13 沖田七尾線 ほか

(5) 主な区画道路・特殊道路

補助幹線道路の役割を担う路線として、以下の①～③の観点から設定します。

①その地域の顔となりうる魅力的で特色のある生活道路や歩行者用道路。

▼主な区画道路・特殊道路

- 7・6・1 迫山堀川線（区画街路）
- 7・6・2 舟入上市線（区画街路）
- 7・6・3 駅前1号線（区画街路）
- 8・7・3 万福寺門前線（歩行者、自転車、又は歩行者及び自転車専用道）
- 8・7・5 染羽線（歩行者、自転車、又は歩行者及び自転車専用道）
- 8・7・6 医光寺線（歩行者、自転車、又は歩行者及び自転車専用道） ほか

(6) 都市部における環状道路網の形成

国道や益田道路などの主要幹線道路を機軸（クロスワーク軸線）として、前記のように道路を役割に応じて段階的に位置付け整備することにより、都市部の外郭を成す外環状道路と、まちの中心部を循環する内環状道路の形成が可能となります。

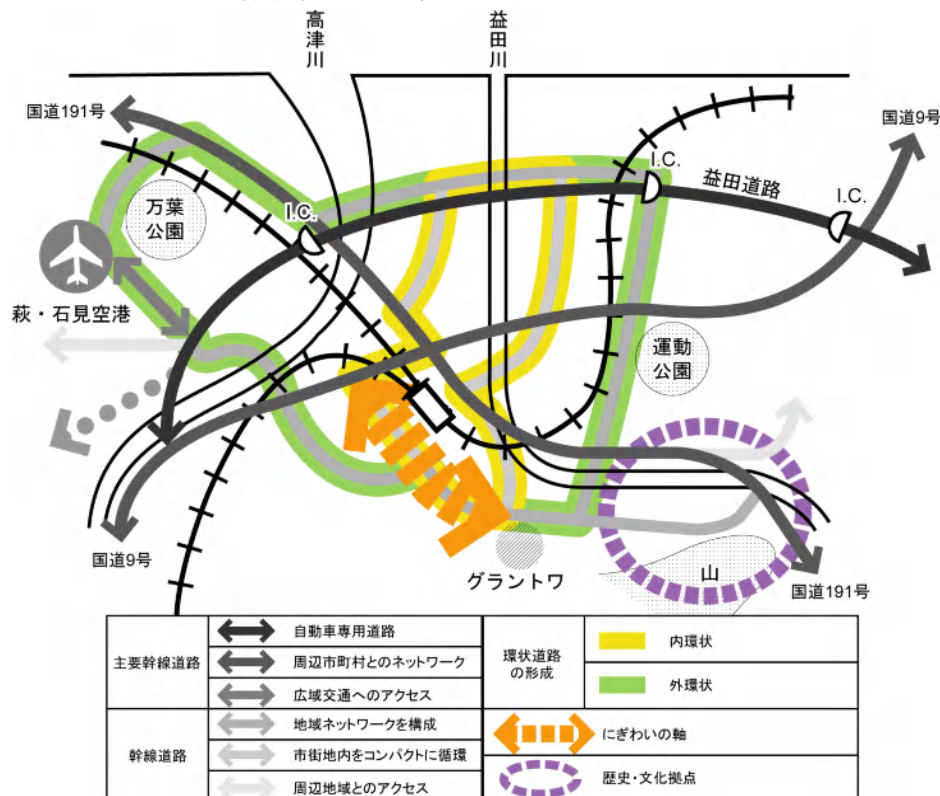
外環状道路は、萩・石見空港～万葉公園～国道191号～（都）久城高津線～久城I.C.～益田運動公園～歴史的な資源の多い益田地区を通るいわば“都市構造上の拠点を有機的に連携”する路線として位置づけます。

内環状道路は、JR益田駅や整備の進む中島染羽線、そして益田川の兩岸における区画整理事業地などを結ぶ南北約2km、東西約1kmの道路を“まちの中心部を循環”する路線として位置づけます。

特にこの内環状道路については、駅や病院、市役所、グラントワなどの重要な都市施設を連絡する路線でもあることから、歩行者や自転車の安全性や快適性に配慮した整備を行うとともに、低炭素社会を実現する上において中心的な役割を担う路線として位置づけます。

そして、これら内外の環状道路が形成することにより、来訪者にとっても、そこに住む住民にとっても快適な都市環境になると考えられます。

■都市部における環状道路網の形成イメージ



※内環状道路については一部、地形等の制約により屈曲部が生じますが、都市施設を連絡しコンパクトに循環する機能は十分果たし得ると考えられます。

《環状型道路網のサービス体系》

- ・スムーズな交通流・安全性を確保できます。
- ・都市の一体感や連続性を創出し、求心力を高めます。
- ・中心部における“にぎわいの軸”の形成に寄与します。
- ・各都市機能と有効にネットワークし、系としてのサービス機能のグレードを高めます。
- ・スプロールの防止に貢献します。

このような、ネットワークを形成する上で重要な路線となる整備中の中島染羽線や元町人麿線については、今後も積極的に整備を進める方針とします。

■市街地における環状型道路網構築のための路線抽出と事業の段階

		道 路 名 称	計 画	事 業 中	整 備 済	備 考
環状機能を有する主な道路	外環状道路	3・4・2 益田下関線			○	国道191号（都市間を結ぶ広域幹線）
		3・5・20 久城高津線			○	市街地北側環状の一部を構成する重要路線（W=14m）
		市道 下本郷久城線		○		市道
		3・5・9 益田運動公園徳原線			○	都市計画道路（W=12m）
		3・5・5 中島染羽線		○		都市計画道路（W=19m） 中心市街地内の最重要路線
		3・4・14 元町人麿線		○		都市計画道路（W=20m）
		3・4・16 上市廿子線			○	都市計画道路（W=18m）
		3・5・21 石見空港廿子線			○	市街地～石見空港へアクセスする道路（W=13m）
		3・3・19 飯田石見空港線		○		益田道路～石見空港へアクセスする道路（W=24m）
		県道 石見空港線			○	
		県道 蟠竜湖線			○	国道191号へ接続
	内環状道路	3・3・18 中吉田久城線			○	市街地内を縦貫する重要路線（W=27m）
		3・5・7 益田停車場乙吉線			○	都市計画道路（W=12m）
		3・5・8 益田加計線			○	国道191号の一部
		3・4・4 上吉田常盤線			○	都市計画道路（W=16m）
		3・6・6 下本郷須子線			○	国道9号の一部
		3・4・2 益田下関線			○	国道191号の一部
		3・5・5 中島染羽線		○		都市計画道路（W=19m） 中心市街地内の最重要路線
		3・4・22 中島中央線		○		都市計画道路（W=20m） 新市街地の軸となる重要路線
	広域幹線道路	1・3・1 遠田飯田線		○		益田道路（自動車専用道路：W=24m）

(7) 都市計画道路等の機能位置づけ（総括）

以上、本市都市計画区域内の主要な道路について段階構成に応じて道路を分類しました。

ここでは、道路の機能区分や役割ごとに、すべての都市計画道路やその他の重要路線を整理し位置づけます。（下表および次頁図参照）

なお、これらの道路整備を推進していく上では、関係機関と連携・調整を図るとともに、計画段階から事業実施段階に至るまで住民の意見を十分に聴いて進めていくものとします。

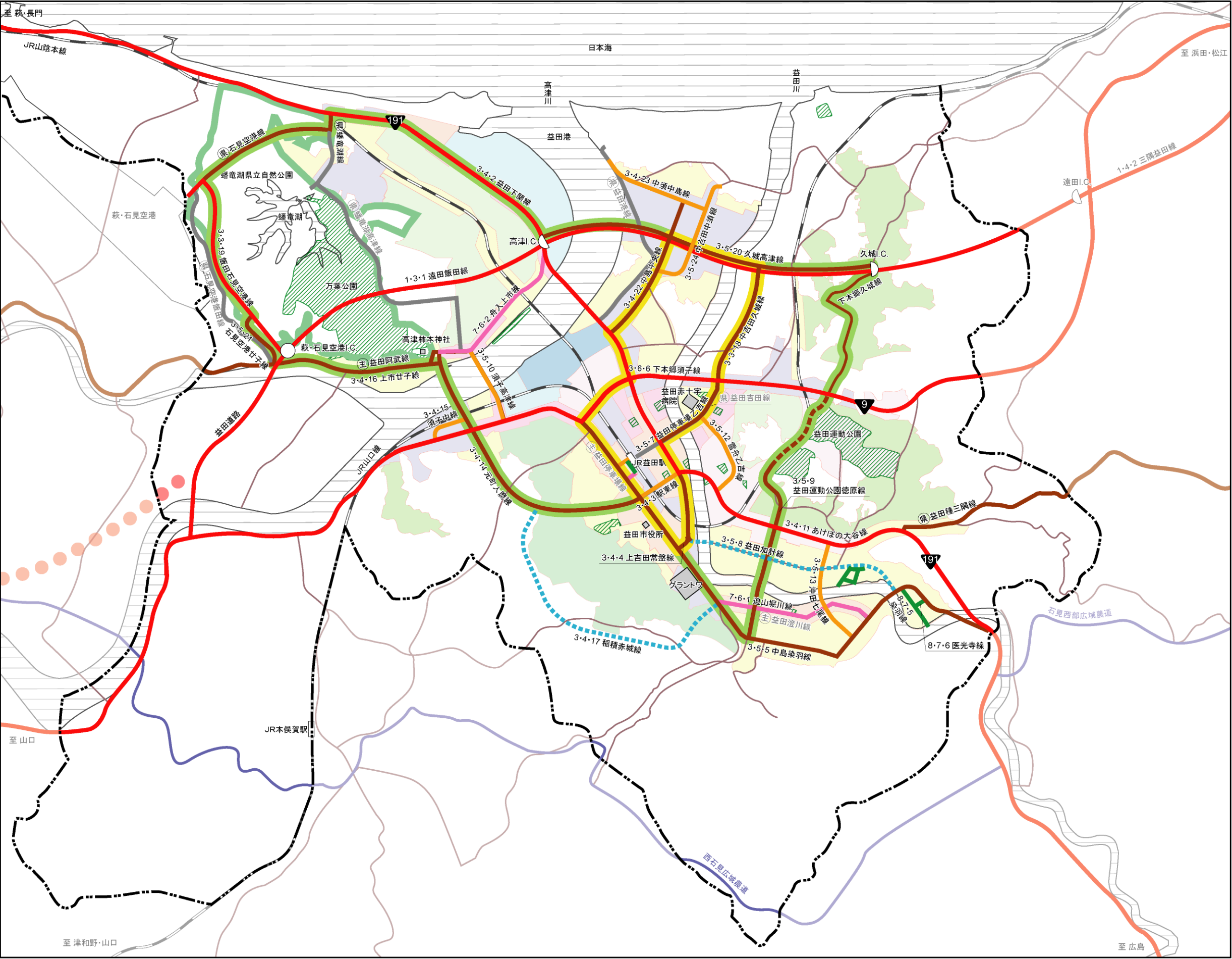
■都市計画道路等の機能位置づけ

道路の機能区分	道路の持つ役割		路 線 名		整備状況	幅員(m)	延長(m)	備考
主要幹線道路	周辺市町村とのネットワークを構成		1・3・1	遠田飯田線	事業中（一部完了）	24	7,040	山陰道(益田道路)
			1・4・2	三隅益田線	未整備	21	7,960	山陰道(三隅・益田道路)
			3・6・6	下本郷須子線 ※1	整備済	11	2,890	国道9号
			3・4・2	益田下関線 ※3	整備済	18	2,480	国道191号
			3・5・8	益田加計線 ※1	未整備（一部検討路線）	12	2,880	国道191号
			3・4・11	あけぼの大谷線 ※1	整備済	18	2,900	国道191号
	広域交通へのアクセス		3・3・19	飯田石見空港線 ※2	事業中（一部完了）	24	1,460	
幹線道路	外環状道路	地域ネットワークを構成	3・4・14	元町人麿線	未整備（一部完了）	20	2,180	検討路線
			3・4・16	上市甘子線	整備済	18	1,430	(主) 益田阿武線
			3・5・21	石見空港甘子線	整備済	13	400	
			県道	(県) 石見空港線	整備済			一般県道
			県道	(県) 蟠竜湖線	整備済			一般県道
			3・5・20	久城高津線 ※3	整備済	14	2,510	インター線
			市道	(市) 下本郷久城線	整備中			市道
	3・5・9	益田運動公園徳原線	整備済	12	1,340			
	内環状道路	市街地内をコンパクトに循環	3・5・5	中島染羽線 ※3	事業中（一部完了）	19	3,880	(主) 益田停車場線
			3・4・22	中島中央線	事業中	20	1,090	
			3・3・18	中吉田久城線	整備済	27	900	
			3・5・7	益田停車場乙吉線	整備済	12	750	(県) 益田吉田線
			3・4・4	上吉田常盤線	整備済	16	110	
			県道	(県) 益田種三隅線	整備済			一般県道
県道			(主) 益田阿武線	整備済			主要地方道	
補助幹線道路	生活道路から安全に幹線道路へ接続		3・3・1	益田停車場線	整備済	22	30	
			3・4・3	駅東線	整備済	20	330	
			3・4・15	須子中線	未整備	16	290	
			3・4・23	中須中島線	整備済	18	720	
			3・5・10	須子高津線	整備済	11	570	
			3・5・12	雪舟乙吉線	整備済	12	640	
			3・5・13	沖田七尾線	整備済	12	780	
			3・5・24	中吉田中須線	事業中	14	890	
区画道路	特色のある生活道路		7・6・1	迫山堀川線	整備済（一部未整備）	8	1,170	
			7・6・2	舟入上市線	未整備	8	1,100	
			7・6・3	駅前1号線	整備済	9	80	
自転車・歩行者道路	特色のある自転車・歩行者道路		8・7・1	駅前2号線	整備済	4	40	
			8・7・2	片山三宅線	整備済（一部未整備）	3.3～5.3	180	
			8・7・3	万福寺門前線	整備済	1.6～6.2	180	
			8・7・4	染羽片山線	未整備	4.4～5.8	100	
			8・7・5	染羽線	未整備（一部完了）	3.4～4.8	320	
			8・7・6	医光寺線	整備済	3.3～3.8	80	
その他			3・4・17	稲積赤城線	未整備（検討路線）	18	2,250	

※1) 内環状道路の一部を兼用

※2) 外環状道路の一部を兼用

※3) 内環状、外環状道路の一部を兼用



益田市都市計画
マスタープラン

凡 例

- 都市計画区域
- 用途地域
- 用途地域界
 - 第一種低層住居専用地域
 - 第一種中高層住居専用地域
 - 第二種中高層住居専用地域
 - 第一種住居地域
 - 第二種住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 工業地域
 - 工業専用地域
- 主要幹線道路
- 幹線道路
- 補助幹線道路
- 区画道路
- 自転車・歩行者道路
- 国道
- 県道（一般及び主要地方道）
- 市道（1級及び2級）
- 広域農道
- 検討路線
- 内環状道路
- 外環状道路
- 県立自然公園
- 都市計画公園

幹線道路網体系図



2. 上下水道の方針

(1) 上水道の整備方針

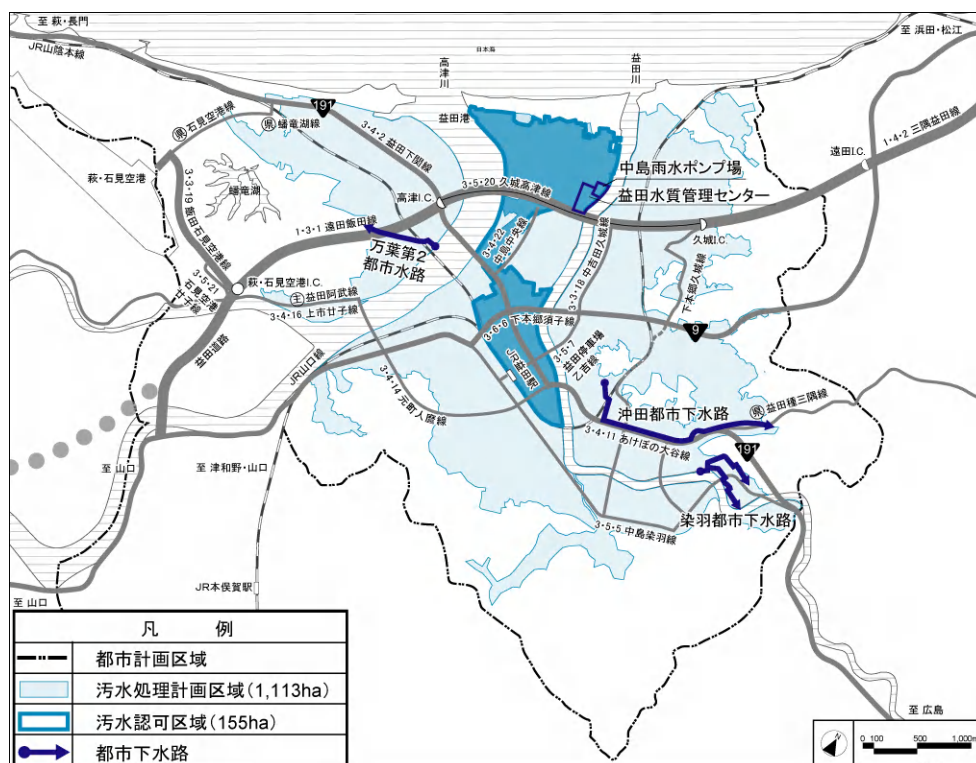
すべての利用者が安心しておいしく飲める水を供給するために、計画的・効率的な施設更新・改修を実施します。また、地震・風水害等の自然災害、停電、水質事故などの非常時においても被害を最小限に抑えるための水道施設の耐震化や緊急貯水槽の設置等の整備を推進して安定的な供給を図ります。

(2) 下水道の整備方針

快適な都市生活を維持・向上するとともに環境への負荷を低減するため、今後とも土地利用状況と経済性を勘案しながら、公共下水道や都市下水路の計画的な整備を推進します。

■公共下水道事業の推進

本市の公共下水道は、終末処理場の位置を益田川左岸として、汚水処理区域面積 1,113 ha（処理区域内計画人口 31,100 人）の区域で計画されており、そのうち事業認可区域は、平成 30 年度を目標として、益田川左岸の中島町を中心とした 155ha の区域で整備が進められています。今後も継続して下水道の整備を計画的に推進し、市街地の浸水対策並びに水質環境の保全に努めます。



出典：益田市公共下水道事業計画図より

5-5 自然的環境及び景観形成の方針

1. 自然的環境及び景観形成の方針

(1) 自然的環境の整備又は保全の方針

本都市計画区域は、豊かで清らかな高津川と益田川が平野部の市街地を通して日本海に流れ込んでおり、一方を海に、三方を丘陵樹林地に包まれた水と緑の豊かな美しい自然環境の中にまちを形成しています。

また区域内には、歴史的な資源が豊富にあることから、これらを豊かで美しい自然環境と一体的に整備・保全・活用して憩いや自然・歴史・文化とのふれあいの場を提供することで、市民がここで暮らすことの喜びや豊かさを感じることができるよう「緑と文化のネットワーク」を形成することを基本的な方針とします。

このネットワークを構成する要素の例としては以下のものがあります。それぞれの特徴を活かしながらネットワーク化することで、自然的環境の質を高めていきます。

■ネットワークを構成する要素

類別	緑の種類	方針等
自然的環境資源	●街なかの緑 万葉公園や益田運動公園、街区公園などの都市公園や道路植栽、公共施設内の緑など	・都市生活に必要なオープンスペースを確保し良好な都市環境を形成するため、街区公園等の施設緑地及び市街地内樹林地等の維持・保全・活用を図ります。 ・住民の健康の維持、増進、文化活動の場及び地震時、火災時の避難地として活用します。 ・良好な住環境を形成するため、地区計画制度や緑化協定等による緑化を推進します。
	●山の緑 市街地の後背地に広がる樹林地	・市街地の後背地に広がる樹林地については、動植物等の生息・生育地の確保、都市環境の維持のために保全を図ります。特に土砂流出や地すべりの恐れがある市街地周辺部の緑は積極的に保全を図ります。
	●水辺の緑 海浜部の松林、高津川や益田川など河川沿いの水辺空間、蟠竜湖周辺の緑地（県立自然公園）	・高津川、益田川の沿岸や海浜部の松林を緑地として位置づけ、植生や生態系の保全を図るとともに、水辺空間を活用したレクリエーション機能を持たせます。
	●歴史の緑 古墳等の文化財、寺社内の庭園や周辺の樹林地、貴重な保存樹、七尾城跡など	・古くから存在する歴史的な価値の高いこれらの点在する緑は積極的に保存するとともに、市民がより親しめる環境づくりを推進します。
	●農地の緑 良好な景観・環境を有する市街地周辺のまとまった農地	・景観保全の方法を検討していきます。
歴史的資源	高津柿本神社、医光寺、萬福寺、グラントワ、スクモ塚古墳、七尾城跡、三宅御土居跡など	・歴史的な資源をネットワークで結ぶことにより連続性や回遊性を形成し、都市の魅力を高めていきます。また、特に良好な都市環境の形成に重要な役割を担う地域については、風致地区や緑地保全地区等地域地区の指定を検討するなど維持・保全に努めます。

(2) 景観形成の方針

「景観」は市民の生活に密着し、愛着や誇りが生まれ、育まれていく・・・という視点から考える必要があります。

そこで、先立って行われた市民へのアンケート調査結果（一般の部）を見ると、本市を特徴付けるシンボルや自慢できるものとして「高津川」との回答が22.1%と最も多く、次いで「グラントワ」（17.2%）、「持石海岸」（12.7%）の順となっていました。

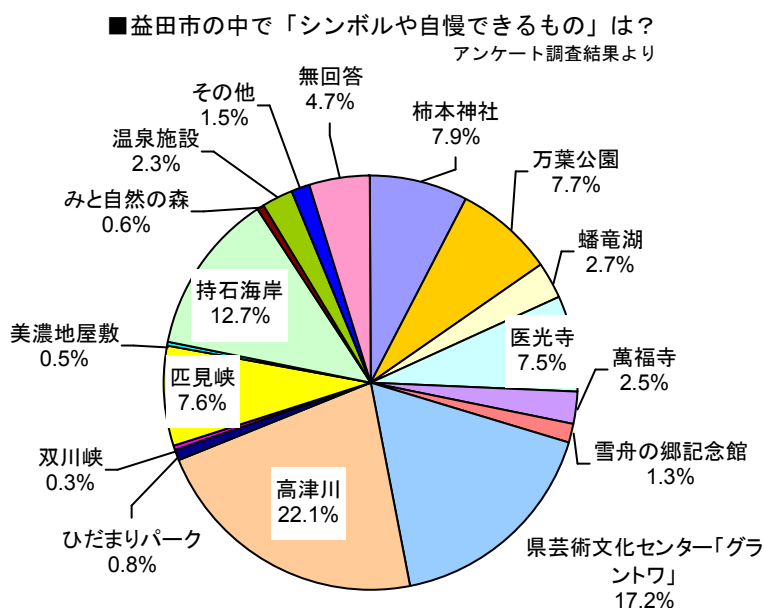
詳しく見てみると、自然環境では「高津川」、「持石海岸」、「匹見峡」、「蟠竜湖」、「双川峡」の順に多く、合わせて45.4%を占めており、施設では「グラントワ」、「万葉公園」、「温泉施設」、「ひだまりパーク」、「みと自然の森」の順に多く、合わせて28.6%を占めていました。歴史的資源では「柿本神社」、「医光寺」、「萬福寺」、「雪舟の郷記念館」、「美濃地屋敷」の順に多く、合わせて19.7%を占めていました。

このように益田市は、自然、文化、歴史など多くの資源を有しており、高順位のものは都市計画区域内に多いことが分ります。

また、本市は、平成23年8月1日に景観行政団体※¹となりました。今後の取り組みとしては、引き続き「景観計画」を策定し、景観計画区域及び景観計画区域における良好な景観形成に関する方針等を定め、官民一体となった良好な景観形成へ向けて積極的に取り組んでいきます。

これらのことを踏まえて、次のように景観形成の方針を定めます。

※1 50 ページ参照



●自然の景観

山や清流などの本市の豊かな自然景観を保全し、将来に継承するため、無秩序な開発の抑制や緑地の保全などに努めます。

●市街地の景観

良好な市街地景観の維持・形成に努め、歴史的な景観と調和した都市景観の創出を図ります。本市においては益田地区における中世からの“古い益田”とＪＲ益田駅や中島染羽線を中心とした“新しい益田”という二つの顔が同居しており、今後はこれらの調和を図るとともに、先人から受け継いできた歴史的伝統文化を継承・発展させながら新たな都市景観の創出を図っていきます。

●農村の景観

中島・中須や飯田・虫追などの農村集落の中には、石見地域特有の赤瓦（石州瓦）で葺いた家屋と田園風景が織りなす見事な景観を有している地区があります。このような農村景観は、益田の地域文化をあらわす役割を果たしていることから、積極的にその景観の保全や活用を図ります。

●沿道の景観

屋外広告物などの適正な誘導を中心とした眺望景観の形成に努め、訪れる人や住む人が安らぎを感じられる沿道の景観形成を図ります。

●河川の景観

高津川や益田川の清らかな流れは本市のシンボルであるとともに、気軽に川や水に親しめる場ともなっています。今後も河川環境の維持・保全に努め、河川美化や水質浄化の活動を通じた市民活動や交流が盛んな地域づくりを目指すとともに、美しい河川景観と清流の保全・創出に努めます。

●海の景観

三里ヶ浜では日本海に夕日が沈む雄大な景観を見ることができ、中須町では白砂青松の美しい海岸の風景が見られます。これらは、陸地に広がる木々の豊かな緑や収穫期の田園の黄金色などの色彩とも相互に引き立て合って、深く美しい海の“青さ”を際立たせており、人々に癒しや恵みを与える源となっていることから、青を基調とした景観の形成と積極的な保全や活用を図ります。

益田市都市計画
マスタープラン

凡 例

都市計画区域

主要幹線道路

幹線道路

補助幹線道路

市街地

中心市街地

●街なかの緑

都市公園

大規模公園

道路植栽等

●既存

●計画

公共施設内緑地等

●山の緑

後背緑地
(地域森林計画対象民有林や保安林等)

●水辺の緑

河川沿いの緑

海浜部の松林

湖周辺の緑地

●歴史の緑

文化財等

神社仏閣等

歴史・文化ゾーン

●農地の緑

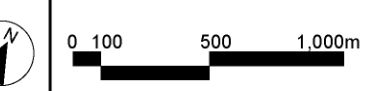
農地(農用地等)

歴史的・文化的資源

緑と文化のネットワーク

水辺のネットワーク

緑と文化の
ネットワーク体系図



5-6 持続可能な都市へ向けて

益田市は山や海などの美しい自然環境に包まれ、歴史的な資産も多く分布しています。また近年では、島根県芸術文化センターや益田道路、駅前再開発や益田川左岸の区画整理など良好な都市環境の整備も着実に進み、自然と人間が調和した美しく住みよいまちが出来つつあります。しかし一方では、人口減少や少子高齢化が進み、地方財政も厳しい状況が続いています。このような中で将来へ向けた取り組みとして重要なことは、都市機能を集約し、既存の社会資本を有効に活用しながら効率的で低コストな「持続可能な都市」の形成を図ることです。

1. 都市機能を集約する

一つの重要な視点として、今後は“都市の拡大を抑制”することがあげられます。人口は確実に減少し続けており、財政状況も悪化する中で、郊外部の開発は多くのコストがかかり、農地や森林等の良好な自然環境にもダメージを与えかねず、中心市街地をさらに空洞化させることとなります。

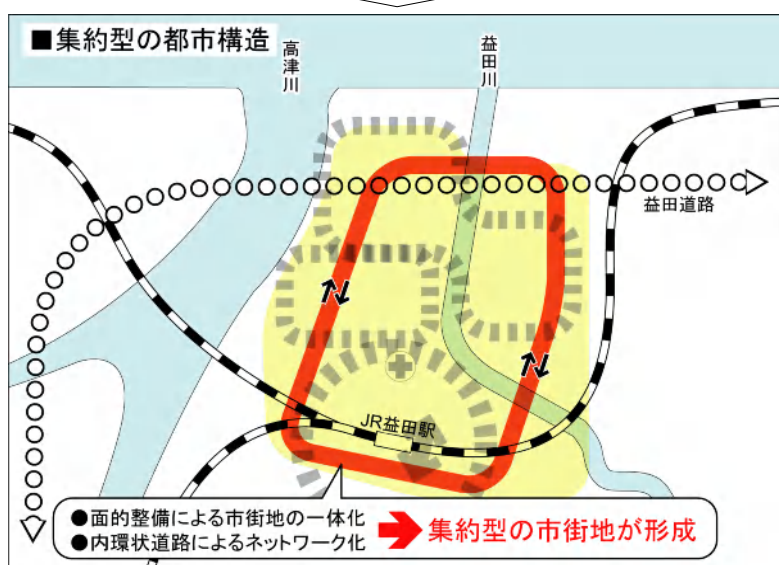
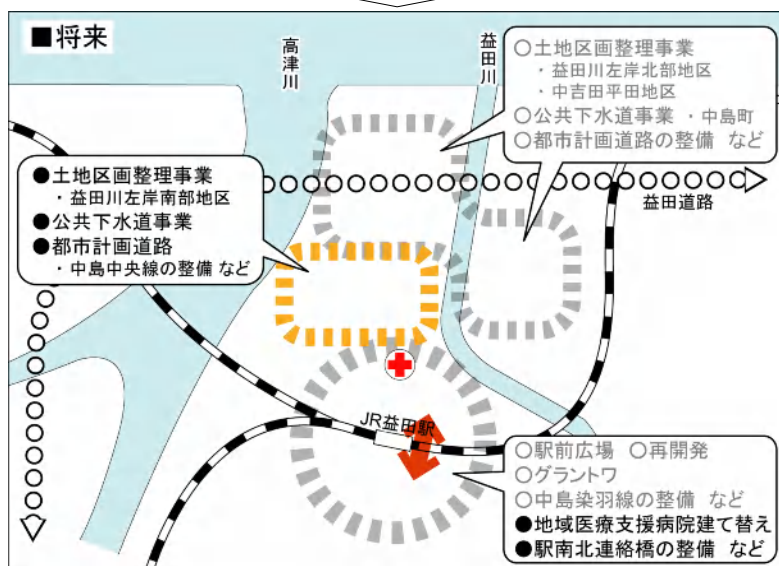
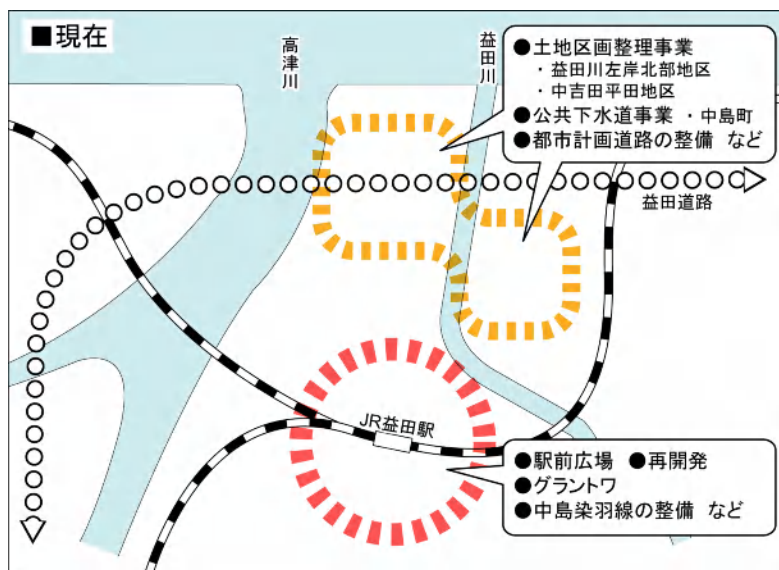
都市が拡散せずにコンパクトであるということは、人や物の移動距離が少なくてすみ、それにかかるエネルギー（＝環境負荷）を抑制できることにもなります。また、年々増えていく道路や公共施設の維持管理費も抑制されることとなります。

本市において考えると、JR 益田駅の周辺では駅前広場を含む再開発、グラントワ、中島染羽線の整備など、中心市街地としての都市機能の高質化・集約化が図られつつあり、その北部では益田川の両岸における区画整理、下水道施設、都市計画道路などが益田道路の整備と併せて着実に整備が進んでいます。さらに今後は引き続き、駅北側における地域医療支援病院の建て替えや駅南北を結ぶ連絡橋（自由通路）、益田川左岸南部地区では区画整理事業が予定されており、駅周辺から益田川両岸にかけて一体的な集約型の市街地が形成されようとしています。

そして、この市街地を循環する南北約2km、東西約1kmの道路網（このネットワーク化を本計画では「内環状道路」と呼んでいます。）を整備することにより、都市機能集約型の持続可能なまちの姿が見えてきます。ここでは、循環型バスやベロタクシー（人力タクシー）、自転車シェアリングなど様々な低炭素化の取り組みも可能となります。

さらに市街地を大きく循環する「外環状道路」の整備と併せて本市の骨格が形成されることとなり、市内周辺や市外から訪れる人は、このネットワーク化された内外の環状道路により、アクセスが容易で快適な都市環境を利用することが可能となります。

■都市機能を集約する



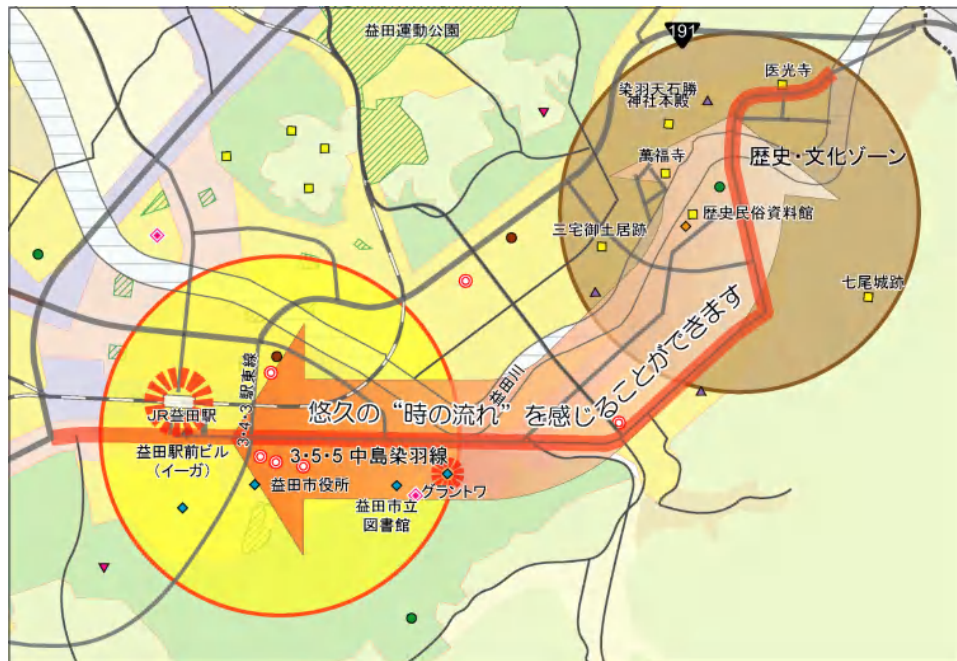
2. 都市の魅力を向上させる

都市の魅力とは、良好な街並みや景観のみに捉えがちですが、それだけでなくまちに暮らす人々が生き活きと豊かに暮らしていけることが重要です。幸いなことに益田市は、この“都市の魅力”という点において、自然環境や歴史的な資源を多く持っています。

そのような中で、さらに都市の魅力を向上させるために最も重要かつ効果的な路線として注目されているのが、現在整備が進んでいる都市計画道路中島染羽線です。

まちの中心部にあたる JR 益田駅前から再開発ビル「イーガ」、市立図書館、島根県芸術文化センター「グラントワ」等の近代的・機能的な施設をゆとりある広幅員の歩道を備えた中島染羽線で結び、益田市の“新しい顔”としての高質で賑わいのある快適な都市空間を創出しています。そして、その先には、中世からの歴史的な遺産が多く残されている益田地区があり、ここでは歴史を活かしたまちづくり等の取り組みにより、魅力を持った街並みが形成されています。

これらの言わば JR 益田駅周辺の「新しい顔」と益田地区の「古い顔」が都市計画道路中島染羽線の道路整備をきっかけにしてそれぞれの個性を引き立て合い、連続して一体となることで、来訪者は、歴史や文化を大切にする益田市民の“心”と、中世から現在まで続く悠久の“時の流れ”を感じることができるでしょう。



3. 都市の資産を上手に管理する

都市の資産とは、道路や鉄道、病院などの社会基盤から歴史的な資源や豊かな自然環境などそこに住む人々が時間をかけて育み、守ってきた構成要素のことです。

これらの住民生活を支えてきた資産をいかに減らすことなく次の世代に引き継いでいくか、というのは持続可能な都市を実現させるために重要なことです。

本市では今までに人口増加への対応や都市環境を向上させるために多くの道路や河川、公園などの社会資本を整備してきました。今後はこれらの社会資本がますます高齢化していく中で、また限られた予算の中でいかに安全に長く使い続けていくかが重要となります。

そのためには、公共施設の維持管理・補修等の計画を統合して考える”長寿命化計画”を策定し中長期的な取り組みを行う必要があります。

このままでは一時期に来るであろう維持補修・更新費の急激な増大を予測した上で、優先順位に基づく補修等の予防的措置を図り、かかる予算の平均化やライフサイクルコストの削減を図っていくことが長寿命化、ひいては持続可能な都市を実現するために重要なことです。

このような方法を「アセットマネジメント」と言います。資産を効率よく管理・運営するという意味で、資産としての公共施設を的確に把握し、管理目標の設定→実施→評価→改善というサイクルを着実に繰り返しながら、限られた予算で合理的かつ効果的・効率的な維持管理を進める手法です。

■アセットマネジメントのフロー図の例



一方、歴史的な資源や豊かな自然環境を後世に引き継ぐためには、環境の保全と創造のための施策を総合的・計画的に進めていく“環境基本計画”や、良好なふるさとの景観を長期的に維持・保全していくための“景観計画”の策定などを通じて、住民一人一人が環境や景観に関心を持ち、誇りと自信を持って行動していけば、この素晴らしいふるさとの環境を後世に残していくことが出来ると考えられます。

第 6 章 地域別構想

6-1 地域別構想

第5章の「都市計画区域内構想」を踏まえて、面積規模や人口、生活圏等から見てさらに細かく地域別に区分して都市づくりの方向性を示す必要がある益田地域の都市計画区域について4地域に区分した各地域毎の“地域別構想”を定めます。

(1) 地域区分の考え方

各地域は、都市計画区域内のコミュニティ単位や地形的な分断要素によって区分します。

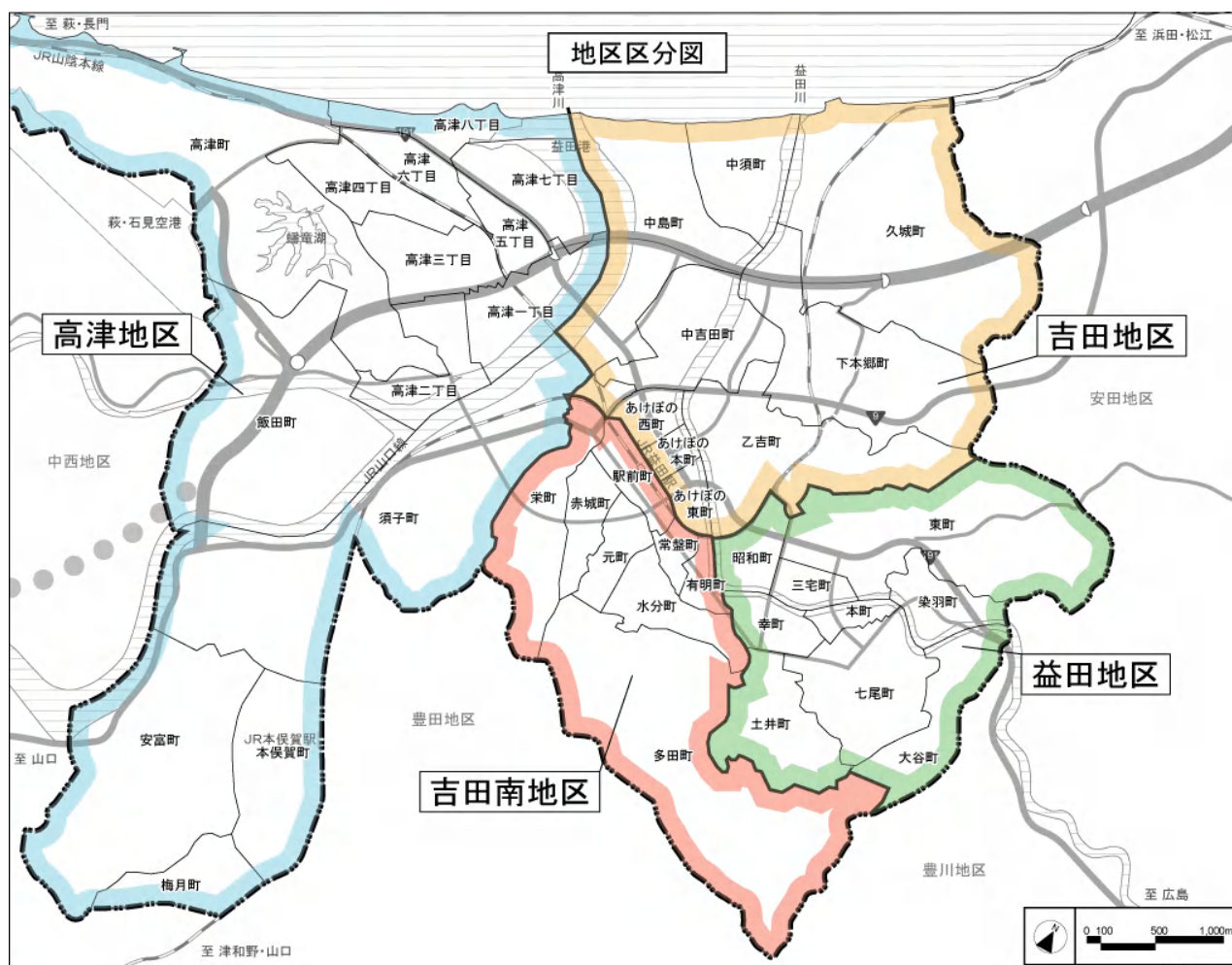
(2) 地域区分

「旧町村界」と「小学校区」がほぼ対応しているので、この単位を基本とします。ただし、豊田地区に少し入る区域（安富町また梅月町・本俣賀町の一部）は、高津川流域の一体性を考慮して「高津地区」に含めます。

地域区分	町 丁 名
益田地域 (約 6,400 人)	染羽町、昭和町、七尾町、三宅町、本町、東町、幸町、土井町、大谷町の一部
吉田南地域 (約 4,300 人)	多田町、駅前町、有明町、赤城町、水分町、栄町、常盤町、元町
吉田地域 (約 9,700 人)	中島町、乙吉町、中吉田町、あけぼの東町、中須町、あけぼの本町、久城町、あけぼの西町、下本郷町
高津地域 (約 9,100 人)	高津一丁目～八丁目、高津町、須子町、飯田町 〈豊田地区〉安富町、梅月町、本俣賀町（JR 線以西）

（注）人口は、平成 23 年 3 月 31 日現在 住民基本台帳より集計

■地域区分図



1. 益田地域

(1) 基本的な方向性

益田地域は、中世より栄えた本市でも最も古くからのまちです。雪舟庭園で有名な萬福寺や医光寺、三宅御土居跡など数多くの歴史的な資源が多く存在しており、個性的で趣のある街並みを形成しています。この地域は、今後も歴史・文化的資源を活かした取り組みを通して、個性的で魅力のある住宅地を中心としたまちづくりを推進します。

(2) 土地利用の方針

歴史的な街並みの風情を活かした住宅地中心の土地利用とし、市街地背後緑地や益田川等の自然環境と調和したまちづくりを目指します。

(3) 交通体系の方針

本市の外環状道路の一部となる中島染羽線～益田運動公園徳原線の適切な維持・管理を図るとともに、歴史的風情を持った特色ある生活道路などの整備を推進して道路ネットワークの形成を図ります。

(4) 自然環境形成及び景観形成の方針

歴史・文化ゾーンを散策できるような文化的なネットワークと、益田川の親水性や七尾城址の緑などを活用した自然的なネットワークの形成を図ることにより、個性的で魅力のある景観の形成を目指します。



益田	世帯数	人数
幸町	469	973
三宅町	238	569
七尾町	340	781
昭和町	232	525
染羽町	143	334
大谷町（一部）	62	150
土井町	170	428
東町	1,031	2,383
本町	138	295
合 計	2,823	6,438

平成23年3月31日現在 住民基本台帳より集計



2. 吉田南地域

(1) 基本的な方向性

吉田南地域は、本市の公共交通、文化、行政サービス、商業・業務機能などの都市機能が集約しており、本市の中心としての役割を担ってきた地区です。

近年は、JR 益田駅前地区の市街地再開発事業や島根県芸術文化センター「グラントワ」等の完成と併せて都市計画道路中島染羽線の整備が進められており、本市の中心性や拠点性がさらに高まってきています。

今後も、それらの高度な都市機能を中心として魅力ある「にぎわいの軸」の形成を図ることにより、本地域の居住・交流人口の拡大並びに複合的都市機能の形成を目指します。

(2) 土地利用の方針

都市計画道路中島染羽線沿道のにぎわいの軸を中心とした商業・業務系の土地利用を推進します。また、JR 益田駅の南北連絡橋（自由通路）の整備を推進し、駅の南北に広がる商業・業務系土地利用の一体化・連携強化を図り、コンパクトにまとまった魅力的な中心市街地の形成を図ります。

(3) 交通体系の方針

本市の外環状道路の一部となる中島染羽線、元町人麿線の整備を推進して、本市の骨格的な幹線道路網の形成を図ります。特に中島染羽線は、にぎわいのスペースを創出するためにゆとりのある歩行者空間の形成を図ります。



(4) 自然環境形成及び景観形成の方針

益田地域の中世からの歴史ある都市景観に対し、本地域は、市の中心市街地としての“新しい”魅力的な都市景観の形成を図ります。また、市街地後背部に広がる保全すべき樹林地との調和を図り、緑豊かな居住地の景観を維持・保全します。

吉田南	世帯数	人数
栄町	144	284
駅前町	379	787
元町	285	578
常盤町	169	406
水分町	288	697
赤城町	327	659
多田町	255	682
有明町	130	277
合 計	1,977	4,370

平成23年3月31日現在 住民基本台帳より集計



3. 吉田地域

(1) 基本的な方向性

吉田地域は、久城や下本郷においては緑豊かな丘陵住宅地を形成している一方で、益田道路の整備や益田川の河口部付近で土地区画整理事業が進んでおり、近年最も変化の大きい地域と言えます。また、地域南部の JR 益田駅北側や国道 9 号、191 号の沿道においては商業・業務系を中心とした市街地が形成されていることから、今後はこれら地域の実情に応じた適正な土地利用を目指すとともに、隣接する他の地域との連携による一体的な市街地の形成を図ります。

(2) 土地利用の方針

地域の東側、久城、下本郷においては緑豊かな居住ゾーンから、益田運動公園や雪舟の郷記念館等の集まるゾーンを通じて益田地域との連続性を持った土地利用とします。

益田川兩岸の区画整理によって整備された新しい住宅地は、今後幹線道路沿道における地区計画等を検討するなど適正な土地利用の規制・誘導を図ります。

また、隣接する益田川左岸南部地区については、土地区画整理事業等の面的整備を実施して良好な市街地の形成を図ります。

さらに、地域医療支援病院の隣接地への建て替えや JR 益田駅南北連絡橋（自由通路）の整備、中島染羽線の整備等を契機として、それらが連続して一体となった将来都市像の形成を目指します。



(3) 交通体系の方針

益田道路や国道 9 号、191 号をはじめ久城高津線、中島中央線、中吉田久城線など本市の骨格となる幹線道路のうち未整備箇所については整備促進を図り、本市の内環状、外環状道路の早期形成を目指します。

(4) 自然環境形成及び景観形成の方針

本地域は日本海や益田川、高津川といった良好な水辺の景観を有していることから、これらを保全しつつ親水空間の形成を図り、“水と緑のネットワーク”の構築を図ります。

吉田	世帯数	人数
あけぼの西町	162	344
あけぼの東町	69	145
あけぼの本町	128	230
乙吉町	820	1,830
下本郷町	602	1,399
久城町	1,101	2,584
中吉田町	429	1,021
中須町	288	655
中島町	596	1,502
合 計	4,195	9,710

平成23年3月31日現在 住民基本台帳より集計



4. 高津地域

(1) 基本的な方向性

高津地域は、清流高津川や万葉公園、持石海岸、蟠竜湖等の豊かな自然環境とともに飯田地区のようにまとまった優良な農地を有しています。

都市環境は、高津柿本神社周辺の古くからの門前町がある一方で、近年では国道191号沿いに大型集客施設等が建ち並ぶ市街地が形成されています。

今後は、計画的な土地利用による都市環境の向上を図るとともに、自然環境の保全・活用を図り、水と緑の一体的なネットワークの形成を図ります。

(2) 土地利用の方針

国道191号沿道部においては、複合的な都市機能を持つ市街地の形成を図り、既存住宅地については、良好な居住環境の向上・維持を図ります。

また、海、川、緑等本地域の豊かな自然環境は、それぞれの景観機能やレクリエーション機能を高めて、連携を強化することにより、総合的な自然・レクリエーションゾーンの形成を図ります。

(3) 交通体系の方針

幹線道路のうち未整備箇所については整備促進を図り、外環状道路の早期形成を目指します。特に、元町人麿線は、市の中心部と本地域を結ぶ重要路線であることから、整備促進を図ります。

(4) 自然環境形成及び景観形成の方針

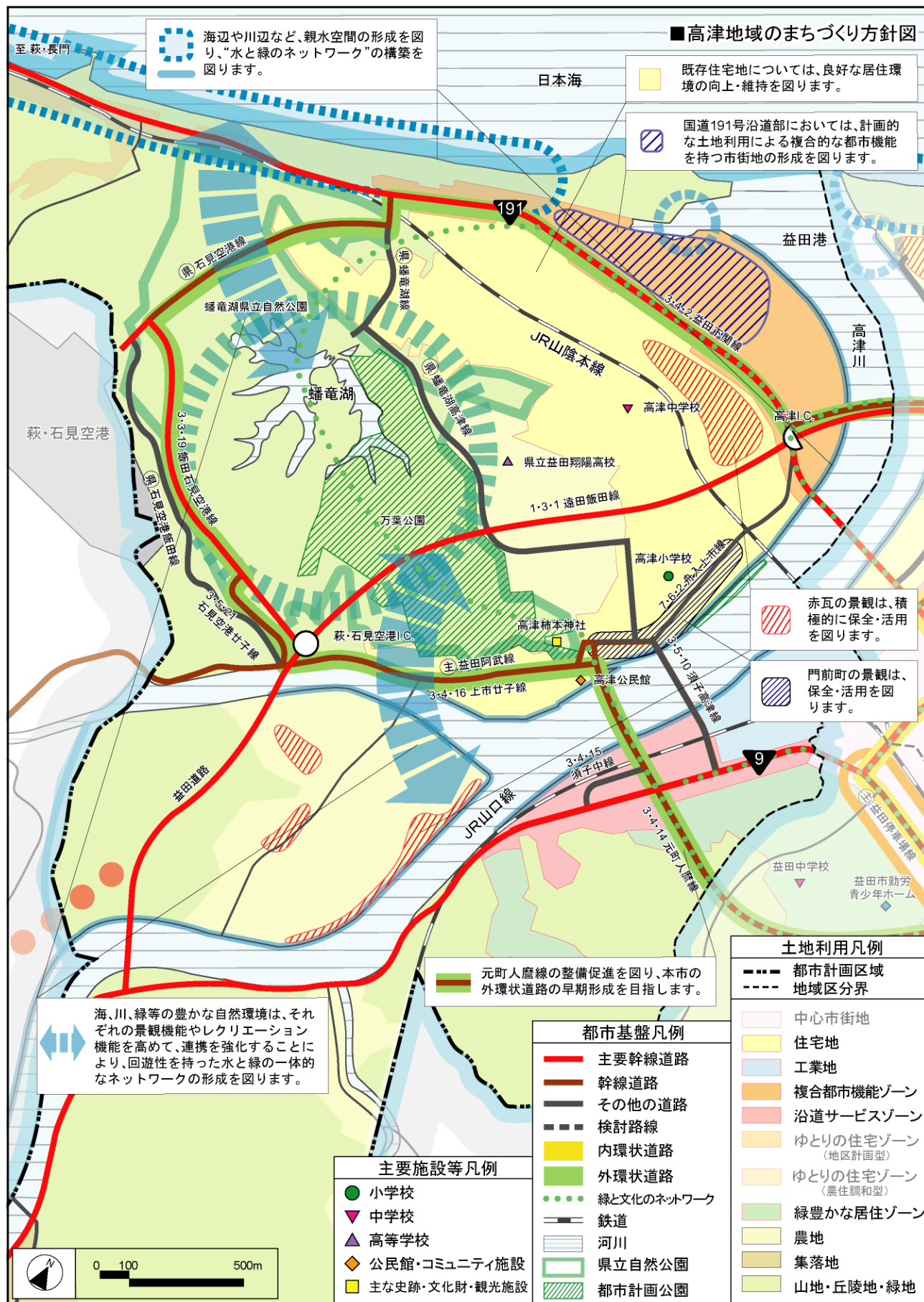
本地域は、市の中でも特に多様な自然環境を有しており、またそれが人々の歴史や文化、生活と密接に関わりを持っています（高津柿本神社、万葉公園、優良な農地、赤瓦の景観、高津川の鮎釣り等）。今後は、これらの高質な自然・景観資源を保全・活用するとともに、道路や歩行者導線等を整備することにより各々の連携を強化し、回遊性を持った水と緑の一体的なネットワークの形成を図ります。



高津	世帯数	人数
安富町（一部）	73	194
高津一丁目	463	1,033
高津二丁目	350	847
高津三丁目	178	384
高津四丁目	418	932
高津五丁目	425	983
高津六丁目	567	1,348
高津七丁目	1	1
高津八丁目	6	14
高津町	265	663
須子町	948	2,239
飯田町	164	495
本俣賀町（一部）	18	53
合 計	3,876	9,186

平成23年3月末日現在 住民基本台帳より集計

※安富町の一部及び本俣賀町の一部については、住宅地図より概ねの世帯数を把握して算出



第 7 章 都市計画マスタープランの実現へ向けて

7-1 都市計画マスタープランの実現へ向けて

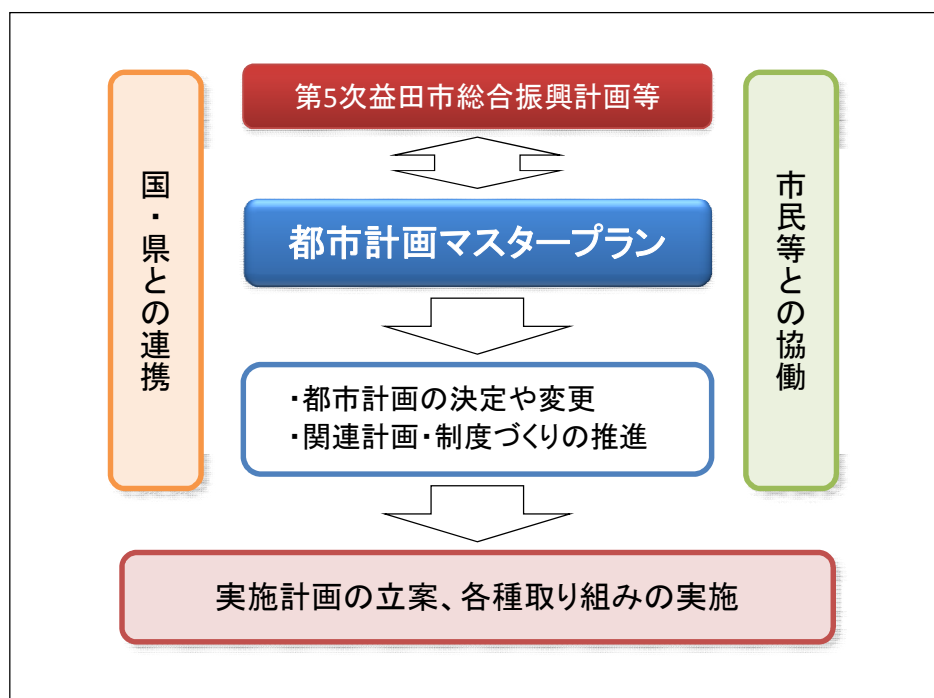
本マスタープランで示すまちづくりの方向性の実現に向け、行政と市民関係者が共有し、その方針に沿って具体的な個々の実施計画を立案し、実際に各種の取組みを推進し、マスタープランの実現に向けて取組みます。

1. 都市計画マスタープランから具体的なまちづくりへ

多くの市民の参加によりまとめられた「益田市都市計画マスタープラン」は、これからの本市の都市計画の基本的な考え方を示すものです。

今後、この都市計画マスタープランを基に都市計画事業やまちづくりを進めていくために、様々な都市計画の決定や変更、関連計画や制度づくりなどの取組みが必要となります。

また、今後のまちづくりを実現するうえでは、市民等が参加するまちづくりの重要性がますます高まることから、市民と行政の協働を推進することが必要となります。



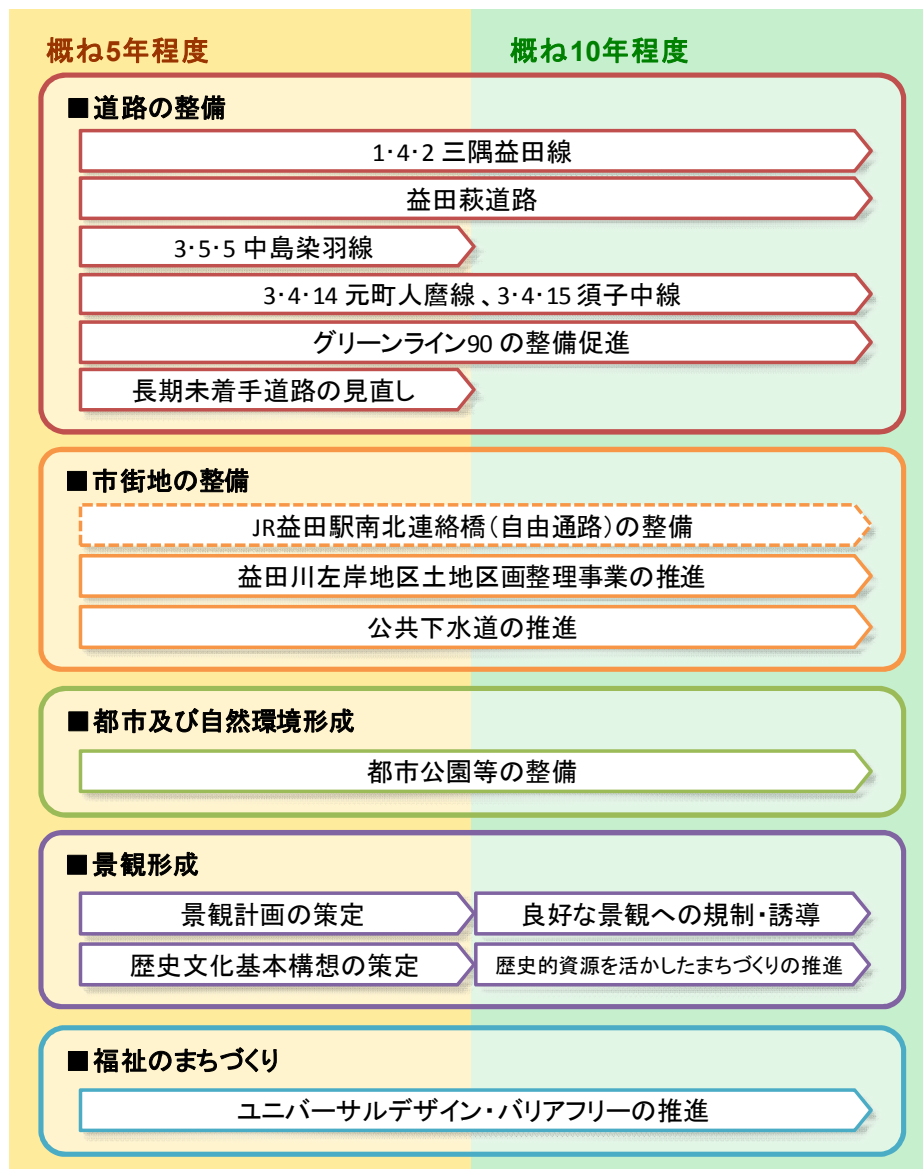
■都市計画マスタープランから具体的なまちづくりへ

2. 実現化プログラム

本マスタープラン策定後、市民や関係団体、行政機関へ公表・周知し、マスタープランの実現のための取組を進めていきます。都市計画マスタープランは、概ね10年先を見据えた長期的な方針ですが、重点プロジェクト等の優先度の高い事業等については、速やかに取り組む必要があります。

また、市民参加のまちづくり等、段階を踏みながら取り組むべきものや、都市施設整備や産業の振興策等、継続的な取組が必要となるもの等、着手や実施期間は様々ですが、その目的や効率性等を考慮しながら、着実に取組を進めていきます。

以下に、都市づくりの実現化に向けた取組のプログラムのイメージを示します。



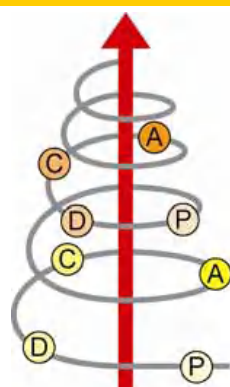
■取組プログラムのイメージ

3. 都市計画マスタープランの管理と見直し

本市の今後の都市づくりは、この都市計画マスタープランの方針にもとづき、各種の制度や事業を活用しながら進めていくこととなりますが、PDCAサイクルにより、定期的に施策の進捗状況を確認します。その結果、改善が必要な施策については、検証を行い適切な管理を行っていきます。

また、都市計画マスタープランは、長期的な方針であることから、「益田市総合振興計画」や「島根県の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の上位計画が改定された際や、法制度の改正、人口・産業動向等による社会経済情勢の変化及び住民の意向等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

益田市都市計画マスタープランの実現



- ACTION** （維持・管理）
↑ 市民、事業者、行政等が実施
- CHECK** （評価・見直し）
↑ 専門家、観光客、市民、市民団体
等第三者等による客観的評価
- DO** （事業の実施）
↑ 市民、事業者、行政等が実施
- PLAN** （企画・計画）
市民、事業者、行政等が実施

■PDCAサイクルのイメージ

